

974

指定統計
石炭月報関係

(2)

片取
○
7



指定統計

29年度

第11号

石炭月報(勞務B)

庶務統計係

労働統計第11号
様式：次-2-C

通商産業省労働統計課

石炭月報 (労務二)

昭和48年5月分

第1次 通商産業局長
提出期日 翌月10日
提出場所 3 部

6. 労務者就業状況

区 分	総 員 数			計	
	基	準	準 外 (15人未満計別)		
管内 労働者 数	其 内	261	43	21	325
	其 外	290	23	109	422
	計	551	66	130	747
管内 労働者 数	其 内				
	其 外				
管内 労働者 数	其 内	263			263
	其 外	275			538
管内 労働者 数	計	538			538

7. 従業員給与 (単位：1,000円)

区 分	給 与			平均人員		
	毎月定率で支払われる賃金					
	基	準	計			
管内 労働者 数	其 内	2,000.5	1,000	2,000.5	2,000.5	50
	其 外	2,000.5	1,000	2,000.5	2,000.5	110
	計	4,001	2,000	4,001	4,001	160
管内 労働者 数	其 内	2,000	1,000	2,000	2,000	10
	其 外	2,000	1,000	2,000	2,000	10
管内 労働者 数	計	4,000	2,000	4,000	4,000	20

8. 臨時労働者賃金 (単位：1,000円)

区 分	計	実 金 総 額	備 考 (労務所管) 224.0
管内 労働者 数	其 内		
	其 外		
管内 労働者 数	計		
企業名	本報委託 委託先		
事業所名	事業所所在地 (電 話)		
調査年月	調査年月日		
調査年月	調査年月日		

通商産業省 (石炭統計課)

(労務番号4111号)

労務統計第11号
様式：一-1-C

通商産業省労働統計調査

石炭月報 (労務二)

昭和43年4月

発行元 通商産業省
発行所 労務統計課
発行部数 1 部

6. 労務者就業状況

区 分	就 業 者 数			計
	基 準	基 準 外	(内自給自足)	
全(人) 労務者 (労働者)	坑内員	5,326	702	6,028
	坑外員	4,627	1,434	6,061
	計	9,953	2,136	12,089
臨時 労務者	坑内			
	坑外			
計	坑内	5,326		5,326
	坑外	4,627		4,627

7. 従業員給与 (単位：千円)

区 分	給 付 金				その他	合 計	平均人員
	毎月定まつて支払われる賃金						
	基 準	基 準 外	計				
全(人) 従業員 (労働者)	坑内員	27,470	1,116	28,586		28,586	192
	坑外員	27,270	1,119	28,389		28,389	187
	計	54,740	2,235	56,975		56,975	379
臨時 従業員	坑内	1,237	472	1,709		1,709	10
	坑外	1,187	183	1,370		1,370	26
計	2,424	655	3,079		3,079	36	

8. 臨時労務者賃金 (単位：千円)

区 分	賃 金 総 額	備 考
臨時 労務者		
計		
企業名	事業年度	
事業所名	本所または 本所所在地	(単位)
昭和43年4月10日現在	報告義務者の報告および 調査	
	作成者の職名および氏名	

通商産業省 (労務統計課)

(昭和43年 4月)

煤炭統計第11号
様式1-2-C

通商産業省生産統計課統計課

石炭月報 (分務二)

昭和43年3月

発行所 通商産業省
発行年月 3月10日
発行部数 1部

6. 労働者就業状況

区 分	総 雇 用 数			計	
	基 準	基 準 外	(内分務者)		
煤 炭 採 掘 業	坑内員	2,232	912	2,58	7,296
	坑外員	4,675	1,896	2,22	6,271
	計	16,159	1,808	477	13,667
煤 炭 運 送 業	坑内員				
	坑外員	569			569
	計	343			343
計		912		912	

7. 従業員給与 (単位:1,000円)

区 分	給 与			平均人員	
	基 準	基 準 外	計		
煤 炭 採 掘 業	坑内員	3,800	2,130	1,171.5	308
	坑外員	2,900	1,000	1,000.0	197
	計	1,250	40.7	1,600.5	500
煤 炭 運 送 業	坑内員	1,100	0.0	1,600	40
	坑外員	100	0.0	100.0	4
	計	1,200	0.0	1,700.0	44

8. 臨時分務者賃金 (単位:1,000円)

区 分	賃 金 総 額	備 考
坑内		
坑外		
計		

企業名	事業所所在地
事業内容	本社または 本支店所在地 (郵便)
昭和 年 月 日 締 計	申告者数(分務者2名 除く) 作成者の職名および氏名

通商産業省 (印刷局委託)

(採集番号 1)

調査報告書
様式：一—二—C

通商産業省労働統計調査

石炭月報 (労働二)

昭和 43 年 2 月号

調査年度
調査月
調査日
調査回数

6. 労働者就業状況

区 分	前 年 同 月			計	
	基 準	基 準 外	(計20,000)		
全 国 炭 坑 労働者	坑内員	6,057	782	170	6,887
	坑外員	4,529	1,526	206	6,115
	計	10,586	2,308	376	12,892
道 内 炭 坑 労働者	坑内員				
	坑外員				
	計				
道 外 炭 坑 労働者	坑内員	514			514
	坑外員	140			240
	計	444			754

7. 従業員給与 (単位：1,000円)

区 分	前 年 同 月			その期合	計	平均人員
	給与額多かつて支給し得る賃金					
	基 準	基 準 外	計			
全 国 炭 坑 労働者	坑内員	2,221	1,820	1,220	5,261	285
	坑外員	1,222	1,741	462	3,425	204
	計	3,443	3,561	1,682	8,686	489
道 内 炭 坑 労働者	坑内員	1,177	811	262	2,250	140
	坑外員	1,221	1,192	172	2,585	140
	計	2,398	2,003	434	4,835	280

8. 臨時労働者賃金 (単位：1,000円)

区 分	賃 金 総 額	備 考
道内		
道外		
計		

企業名	事業所所在地
事業所名	本誌巻仁は 本誌巻仁は

昭和 年 月 日調査	調査員(氏名)
------------	---------

通商産業省 (経済統計調査部)

(調査番号) 9

行政統計表日号
様式：一2-C

労働者及び労働者統計調査

石炭月報 (労働二)

昭和26年 / 10

基出先 労働局東京局
提出期日 翌月10日
提出回数 1 回

6. 労働者就業状況

区 分	種 別				
	基 準	基 準 外	(1) 全労働者	計	
管内 労働者 (1) 全労働者	管内員	5,667	7,066	12,733	4,423
	管内員	4,349	1,494	5,843	5,843
	計	10,016	8,560	18,576	18,576
管内 臨時 労働者	管内員				
	管内員				
	計				
管内 臨時 労働者	管内員	496		496	496
	管内員	1,332		1,332	1,332
	計	1,828		1,828	1,828

7. 従業員給与 (単位：1,000円)

区 分	額 外 給 付			本 給 付	合 計	平均人員
	基 準	基 準 外	計			
管内 労働者 (1) 全労働者	管内員	1,227.7	1,227.7	2,455.4	1,022.4	3,128.7
	管内員	1,227.7	1,227.7	2,455.4	461.6	3,057.7
	計	2,455.4	2,455.4	4,910.8	1,484.0	6,394.8
管内 臨時 労働者	管内員	1,227.7	1,227.7	2,455.4	1,682.6	4,138.0
	管内員	1,227.7	1,227.7	2,455.4	1,682.6	4,138.0
	計	2,455.4	2,455.4	4,910.8	3,365.2	8,273.2

8. 臨時労働者賃金 (単位：1,000円)

区 分	額 外 給 付	備 考
管内 臨時 労働者		
計		

企業名	事業所所在地
事業所名	本社 東京都 本出所 東京都
昭和 年 月 日 提出日	申告義務者(代表者)の上記 理由 作成者の職名および氏名

送附票番号 (石炭統計調査用)

(労働局東京局)



形式：一—C

高知県庁労働統計課

石炭月報 (分巻二)

昭和 22 年 12 月号

発行先 高知県庁
発行日 昭和 22 年 12 月 1 日
発行部数 3 冊

6. 労務者就業状況

区 分	勤 務 者 数			計
	基 準	基 準 外	(内) 臨時勤	
高知県庁 (臨時勤)	坑内員	2,972	212	3,184
	坑外員	4,130	1,057	5,187
	計	7,102	1,270	8,372
臨時勤務者	坑内員			
	坑外員			
	計			
臨時労務者	坑内員	269		269
	坑外員	247		247
	計	516		516

7. 従業員給与 (単位: 1,000円)

区 分	勤 務 者 数			額		平均人員
	基 準	基 準 外	計	その 概	合 計	
高知県庁 (臨時勤)	坑内員	2,972	212	25,607	26,124	82.9
	坑外員	4,130	1,057	42,295	46,422	112.4
	計	7,102	1,270	67,902	72,546	102.2
臨時勤務者	坑内員	269		2,207	2,207	8.2
	坑外員	247		1,902	1,902	7.7
	計	516		4,109	4,109	7.9

8. 臨時労務者賃金 (単位: 1,000円)

区 分	賃 金 額
臨時 坑内員	
臨時 坑外員	
臨時 計	

概 算 100 - 5,870 円

企業名 _____ 事業の所在地 _____
 事業所名 _____ 本社または支店所在地 _____ (単位: 円)

調査 年 月 日 調査 労働者数中の臨時勤者数 _____
 各従業員の職名および氏名 _____

高 知 県 労 務 統 計 課 (労働統計課)

(調査番号) _____



年度設計第 11 号
様式：炭一ア-C

通商産業省労働統計課
石炭月報 (勞務二)
昭和 42 年 11 月分

編 号 通商産業統計
誌 本 期 目 第 11 期 目
誌 本 期 目 第 11 期 目
誌 本 期 目 第 11 期 目

6. 労働者就業状況

区 分	合 計	期 間 別			計
		基 準	期 間	比 率 (%)	
現 在 就 業 者 (1)	坑内員	6,707	7,29	1.08	7,446
	坑外員	4,981	1,456	1.96	6,437
	計	11,688	8,745	3.74	12,223
離 職 者 (2)	坑内員				
	坑外員				
特 許 者 (3)	坑内員	501			501
	坑外員	1,59			1,59
合 計		760			760

7. 従業員給与 (単位: 1,000円)

区 分	合 計	給 与		平均人員
		毎月定率で支給される賃金	その他合計	
現 在 就 業 者 (1)	坑内員	1,000.6	1,200.1	1,100.3
	坑外員	4,200.0	4,800.0	4,500.0
	計	1,200.6	1,400.1	1,300.3
離 職 者 (2)	坑内員	1,000.0	1,000.0	1,000.0
	坑外員	1,000.0	1,000.0	1,000.0
合 計		2,000.6	2,000.1	2,000.3

8. 臨時労働者賃金 (単位: 1,000円)

区 分	合 計	賃 金 総 額	備 考
現 在	坑内員		
離 職	坑内員		
特 許	坑内員		
合 計			

企業名	本邦または 本邦内其他
事業所名	事業所所在地 (〒)

昭和 年 月 日 調査	調査機関の記号および 調査員氏名	作成機関の記号および 作成員氏名
-------------	---------------------	---------------------

通 商 産 業 省 (石炭統計課)

(昭和 42 年 11 月)

労務統計表11号
様式：表-2-C

通商産業省労働統計課編纂

石炭月報 (勞務二)

昭和22年10月次

提出先 通商産業局長
提出期間 翌月15日
提出回数 2 部

6. 労務者就業状況

区分	種別	基 準 年 次 (1+5公債内割)		計	
		基 準 年 次	比 率		
管内 労働者 数	管内員	4,736	28.4	2,31	7,640
	管内員	5,027	14.56	14.3	6,433
	計	11,763	22.60	47.4	14,073
管内 労働者 数	管内員				
	管内員				
	計				
管内 労働者 数	管内員	465			465
	管内員	230			230
	計	695			695

7. 従業員給与 (単位: 1,000円)

区分	種別	給 与 額		平均人員	
		毎月定率として支給される賃金	その他		
管内 労働者 数	管内員	20,775	1,275	12,251	26
	管内員	22,222	1,700	20,222	216
	計	42,997	3,075	32,473	242
管内 労働者 数	管内員	1,221	800	1,221	45
	管内員	1,221	800	1,221	45
	計	2,442	1,600	2,442	90

8. 臨時労務者賃金 (単位: 1,000円)

区 分	賃 金 総 額	備 考
管内 管内 管内		
管内 管内 管内		
企業名	臨時者名目 臨時者名目	
事業所名	事業所所在地	(支店)
昭和 年 月 日提出	本表を提出の記号および口 印 作成者の職名および氏名	

通商産業省 (建設統計課編纂)

(労働番号 4)

報告統計表番号
様式1-2=C

高知県庁労働統計課

石炭月報 (労務二)

昭和42年9月

報告月 高知県労働局
報告期日 翌月15日
報告回数 3 期

6. 労働者就業状況

区分	就業数			計
	国内	国外	計	
計	1,721	264	1,985	2,685
国内	2,166	1519	3,685	6,685
国外	1,947	1,273	3,220	4,320
計				
国内	453		453	453
国外	214		214	214
計	667		667	667

7. 従業員給与 (単位: 1,000円)

区分	給与総額			平均人員
	国内	国外	計	
計	2,274	1,672	3,946	2,685
国内	2,274	1,672	3,946	2,685
国外	1,947	1,273	3,220	4,320
計	2,274	1,672	3,946	2,685
国内	2,274	1,672	3,946	2,685
国外	1,947	1,273	3,220	4,320
計	2,274	1,672	3,946	2,685

8. 臨時労働者賃金 (単位: 1,000円)

区分	賃金総額	平均人員
国内		
国外		
計		

企業名: _____ 事業所名: _____

報告年月日: _____

報告者 (労務課長): _____

高知県労働局 (高知県労働局)

報告者 (労務課長)



指定統計項目
様式 1-C

通商産業省労働統計調査
石炭月報 (労務一)
昭和 42 年 8 月号

紙の欠 通商産業省
紙の欠日 翌年 11 月
紙の欠数 1 部

6. 労務者就業状況

区 分	数 値 別 表			計	
	基 礎	基 礎 外	(内) 休 業 者		
現 在 就 業 者 (1,000人)	現 在 就 業 者	5,691	567	391	7,548
	就 業 者	5,577	566	385	6,643
	計	11,788	2,433	616	14,911
離 職 者	現 在 就 業 者				
	計				
計 別	現 在 就 業 者	420			420
	計	219			219
計		639			639

7. 従業員給与 (単位: 1,000円)

区 分	基 礎 賃 金			其 他 賃 金		平均月給	
	基 礎	基 礎 外	計	其 他	計		
現 在 就 業 者 (1,000人)	現 在 就 業 者	307.2	177.7	1,200.9	11.953	2,186.9	368.72
	就 業 者	290.0	170.8	1,100.2	11.257	2,032.9	323.8
	計	1,270.1	1,120.0	1,890.1	1,222.7	3,112.8	521
離 職 者	現 在 就 業 者	18.00	8.00	20.00	0.00	38.00	5.2
	計	1,288.1	1,128.0	1,910.1	1,222.7	3,150.8	90
計							9.2

8. 臨時労務者賃金 (単位: 1,000円)

区 分	賃 金 総 額	概 算
現 在 就 業 者		概 算 臨時労務者賃金 100 - 100 万円
離 職 者		
計		
企業名	事業所所在地	
事業別名	本表番号は 本店番号を添付 (別紙)	
昭和 年 月 日 提出	報告義務者の住所及び 所属	
	所属労働組合の名称	

通商産業省 (労務統計調査部)

(印刷番号 10)



煤炭統計第11号
様式1-2-C

連綿調査方式炭種統計調査
石炭月報 (分格二)
昭和42年7月号

第1次 連綿調査開始日
昭和42年5月13日
第2次調査開始日
昭和42年7月

5. 労働者就業状況

区 分	就 業 者 数			計	
	基 準	基 準 外	(内)臨時労働者		
管内 炭種別	坑内員	7,309	929	286	8,238
	坑外員	5,163	18,066	197	23,099
	計	12,472	27,655	653	40,377
管内 種別	坑内				
	坑外				
	計				
管内 種別	坑内	255			255
	坑外	141			141
	計	396			396

7. 従業員給与 (単位: 1,000円)

区 分	給 与 額			平均人員	
	基 準	基 準 外	計		
管内 炭種別	坑内員	1,000.0	2,000.0	1,200.0	100.0
	坑外員	2,000.0	3,000.0	4,000.0	200.0
	計	3,000.0	5,000.0	5,000.0	300.0
管内 種別	坑内	1,000.0	2,000.0	3,000.0	100.0
	坑外	2,000.0	3,000.0	4,000.0	200.0
	計	3,000.0	5,000.0	7,000.0	300.0

8. 臨時労働者賃金 (単位: 1,000円)

区 分	賃 金 額	備 考
管内 坑内		
管内 坑外		
管内 計		
企業名	事業所所在地	
事業所名	本調査では 未調査地域	(番号)
昭和 年 月 日 調査	報告義務者の氏名および 肩書	
	作成者の職名および氏名	



原簿記帳簿
様式1-1-1-C

高田炭産出地統計調査
石炭月報 (別巻一)
昭和42年6月

期別
報告月 翌月 翌々月
報告期数 1 2 3

6. 労働者就業状況

区分	就業者数			計	
	基	準	昇		
管内 炭産出地 (C区)	管内炭	7169	582	285	3,051
	管内炭	5009	1722	219	6,732
	計	12178	2604	504	14,733
管内 炭産出地 以外	管内炭				
	計				
管内 炭産出地 以外	管内炭	375			375
	管内炭	134			134
計	509			509	

7. 従業員給与 (単位:100円)

区分	月別給与総額			平均人口			
	基	準	昇				
管内 炭産出地 (C区)	管内炭	18017	1211	15228	2925	12153	376.4
	管内炭	2312	1727	2027	1261	6312	216.8
	計	18227	3450	16779	2986	12245	592.1
管内 炭産出地 以外	管内炭	10226	628	2092	252	2659	52.1
	管内炭	1125	226	1671	372	1943	40
計	20291	1074	3462	427	4602	92	

8. 臨時労働者賃金 (単位:1,000円)

区分	合計	備考
管内炭		
管内炭		
管内炭		
計		
事業名	労働関係	
事業内容	本事業のほかに 本事業のほかに	(単位)
昭和 年 月 日 提出	報告義務者の署名および 捺印	
	事業所の署名および 捺印	

高田炭産出地 (石炭産出地調査)

(調査票番号) 10



報告表第 11 号
形式 1-1-C

通商産業省労働統計調査
石炭月報 (労働二)
昭和 42 年 5 月

表 1 労働者就業状況
調査期日 昭和 42 年 5 月 15 日
調査地域 1 都

6. 労働者就業状況

区 分	就 業 者 数			
	基 礎 業 務 内	非 基 礎 業 務 内	計	(内自給労働者)
男性(15歳以上)	7446	890	8336	3266
女性(15歳以上)	6094	1264	7358	4849
計	13540	2154	15694	8115
臨時労働者				
パート労働者				
計	650		650	
計	1400		1400	
計	890		890	

1-57
40
55

7. 従業員給与 (単位: 1,000円)

区 分	月 給 額			平均人員
	高 率 区 間 内	中 間 区 間 内	低 率 区 間 内	
男性(15歳以上)	1,140.2	1,870	2,165.3	377
女性(15歳以上)	274.7	1,047	2,017	218
計	1,414.9	2,917	4,182.3	595
臨時労働者	112.2	574.6	1,276	51
パート労働者	103.6	571.8	1,254	40
計	215.8	1,146.4	2,530	91

8. 臨時労働者賃金 (単位: 1,000円)

区 分	賃 金 総 額	人 数
男性		
女性		
計		

企業名	事業所所在地
事業所名	本社所在地 本店所在地

昭和 年 月 日	報告義務者の氏名(法人は代表者)
	所属する職員以上の氏名

通商産業省 (経済統計調査課)

(調査番号) 10



労務調査票
様式 1-2-C

労働基準法施行規則第21条第2項

石炭月報 (男務二)

昭和 22 年 4 月 1 日

報告先 労働基準局
提出曜日 翌月 10 日
提出回数 1 回

6. 労働者選定状況

区分	選定人数			
	基	準	外 (内定人数)	
管内 (管内労働者数)	管内員	7101	908	8193
	管外員	4926	1722	6648
	計	12027	2630	14657
管内 (管内労働者数)	管内員			
	管外員			
	計			
管内 (管内労働者数)	管内員	620		620
	管外員	159		159
	計	779		779

7. 従業員給与 (単位: 1,000円)

区分	給与			平均人員	
	毎月給与(平均)支払総金額				
	基	準	外		
管内 (管内労働者数)	管内員	2604	2277	4881	1206.4
	管外員	2215	1277	3492	527.2
	計	4819	3554	8373	614
管内 (管内労働者数)	管内員	2466	266	2732	44.2
	管外員	112	227	339	5.0
	計	2578	493	3071	49.2

8. 臨時労働者賃金 (単位: 1,000円)

区分	金額	備考
管内		
管外		
計		

企業名	事業所所在地
事業所名	本社または 支社所在地 (選出)

調査年月日	報告義務者(労務課長)の 氏名
	作成者の職名および氏名

基 礎 資 料 部 (労務課)

(労務課長)



新定規計第11号

様式：規-2-C

高知県農業労働統計調査

石炭月報 (労働二)

昭和 42 年 12 月号

調査先 高知県農業局

調査期 12月30日

調査回数 3 回

6. 労働者就業状況

区 分	基 準 年 度			計
	基 準 年	基 準 月	計	
管内労働者	既 内 員	2,242	2,161	4,403
	既 外 員	6,379	1,272	7,651
	計	8,621	3,433	12,054
管内労働者以外	既 内 員			
	既 外 員			
	計			
管内労働者 以外労働者	既 内 員	1,222		1,222
	既 外 員	2,024		2,024
	計	3,246		3,246

7. 従業員給与 (単位: 1,000円)

区 分	基 準 年 度			その他	合 計	平均人員
	基 準 年	基 準 月	計			
管内労働者	既 内 員	12,254	12,466	12,466	37,186	392
	既 外 員	2,122	1,272	3,394	5,516	224
	計	14,376	13,738	15,860	42,702	616
管内労働者以外	既 内 員	1,222	2,024	2,024	5,270	62
	既 外 員	2,024	2,024	2,024	6,118	20
	計	3,246	4,048	4,048	11,388	82

8. 臨時労働者賃金 (単位: 1,000円)

区 分	賃 金 総 額	備 考
既 内 員		
既 外 員		
計		
企業名	事業所所在地	
事業所名	本社または本店所在地	
報告年度	報告年度の12月31日	
報告年月日	作成者の職名および氏名	

高 知 県 農 業 (石炭統計調査)

(調査番号 4)

指定統計第11号
様式丁第2-C

労働就業状況調査

石炭月報 (労働二)

昭和42年 2月

報告先 労働経済局
調査期 翌月10日迄
報告回数 3 回

4. 労働者就業状況

区 分	種 別				
	基 準	基 準 外	(労働者)	計	
国 道 沿 道 沿 道	民 内 員	7631	229	181	8041
	民 外 員	4508	1246	222	6076
	計	11739	1294	403	14136
臨 海 沿 道	民 内 員				
	民 外 員				
	計				
特 種 沿 道	民 内 員	550			550
	民 外 員	243			243
	計	793			793

7. 従業員給与 (単位: 1,000円)

区 分	給 与 額			平均人員	
	基 準	基 準 外	計		
国 道 沿 道 沿 道	毎月定額を支払われず賃金	2,000,000	1,000,000	2,000,000	391
	毎月定額を支払われず賃金	1,000,000	1,000,000	2,000,000	391
	計	3,000,000	2,000,000	5,000,000	600
臨 海 沿 道	毎月定額を支払われず賃金				
	毎月定額を支払われず賃金				
	計				
特 種 沿 道	毎月定額を支払われず賃金	2,000,000	1,000,000	3,000,000	20
	毎月定額を支払われず賃金	1,000,000	1,000,000	2,000,000	20
	計	3,000,000	2,000,000	5,000,000	40

8. 臨時労働者賃金 (単位: 1,000円)

区 分	賃 金 総 額	備考
臨 海 沿 道		
特 種 沿 道		
計		

企業名	事業所所在地
事業所名	本調査には 業 務 部 門

昭和 年 月 日調査	企業調査者の氏名および 姓 名
	会社名の略称および氏名

通 務 経 営 者 (労務統計調査用)

(労働省標準 号)



調査統計第11号

様式：炭-2-C

通商産業省生産統計課

石炭月報 (労務二)

昭和42年 / 3月

調査元 通商産業省

調査期日 3月30日

調査回数 2 回

6. 労働者就業状況

区分	就業人数			計	
	高	準	低 (内分業別)		
採掘業 炭鉱 採石	炭 西 各	1,629	859	2,488	7,418
	炭 西 各	4,629	1,666	2,894	6,075
	計	1,608	2,425	662	13,493
製造業	炭 西 各	234			334
	炭 西 各	334			334
	計	415			415
建設業	炭 西 各	295			295
	炭 西 各	710			710
	計				

7. 従業員給与 (単位：1,000円)

区分	給与			その他	合計	平均人員
	高	準	低			
採掘業 炭鉱 採石	炭 西 各	4,417	1,770	4,417	4,417	3,06
	炭 西 各	2,777	1,116	4,417	4,417	2,12
	計	2,777	1,116	4,417	4,417	6,99
製造業	炭 西 各	2,427	1,116	1,116	2,427	62
	炭 西 各	1,116	1,116	1,116	1,116	28
	計	2,427	1,116	1,116	2,427	20

8. 臨時労働者賃金 (単位：1,000円)

区分	賃金額	備考
採掘業	3,232	
製造業	3,232	
計	3,232	

従業員	事業平均賃金	
従業員数	本頁または 別表の欄	(単位)

昭和 年 月 日 賃金	調査対象者の記名および 別記
	本調査の調査員および氏名

通商産業省 (G) 炭産課 (炭産)

(調査番号) 号



煤炭統計票(1)号
様式(一)-2-C

煤炭事業者労働統計票

石炭月報(勞務二)

昭和 41 年 12 月分

採出先 池田炭業株式
採出事業 第 1 期 第 3 号
採出区域 3 郡

6. 労働者就業状況

区 分	種 別 別 数			
	基 準	基 準 外	内 容 別 数	計
採出先 池田炭業株式	採出先	6849	706	7555
	採出先	6209	1032	7241
	計	12188	2089	14277
採出事業	採出先	370		370
	採出先	370		370
	計	370		370
採出区域	採出先	137		137
	採出先	137		137
	計	137		137

7. 従業員給与(単位:1,000円)

区 分	給 与 額			平均人員
	基 準	基 準 外	計	
採出先 池田炭業株式	採出先	10080	10080	20160
	採出先	10080	10080	20160
	計	20160	20160	40320
採出事業	採出先	10080	10080	20160
	採出先	10080	10080	20160
	計	20160	20160	40320

8. 臨時労働者賃金(単位:1,000円)

区 分	賃 金 総 額	備 考
採出先	10080	
採出事業	10080	
計	20160	

事業所所在地 _____

採出先所在地 _____

採出事業所在地 _____

採出先所在地 _____

採出事業所在地 _____

採出先所在地 _____

採出事業所在地 _____

池田炭業株式会社

(採出先番号)



煤定統計表15号

様式：其-2-C

煤定調査票(労働者統計調査)

石炭月報 (労働二)

昭和 41 年 11 月分

調査先 浦崎炭産地組

調査期日 昭和41年 11月 1日

調査回数 3 回

6. 労働者就業状況

区 分	職 種 別 数			
	基 礎 職 務 員 (内24時間)	計	計	
煤定調査先 労働者 数	煤 産 員	6,229	2,479	8,708
	煤 務 員	4,923	1,279	6,202
	計	11,152	3,758	14,910
煤定 労働 時間	煤 産 員	496		496
	計	496		496
煤定 労働 員数	煤 産 員	297		297
	煤 務 員	226		226
	計	523		523

7. 従業員給与 (単位：1,000円)

区 分	給 与 額		平均人員	
	毎月定率で支払われる賃金	その他		
	基 礎 職 務 員	計		
煤定調査先 労働者 数	煤 産 員	2,166	2,479	870
	煤 務 員	1,279	2,000	2,479
	計	3,445	4,479	1,119
煤 産 員	煤 産 員	1,870	1,279	27
	煤 務 員	1,150	1,000	20
	計	3,020	2,279	47

8. 臨時労働者賃金 (単位：1,000円)

区 分	賃 金 総 額	備 考
煤定 煤 産 員	6,028.96	
煤定 煤 務 員		
煤定 計	6,028.96	

企業名	事業所所在地
事業所名	本邦または 本邦領内

昭和 41 年 11 月 1 日現在	労務調査員(労務調査員)の 氏名
	労務調査員(労務調査員)の 氏名

浦崎炭産地組 (石炭採掘調査)

(調査番号) 号



第 11 号
様式 1 表-2-C

通商産業省労働統計課設置

石炭月報 (別表二)

昭和 41 年 10 月分

提出先 通商産業局長
提出期日 毎月 15 日
提出回数 3 回

6. 労働者就業状況

区 分	勤 務 方 数			計	
	基 準	基 準 外	(内公共施設)		
道 府 県 別 (単位:千人)	京 内 区	6,413	729	291	7,433
	京 外 区	6,162	1,263	202	7,627
	計	11,575	2,142	493	14,210
地 域 別 (単位:千人)	京 内 区				
	京 外 区				
計					
業 種 別 (単位:千人)	炭 石	729			729
	炭 石 外	10,846			10,846
計					11,575

7. 従業員給与 (単位:1,000円)

区 分	勤 務 方 毎 月 定 額 支 払 金			その他	合 計	平均人員
	基 準	基 準 外	計			
道 府 県 別 (単位:千人)	京 内 区	2,220	2,800	2,400	7,420	220
	京 外 区	2,270	2,800	2,400	7,470	220
	計	4,490	5,600	4,800	14,890	440
地 域 別 (単位:千人)	京 内 区					
	京 外 区	4,490	5,600	4,800	14,890	440
計						

8. 臨時労働者賃金 (単位:1,000円)

区 分	賃 金 総 額	備 考
道 府 県 別		
計		
企業名	事業所所在地	臨時労働者の労務停止の理由(単位:千人)
事業所名	本社所在地 本店所在地	
昭和 年 月 日 発表	労務停止の職名および人数	(臨時労働者数)

通商産業省 (労働統計課設置)

(掲載番号 号)

指定印刷用紙

様式：炭-2-C

通商産業省生産動態統計課

石炭月報 (別冊二)

昭和41年9月計

発行先 通商産業局長

発行期日 毎月30日

発行部数 3 部

6. 労働者就業状況

区 分	種 別			計
	高 級	基 礎	非 熟練 (内日本文書)	
採炭労働者 (採炭労働者)	坑内員	4,332	9,204	13,536
	坑外員	5,032	1,210	6,242
	計	9,364	10,414	19,778
採炭労働者 (採炭労働者以外)	坑内員			
	坑外員			
	計			
採炭労働者 (採炭労働者以外)	坑内員			
	坑外員			
	計			
採炭労働者 (採炭労働者以外)	坑内員			
	坑外員			
	計			
採炭労働者 (採炭労働者以外)	坑内員			
	坑外員			
	計			

7. 従業員給与 (単位: 1,000円)

区 分	給 与 総 額				平均人員
	毎月定率として支払われる賃金			その他	
	高 級	基 礎	非 熟練	計	
採炭労働者 (採炭労働者)	坑内員	2,222	2,222	2,222	3,333
	坑外員	1,222	1,222	1,222	1,222
	計	3,444	3,444	3,444	4,555
採炭労働者 (採炭労働者以外)	坑内員				
	坑外員				
	計				
採炭労働者 (採炭労働者以外)	坑内員				
	坑外員				
	計				
採炭労働者 (採炭労働者以外)	坑内員				
	坑外員				
	計				

8. 臨時労働者賃金 (単位: 1,000円)

区 分	社 会 保 険	備 考
採炭労働者		
採炭労働者以外		
計		
企業名	事業所所在地	
事業内容	本社または本店所在地 (郵便)	
昭和 年 月 日 提出	申告書提出の法廷上中 期日	
	作成者の職名および氏名	

通商産業省 (石炭統計課)

(印刷番号 〇)



指定統計第11号

様式：炭一2-C

通商産業省労働統計課

石炭月報 (労働二)

昭和 41 年 8 月分

採出先 | 通商産業省

採出期 | 毎月 30 日迄

採出回数 | 3 期

6. 労働者就業状況

区 分	基 準	期 間 支 取		計
		基 準	高 率 者 (A+B社労働)	
採出先別 労働者 数	採 出 先	12,029	898	12,927
	採 出 先	12,925	1205	14,130
	計	12,954	2,103	15,057
採出先 別 時 数	採 出 先			
	採 出 先			
	計			
採出先 別 人数	採 出 先	879		879
	採 出 先	313		313
	計	1,192		1,192

7. 従業員給与 (単位：1,000円)

区 分	基 準	給 与 額		平均人数
		毎月定まって支給される賃金	その他	
採出先別 労働者 数	採 出 先	2,024	2,024	2,024
	採 出 先	1,029	1,029	1,029
	計	3,053	3,053	3,053
採出先 別 人数	採 出 先	400	400	400
	採 出 先	1,029	1,029	1,029
	計	1,429	1,429	1,429

8. 臨時労働者賃金 (単位：1,000円)

採 出 先	採 出 先	採 出 先	採 出 先	備 考
採 出 先	採 出 先	採 出 先	採 出 先	
採 出 先	採 出 先	採 出 先	採 出 先	
企業名	事業所所在地	企業名	事業所所在地	
事業所名	本所または 本店所在地	事業所名	本所または 本店所在地	(単位)
採 出 先	採 出 先	採 出 先	採 出 先	
採 出 先	採 出 先	採 出 先	採 出 先	

通商産業省 (石炭統計課)

(採出先番号) 号

労務統計第11号

様式(炭-2)-C

石炭産出量調査報告書

石炭月報 (労務二)

昭和41年7月分

採出先 産出産別

採出期日 毎月30日

採出所記 3 部

6. 労務者就業状況

区 分	雇 用 方 数				
	基 準	基 準 外	(内分社連繋)	計	
採出先 産出産別	茨城県	6196	1045	268	7509
	群馬県	5102	1038	221	6361
	計	11298	2083	489	13870
採出先 時差	茨城県				
	群馬県				
	計				
採出先 員数	茨城県	784			784
	群馬県	321			321
	計	1105			1105

7. 従業員給与 (単位:1,000円)

区 分	給 与		その 他	合 計	平均人員	
	毎月定額	支払われる賃金				
採出先 産出産別	茨城県	2725	1827	2246	2000	327
	群馬県	4024	1020	4477	4617	222
	計	6749	2847	6723	14617	549
採出先 員数	茨城県	1010	418	1058	1204	27
	群馬県	1147	444	1402	1602	49
	計	2157	862	2460	2806	76

8. 臨時労務者賃金 (単位:1,000円)

区 分	賃 金 総 額	備 考
採出先 群馬県		
採出先 茨城県		
時差 計		
企業名	事業所所在地	
事業所名	本社または 本拠地名称 (単位)	
昭和41年8月10日現在	本調査対象の労務者および 労務者の親戚および役員	

産出産別 (産出先別)

(採出先別)



労務統計第11号
様式1(炭-2-C)

通商産業省労働統計調査
石炭月報 (労働二)
昭和47年6月

第五表 通商産業関係
提出期日 毎月15日
提出回数 3回

4. 労働者就業状況

区 分	種 別	数		
		基 年	基 年 比	計
通商産業関係 労働者	炭 石 炭	1,216	112.7	1,369
	炭 石 炭	1,027	100.0	1,027
	計	1,216	112.7	1,369
通商産業関係 労働者	炭 石 炭			
	炭 石 炭			
	計			
通商産業関係 労働者	炭 石 炭	72.9		72.9
	炭 石 炭	1,027		1,027
	計	1,100		1,100

7. 従業員給与 (単位: 1,000円)

区 分	種 別	毎 月 受 取 る 賃 金		そ の 他 給 付	平均人員
		基 年	基 年 比		
通商産業関係 労働者	炭 石 炭	1,027	112.7		1,369
	炭 石 炭	1,027	100.0		1,027
	計	1,027	112.7		1,369
通商産業関係 労働者	炭 石 炭				
	炭 石 炭				
	計				
通商産業関係 労働者	炭 石 炭	72.9			72.9
	炭 石 炭	1,027			1,027
	計	1,100			1,100

8. 臨時労働者賃金 (単位: 1,000円)

区 分	種 別	賃 金 総 額	備 考
通商産業関係	炭 石 炭		
通商産業関係	炭 石 炭		
通商産業関係	計		

企業名 _____ 事業所所在地 _____
 事業所名 _____ 本社または
 事業所名称 _____ (〒 _____)

昭和 年 月 日 提出 _____
1. 労働者の総数および
2. 労働者の賃金および氏名
 通商産業省 (炭石炭関係) (労務二) (炭石炭関係)



海産統計票13号

様式13-2-C

漁業従事者労働時間調査票

石炭月報 (労働二)

昭和 41年 6月

漁業先 漁船従業員

調査期日 年月 日

調査船数 3 船

6. 労働者就業状況

区 分	船 名	就業状況			
		基 準	基 準 外 (労働時間)	計	
愛知 県 船 数	沢内丸	1000	905	108	7235
	沢内丸	615	1390	225	6645
	計	1615	2295	458	12780
愛知 県 船 数	沢内丸				
	沢内丸				
	計				
愛知 県 船 数	沢内丸	295			675
	沢内丸	121			321
	計	416			1016

7. 従業員給与 (単位: 1,000円)

区 分	船 名	給与		平均人員			
		毎月定額として支払われる賃金	その他				
		基 準	基 準 外	計			
愛知 県 船 数	沢内丸	2096	1196	3292	202	101700	503
	沢内丸	2280	1070	3350	130	46500	357
	計	4376	2266	6642	332	148200	860
愛知 県 船 数	沢内丸	222	222	444	180	20700	116
	沢内丸	1070	220	1290	132	18200	138
	計	1292	442	1734	312	38900	254

8. 臨時労働者賃金 (単位: 1,000円)

区 分	船 名	賃 金 総 額	備 考
愛知	沢内丸		
愛知	沢内丸		
愛知	計		
企業名	事業所所在地		
事業所名	本社または本支店所在地		
昭和 年 月 日 調査	調査員の名前および所属		
	お調査の職名および氏名		

漁業従事者 (石炭採掘従事者)

(記載番号 0011号)

法定報告書第11号

様式：第2-C

通商産業省生産動態統計課

石炭月報 (労働二)

昭和41年4月

頁数 通商産業省

報告期間 毎月10日

報告頻度 3 報

6. 労働者就業状況

区 分	合 計	地 域 別			計
		基 準	基 準 外	(内合計数)	
製造 業 建設 業	県内員	6,623	707	226	7,600
	県外員	6,134	1,264	102	6,498
	計	12,757	2,261	408	14,088
商 業	県内員				
	県外員				
	計				
建 設 業	県内員	706			706
	県外員	602			602
	計	1,308			1,308

7. 従業員給与 (単位：1,000円)

区 分	合 計	給 与			その他	合 計	平均人員
		基 準	基 準 外	計			
製造 業 建設 業	県内員	2,200.0	1,200.0	350.0		3,750.0	3,200
	県外員	2,600.0	1,200.0	400.0		4,200.0	2,800
	計	4,800.0	2,400.0	750.0		7,950.0	6,000
商 業	県内員	200.0	200.0	200.0		600.0	200
	県外員	200.0	200.0	200.0		600.0	200
	計	400.0	400.0	400.0		1,200.0	400

8. 臨時分務者賃金 (単位：1,000円)

区 分	合 計	賃 金 総 額	員 数
製造 業	県 内		
建設 業	県 外		
商 業	計		

企業名	事業利用区分
事業所名	本社または 本店員内数 ()
昭和 年 月 日 提出	申告書提出の労務上 申告 労務申告書提出停止氏名

通商産業省 (石炭統計課直轄)

(調査番号 号)

調査統計第11号
様式：農一ア-C

通商産業省労働統計調査
石炭月報(労務二)

昭和41年3月分

調査年度 調査年度末
開始期日 第1日
最終期日 3日

6. 労働者就業状況

雇用区分	職業	職 業 別			計
		基 準	高 峰 期	内 容 別 (注)	
常 勤	採 石 業	6,409	11,69	160	7,628
	採 石 業	6,409	11,69	160	7,628
	計	11,626	2,218	464	14,308
臨 時	採 石 業				
	採 石 業				
	計				
兼 業	採 石 業	890			890
	採 石 業	234			234
	計	1,124			1,124

記入注意

1. 労働者就業状況

- 基本就業数は、従事している事業期間を一貫として計算し、記入して下さい。ただし、会社員数を代行する本数とは、会社員数の中、実働の分は、基本労働者に算入して下さい。なお、専従、副業、副業、副業、専従、専従、専従、専従などの区分は含みません。
- 兼業労働者は、専業、兼業、通勤およびその他の期間を考慮し、(兼業)期間の就業時間で算したものを記入して下さい。

7. 従業員給与 (単位:1,000円)

雇用区分	職業	基 本 給 付			その他	平均人員
		基 準	高 峰 期	計		
常 勤	採 石 業	2,079	2,477	2,079	2,079	228
	採 石 業	2,079	2,477	2,079	2,079	228
	計	2,079	2,477	2,079	2,079	228
臨 時	採 石 業					
	採 石 業					
	計					
兼 業	採 石 業	2,079	2,477	2,079	2,079	228
	採 石 業	2,079	2,477	2,079	2,079	228
	計	2,079	2,477	2,079	2,079	228
合 計	採 石 業	2,079	2,477	2,079	2,079	228
	採 石 業	2,079	2,477	2,079	2,079	228
	計	2,079	2,477	2,079	2,079	228

2. 従業員給与

- 毎月定額を支払われる賃金は、その月に支払うべき額以上の金額であれば、全額その月の他の項目で賃金を支払わなくても、支給したものと記入して下さい。
- 歳末、歳始の区分は、労働協約のあるいは労務協定など、定められたものによって下さい。
- その他には、年末手当、賞与、賞与(贈答品)および賞金以外の給付(贈与品)等を含みます。なお、年末手当は12月31日現在の金額を記入して下さい。
- 平均人員とは、労務調査より、長期従業員を平均したものの結果は賃金を請求日間で算したものです。

8. 臨時労働者賃金 (単位:1,000円)

区分	職業	賃 金 総 額	
		基 準	高 峰 期
臨時	採 石 業		
	採 石 業		
	計		

備考

会社名	本社または本店所在地
事業内容	事業所用所在地

昭和41年3月10日現在	申告書提出の署名および印 作成者の署名および氏名
--------------	-----------------------------

石炭月報 (別表二)
記載注意事項

一般注意事項

1. 調査の目的および調査部の名称

(1) 調査の目的

この調査は統計法による国産炭産出動態の統計調査に基いて実施され、石炭調査の発展を期することを目的とします。

(2) 調査の範囲

この調査の調査内容については、統計法に基づいて、その範囲は保護され、統計上の目的以外の開示の義務には供して、使用されることはありません。

(3) 調査対象および調査

石炭産出者が発生しない場合、および産出の申告をした場合は、統計法に基づいて罰せられることがあります。

2. 調査対象

この調査対象は、石炭を産出する事業所を対象とし、事業所の標準産出率を調査対象としての項目を設けます。ただし、事業所が採掘、開採、転産等をした場合は、その期間、その事業所および年月日を報告して下さい。ただし、採掘、開採等の場合でも、労務者が引続きいるとき、および転産(閉採)が開始されるまでは、調査対象と扱われます。

3. 調査期間

調査対象は、毎年1月より年末(つまり12月)までの期間とする原則とします。原則に基く場合は、毎月末日、末日など、事業所における標準産出率等を標準とする12月間を以って、調査の期間としてご記入ありませんが、その場合は、必ず、標準値とそのものを明記するとともに、A方に変更しないようご注意して下さい。ただし、調査期間または調査対象目によって報告期間を異にすることは許していません。

4. 調査部の設置部署、調査開始および終了

調査部より報告書、調査部調査員長より毎月末日までに、送達するようお願いいたします。

5. 調査結果の公表

採掘された調査結果は、各産出炭産出者および調査統計官で採掘調査報告書として採掘調査報告書として毎月末日までに送達いたします。

6. 記載方法

(1) 採掘量と産出量の分別、単位および単位にしたがい正確明瞭に記入して下さい。

(2) 数字はすべて算術数字を用い、産出の単位を明瞭に記入して下さい。

(3) 理由による記入はなるべく避け、必ずしも理由により記入する場合は、調査員に理由を明記して下さい。

(4) 記入事項に誤りがあった場合は、その修正理由を明記して下さい。

標準統計年11号
様式(勞-2-C)

通商産業省労働統計課

石炭月報(勞務二)

昭和41年5月分

発行先 通商産業省
印刷所 昭和14号
発行回数 2部

8. 労働者就業状況

業種区分	調査地域	期 間		
		高 額	低 額	計
製造業	採 石	6,706	927	7,633
	採 炭	2,666	1,246	3,912
	計	10,401	2,173	12,574
鉱業	採 石			
	採 炭			
	計			
建設業	採 石	773		773
	採 炭	299		299
	計	1,072		1,072

記入注意

1. 労働者就業状況
 - (1) 標準就業者は、就業日に所定労働時間(8時間)を1日として計算し、記入して下さい。ただし、企業内労働者に代わらずに休日、企業内労働者の、本労働者として、標準労働者として下さい。なお、勤怠、出勤、退勤、欠勤、転勤、退職、転出、転入、その他、就業状況の注釈等は、労働者就業状況の注釈欄に記入して下さい。
 - (2) 標準労働者数は、早前、前年、前月、前週および5年前の同月同業種(炭鉱)規定の就業状況で最も多いものを記入して下さい。

7. 従業員給与 (単位:1,000円)

業種区分	調査地域	勤 務 給 付			平均人員
		勤 務 給 付			
		高 額	低 額	計	
製造業	採 石	2,722	2,222	2,000	2,000
	採 炭	2,722	2,222	2,000	2,000
	採 石	2,722	2,222	2,000	2,000
	採 炭	2,722	2,222	2,000	2,000
	計	2,722	2,222	2,000	2,000
建設業	採 石	2,722	2,222	2,000	2,000
	採 炭	2,722	2,222	2,000	2,000
	採 石	2,722	2,222	2,000	2,000
	採 炭	2,722	2,222	2,000	2,000
	計	2,722	2,222	2,000	2,000
その他	採 石	2,722	2,222	2,000	2,000
	採 炭	2,722	2,222	2,000	2,000
	採 石	2,722	2,222	2,000	2,000
	採 炭	2,722	2,222	2,000	2,000
	計	2,722	2,222	2,000	2,000

8. 従業員給与

1. 従業員給与
 - (1) 毎月支払われる基本給与とは、その月に支払われる給与上の金額を指し、企業内の労働者に代わらずに休日、企業内労働者の、本労働者として、標準労働者として下さい。なお、勤怠、出勤、退勤、欠勤、転勤、退職、転出、転入、その他、就業状況の注釈等は、労働者就業状況の注釈欄に記入して下さい。
 - (2) 標準労働者数は、早前、前年、前月、前週および5年前の同月同業種(炭鉱)規定の就業状況で最も多いものを記入して下さい。

8. 標準労働者給与 (単位:1,000円)

業種	調査地域	高 額	低 額	計
製造業	採 石			
	採 炭			
建設業	採 石			
	採 炭			
計				

備考

企業名	採石または採炭の所在地
標準労働者名	標準労働者数
昭和41年5月19日現在	労働者就業状況の調査年月日
	調査の地名および採石

石 炭 月 報 (別巻二)
記 載 注 意 事 項

一 般 注 意 事 項

1. 調査の目的および調査票の取扱い

(1) 調査の目的

この調査は統計法による炭産産業者生産動態統計調査規則に基づいて実施され、石炭調査の発展を期することを目的とします。

(2) 調査の取扱い

この調査は統計法第四十二条に基づいて、統計上の目的以外の使用を禁ずる旨に決して、秘匿されることはありません。

(3) 申告義務および罰則

申告義務者が申告しない場合、および虚偽の申告をした場合は、統計法に基づいて罰せられることがあります。

2. 調査対象

この調査票は、石炭を採掘する事業所を対象とし、事業所の管理責任者が調査票についての項目を記入します。なお、事業所が採石、埋没、転産変更をした場合は、その程度、その事由は『びろ』を添付して下さい。ただし、採石、埋没等の場合でも、労働者が採掘しているとき、および石炭(石炭)が採得されるまでは、調査票を提出して下さい。

3. 調査期間

調査票は、毎月1日より先月の末日を月間について記入するを原則とします。原則により輸入の場合は、毎月末日、末日など、事業所における採掘開始日を最終とする1か月間をもって、申告の期間として記入して下さい。その場合は、必ず、採掘開始の年月を明記するとともに、みだりに変更しないよう注意して下さい。ただし、調査票届または調査票届によって報告期間を満了することは許して下さい。

4. 調査票の提出頻度、提出期間および提出先

調査票は月毎提出し、所管産出検査機関まで毎月10日までに、必着するよう提出して下さい。

5. 調査結果の公表

採石と石炭調査は、各産出検査機関および調査統計部(石炭統計調査課)で集計し、「石炭統計月報」として毎月20日までに公表します。

6. 記載注意

- (1) 調査票は調査の名称、単位および項目にしたがい正確に記入して下さい。
- (2) 数字はすべて算術数字を用い、漢数字の併記は許さないで下さい。
- (3) 漢数字による記入はなるべく避け、せしめ符子規定により記入する場合は、採掘開始の採掘方法を明記して下さい。
- (4) 記入事項に誤りがあった場合は、その原因調査後に報告して下さい。

標準統計表11号
様式：農-2-C

高知県各世帯世帯別調査
石炭月報 (労働二)
昭和 4 / 年 / 月 分

調査先 高知産業調査
調査項目 第 1 号
調査回数 3 回

B. 労働者就業状況

契約区分	調査項目	期 間			計
		高 知 県	基 準 外	5/15本日数	
常勤	既 内 員	2,661	799	870	6,660
	既 外 員	4613	1,644	306	6,167
非常勤	計	19,774	2,643	676	12,817
	既 内 員				
時給	既 内 員	603			603
	既 外 員	196			196
計	計	2,997			2,997

記入注意

L. 労働者就業状況

- ① 基準時労働者は、就業日における本労働日を一応として計算し、記入して下さい。ただし、企業非労働者として休業を要する場合は、企業非労働者として、本労働日に、基準時労働者として記入して下さい。なお、本時、特別、臨時、定外、転勤、引付人員、休職などの関係は含まないで下さい。
- ② 基準時労働者数は、早出、遅出、出勤および欠勤等の届内数を標準時(労働)日数の総数に割って算出したものを記入して下さい。

7. 従業員給与 (単位:1,000円)

契約区分	調査項目	期 間			平均月給
		前月定まつて支払われた賃金	計	その内	
常勤労働者	既 内 員	2,000	4,000	2,000	2,000
	既 外 員	2,000	2,000	2,000	2,000
	保身給	2,000	2,000	2,000	2,000
	小 計	2,000	2,000	2,000	2,000
非常勤労働者	既 内 員	2,000	2,000	2,000	2,000
	既 外 員	2,000	2,000	2,000	2,000
	保身給	2,000	2,000	2,000	2,000
	小 計	2,000	2,000	2,000	2,000
合 計	既 内 員	2,000	2,000	2,000	2,000
	既 外 員	2,000	2,000	2,000	2,000
	保身給	2,000	2,000	2,000	2,000
	小 計	2,000	2,000	2,000	2,000
時給労働者	既 内 員	2,000	2,000	2,000	2,000
	既 外 員	2,000	2,000	2,000	2,000
	保身給	2,000	2,000	2,000	2,000
	小 計	2,000	2,000	2,000	2,000
計	既 内 員	2,000	2,000	2,000	2,000
	既 外 員	2,000	2,000	2,000	2,000
	保身給	2,000	2,000	2,000	2,000
	小 計	2,000	2,000	2,000	2,000

2. 従業員給与

- ① 毎月定まつて支払われる賃金とは、その月に支払った労務上の金額をいふ。金銭その他の都合で現金を支払わなくても、現物その他のものを支給した場合は、現物に換算して記入して下さい。
- ② 基準、標準時労働者は、労働日のある労働日数に割って、定められたものとして下さい。
- ③ そのうち、基本月給、保身給(労務費)および賃金以外の給付(給付金)等も含まれます。なお、期末手当(特別賞与)の金額を記入して下さい。
- ④ 平均月給とは、労務標準者より、長期労働者等を行ったものの標準時労働者を対象としたものです。

B. 臨時分給資金 (単位:1,000円)

区分	期 間		計
	既 内 員	既 外 員	
臨時分給			
計			

備考

企業名	本庄または本店所在地
事業所名	事業所所在地
昭和 年 月 日 調査	平均労働者の数(および労務) 作成者の氏名および氏名

記載注意事項

一般注意事項

1. 調査の目的および調査対象の範囲

(1) 調査の目的

この調査は統計法による調査結果を調査態様統計調査原則に基づいて実施され、調査結果の信頼性を高めることを目的とします。

(2) 調査の信頼

この調査の信頼性については、統計法に基づいて、その信頼は保障され、統計上の信頼性の確保が第一は図り、実現されることとあります。

(3) 調査対象の範囲

調査対象者が少ない場合、および調査の準備をした場合は、統計法に基づいて変更される場合があります。

2. 調査対象

この調査は、石炭と採掘する事業所を対象とし、事業所の管理責任者が調査員についての責任を負います。なお、事業所が採掘、採掘、転換、転換を伴った場合は、その形態、その事業所および採掘方法を報告して下さい。ただし、採掘、採掘の場合でも、変更が関係するときは、採掘(転換)を報告されるまでは、調査員を調査して下さい。

3. 調査期間

調査期間は、毎月1日より前月の1ヶ月間について実施するものとします。原則により調査期間は、毎月1日、調査日、調査日、調査日に付する採掘統計等を調査員とする1ヶ月間として、報告の期間としてと定めますが、その場合は、必ず、調査員とその内を調査するときに、みだりに変更しないよう注意して下さい。ただし、調査期間は調査員によって調査期間を異にすることはして下さい。

4. 調査員の居住形態、世帯別および調査員

調査員は労働者、労働者調査員として調査員として、必要とする調査員して下さい。

5. 調査結果の公表

調査員は調査結果、労働者調査員および調査員(労働者調査員)で報告し、「石炭月報」として調査員として調査員として公表します。

6. 記載注意

(1) 調査員は調査の目的、単位および項目にしたがって正確に記入して下さい。

(2) 数字はすべて算術数字を用い、規定の単位を単位として記入して下さい。

(3) 規定による記入はなるべく避ける。その場合、調査員が規定の方法を調査員して下さい。

(4) 記入事項に誤りがあった場合は、その誤り速やかに報告して下さい。

昭和 40 年 12 月分

6. 労務者就業状況

業種区分	職業別	職 業 別			計
		基 準	基 準 外	(内 外 合 計)	
炭 坑	炭 坑 内 員	4,861	922	2,291	7,973
	炭 坑 外 員	4,199	1,620	1,879	6,019
	計	10,060	2,542	4,170	14,672
採 石	炭 坑 内 員				
	炭 坑 外 員				
	計				
製 炭	炭 坑 内 員	502			502
	炭 坑 外 員	324			324
	計	1,126			1,126

記 入 注 意

1. 労働者就業状況
 - (1) 基準外労働者は、就業状況に計上しないものとして調査し、記入して下され。ただし、労務者統計表に代用するときは、労務者統計表の、未定分のうち、基準外者に記入して下さい。なお、労務、採石、製炭、天竺、製炭、その他職種の区分は、この表に準じて下さい。
 - (2) 基準外労働者は、労務、製炭、製炭および採石等の職別を労働者 (労務) 規定の就業内容で記入するものを記入して下さい。

7. 従業員給与 (単位:1,000円)

業種区分	職業別	給 与 額			平均人数
		基 準	基 準 外	計	
炭 坑	炭 坑 内 員	4,862	1,020	2,292	7,974
	炭 坑 外 員	4,199	1,620	1,879	6,019
	計	10,061	2,640	4,171	14,673
採 石	炭 坑 内 員				
	炭 坑 外 員				
	計				
製 炭	炭 坑 内 員	502			502
	炭 坑 外 員	324			324
	計	1,126			1,126
計	炭 坑 内 員	5,364	1,020	2,292	10,696
	炭 坑 外 員	4,523	1,620	1,879	7,012
	計	9,887	2,640	4,171	17,708

2. 従業員給与

- (1) 毎月定率で支給される賞与は、その日に支払う分計上の金額として、全額その日の給与として記入して下さい。
- (2) 基準、基準外の区分は、労働契約のない労働者などで、定められたものによして下さい。
- (3) その他の、労務手当、技能手当 (労務手当) および賞金以外の給付 (給付金) 等については、労務手当は労務手当に、賞金以外の給付は賞金として記入して下さい。
- (4) 平均人数は、労務手当より、長期労働者を労務手当以外の労働者として算入したものである。

8. 臨時労働者賃金 (単位:1,000円)

区分	業 種	賃 金 総 額
臨時労働者	炭 坑 内	
	炭 坑 外	
計		

備 考

企業名	本社または本店所在地
労働者名	事業所所在地

昭和 年 月 日	申告労働者の署名および印
	作成者の署名および氏名

記 載 注 意 事 項

一 般 注 意 事 項

1. 調査の目的および調査部の取扱い

(1) 調査の目的

この調査は統計法による流通産業等の活動態様を把握し、従って実施され、当該産業の発展を促らんとすることを目的とします。

(2) 取扱いの留意

この調査の信頼性については、統計法に基づいて、その取扱いが厳密なため、統計上の信頼性の確保が確保されています。従って、取扱いに誤りはありません。

(3) 本調査および調査

本調査結果を公表しない場合、および調査結果の公表をした場合は、統計法に基づいて罰せられることがあります。

2. 調査対象

この調査対象は、調査を実施する事業所を対象とし、事業所の調査対象者が調査対象の責任者となります。ただし、事業所が法人、団体、組織体をした場合は、その組織、その事業所および年月日を調査して下さい。ただし、法人、団体、組織体の場合は、活動者が活動しているとき、および組織（役員）が組織されるまでは、調査対象とはなりません。

3. 調査期間

調査期は、毎月1日より前月の1か月間について記載するものを原則とします。原則より前（場合）は、毎月20日、末日など、事業所における経理課の日等と原則とする1か月間をもつて、知照の期間として記載する必要がありますが、その場合は、必ず、備考欄にその理由を記載するとともに、ふだりに変更しないようご注意ください。ただし、調査事項または調査結果によって報告期間と異なることは許していません。

4. 調査票の提出回数、提出期限および提出先

調査票は1票提出し、調査報告書提出後まで変更は行わずに、必要とするよう提出して下さい。

5. 調査結果の公表

提出された調査票は、本流通産業局および調査統計部（石炭統計調査課）で集計し、「石炭統計月報」として毎月15日頃まで公表されます。

6. 記載注意

(1) 調査票は所定の名称、単位および項目にしたがい正確に入力して下さい。

(2) 数字はすべて整数数字を記し、小数の単位未満は四捨五入して下さい。

(3) 推定による記入はなるべく避け、やむを得ず推定による記入する場合は、備考欄に推定理由を明記して下さい。

(4) 記入事項に誤りがあった場合は、その修正後すぐに報告して下さい。

商 業 計 算 書
様 式 第 一 号 C

通商産業省労働統計調査
石 炭 月 報 (労働二)
昭和 40 年 11 月 分

記 入 注 意
調査期間 昭和 40 年 10 月 1 日 迄
調査回数 3 回

5. 労働者就業状況

雇用区分	調査項目	職 業 別			計
		鉱 業	炭 石	其 他	
常 勤	既 内 員	1,168	1,006	118	2,292
	既 外 員	6,089	1,946	110	8,145
	計	7,257	2,952	228	10,437
臨 時	既 内 員				
	既 外 員				
	計				
期 間	既 内 員	779			779
	既 外 員	326			326
	計	1,105			1,105

記 入 注 意

1. 労働者就業状況
 - (1) 通算就業人数は、就業日における本労働者を一方として計算し、記入して下さい。ただし、実働日数異なる代用労働者などは、実働日数按じ、本労働者の同一就業人数に算入して下さい。なお、専従、特別雇用、実習、転属、分働制等、実働日数の異なるものは含まれていません。
 - (2) 通算就業人数には、平成、預業、通勤および休日等の期間も含まれていません。

7. 従業員給与 (単位:1,000円)

雇用区分	調査項目	基 本 給 当 月			平均月給
		基 本 給	当 月 給	計	
常 勤	既 内 員	4,472	1,420	7,772	2,216
	既 外 員	2,222	1,000	4,222	1,716
	兼 務 員	286	122	408	136
	小 計	7,980	2,542	12,422	3,668
	計	7,980	2,542	12,422	3,668
臨 時	既 内 員	172	172	172	172
	既 外 員	266	266	266	266
	兼 務 員	296	296	296	296
	小 計	734	734	734	734
	計	734	734	734	734
期 間	既 内 員	2,521	1,222	3,743	1,148
	既 外 員	1,222	1,222	2,444	1,222
	兼 務 員	261	261	261	261
	小 計	4,004	2,705	6,709	2,031
	計	4,004	2,705	6,709	2,031
合 計	既 内 員	7,365	2,814	10,179	2,832
	既 外 員	3,700	1,488	5,188	1,716
	兼 務 員	547	283	830	277
	小 計	11,612	4,585	16,197	3,825
	計	11,612	4,585	16,197	3,825
既 内 員	既 内 員	2,221	222	2,443	222
	既 外 員	1,221	222	1,443	144
	兼 務 員	221	22	243	24
	小 計	3,663	466	4,129	490
	計	3,663	466	4,129	490

2. 従業員給与

- (1) 給与はすべて支払われる賃金とし、その内定額に基づき計算上の金額であるので、全額がその他の給与に算入を要しないとしても、記載したものと記入して下さい。
- (2) 基本、基本料の区分は、労働契約あるいは給与明細などで、認められたものによりして下さい。
- (3) その他には、基本手当、手当金 (特別手当) および賞与以外の給与 (手当) 等を含みます。なお、基本手当は労働計算上の金額を記入して下さい。
- (4) 平均月給とは、労務管理上、長期労働者を対象したものの賃金率調整を標準対象としたものです。

8. 臨時労働者賃金 (単位:1,000円)

区分	賃 金 総 額	
	既 内	既 外
臨時労働者		
計		

備 考

企 業 名	本 店 及 び 本 店 所 在 地
事 業 所 名	事 業 所 所 在 地
昭和 40 年 12 月 10 日 現在	平均労働者の記名および印 作成者の署名および氏名

石炭月報 (巻第二)
記載注意事項

一般注意事項

1. 調査の目的および調査部の範囲

(1) 調査の目的

この調査は統計法による経済調査や統計調査原則に基づいて実施され、調査結果の信頼を明らかにすることを目的とします。

(2) 調査の範囲

この調査の記載内容については、統計法に基づいて、その結果は整理され、統計上の目的の理解が容易に出来るよう、整理されることはありません。

(3) 申告義務および罰則

申告義務者が申告しない場合、および虚偽の申告をした場合は、統計法に基づいて罰せられることがあります。

2. 調査対象

この調査は、政府を所管する事業体を対象とし、事業体の管理責任者が調査部についての項目を答えます。なお、事業体が法人、団体、他府、右調査をしない場合は、その都府、その申告が半年度を報告して下さい。ただし、その、調査等の場合でも、労働者が引継ぎるとき、および臨時（労務）が編成されるまでは、調査部を報告して下さい。

3. 調査期間

調査期間は、毎月1日より月末の15日までの期間について記述するものとします。原則により調査の場合は、報告期日、25日まで、事業体における経済活動が等しいとするとする月間を以て、報告の期間として記載する必要があります。その場合は、必ず、調査期とその内容を明確するとともに、ムセに衝突しないよう注意して下さい。ただし、調査事項または調査項目によって報告期間を異にすることは許して下さい。

4. 調査部の提出期限、提出期間および提出先

調査部は1報告期、所管調査局長あて翌年10月までに、必要するよう提出して下さい。

5. 調査結果の公表

調査された調査部は、各調査局長あておよび調査部（の統計調査部）で報告し、「石炭統計月報」として毎月15日までに公表します。

6. 記載注意

(1) 調査部は所定の分類、単位および項目にしたがい正確に記入して下さい。

(2) 数字はすべて算用数字を用い、規定の単位は必ず記入して下さい。

(3) 単位は「トン」または「立方メートル」であり、半トン単位の場合は、調査部に規定方法を記述して下さい。

(4) 記入事項に誤りがあった場合は、その都府速やかに報告して下さい。

調査統計第11号
様式二-2-C

通商産業省労働統計調査
石炭月報(労務二)
昭和40年10月分

期 間 通商産業省
調査月 昭和40年10月
調査回数 2 回

5 労働者就業状況

雇用形態	調査項目	種 別			計
		鉱 業	高 炉 外	(内訳不詳)	
高炉 用者	既 内 員	6,118	2,224	219	7,092
	既 外 員	6,239	1,792	1,244	7,631
	計	11,357	2,766	463	14,123
他 用者	既 内 員				
	既 外 員				
	計				
臨時 用者	既 内 員	649			649
	既 外 員	322			322
	計	971			971

記入注意

1. 労働者就業状況

- (1) 高炉用者数は、調査日に附する本調査期を一次として計算し、記入して下さい。ただし、本年本調査期に代休をとられたときは、本年本調査期の中、本年分の高炉用者数を記入して下さい。なお、新卒、短期、定期、臨時、試用、転勤、引上げ昇格、復職などの高炉用者は含めずして下さい。
- (2) 高炉用者数とは、平日、通常、通勤および会社規定の範囲内で労働する(通勤)用者の就業状況で算したものを記入して下さい。

7. 従業員給与 (単位:1,000円)

雇用形態	調査項目	給 与 額			平均人員
		毎月定まつて支払われる賃金	その他	計	
高 炉 用 者	既内員	402.0	100.0	7,022.0	2,224
	成人男子	272.0	22.0	1,426.0	710
	内 存 留 員	22.0	22.0	27.0	21
	小 計	102.0	10.0	222.0	123
	計	402.0	100.0	7,022.0	2,224
	計	402.0	100.0	7,022.0	2,224
他 用 者	既内員	123.0	12.0	123.0	71
	成人男子	72.0	40.1	123.0	68
	保 留 員	22.0	12.0	22.0	16
	小 計	102.0	40.6	202.0	114
	計	123.0	12.0	123.0	71
	計	123.0	12.0	123.0	71
臨 時 用 者	既内員	22.0	22.0	22.0	22
	成人男子	22.0	22.0	22.0	22
	保 留 員	22.0	22.0	22.0	22
	小 計	22.0	22.0	22.0	22
	計	22.0	22.0	22.0	22
	計	22.0	22.0	22.0	22
合 計	既内員	402.0	100.0	7,022.0	2,224
	成人男子	272.0	22.0	1,426.0	710
	内 存 留 員	22.0	22.0	27.0	21
	小 計	102.0	10.0	222.0	123
	計	402.0	100.0	7,022.0	2,224
	計	402.0	100.0	7,022.0	2,224
臨 時 用 者	既内員	22.0	22.0	22.0	22
	成人男子	22.0	22.0	22.0	22
	保 留 員	22.0	22.0	22.0	22
	小 計	22.0	22.0	22.0	22
	計	22.0	22.0	22.0	22
	計	22.0	22.0	22.0	22
全 体	既内員	402.0	100.0	7,022.0	2,224
	成人男子	272.0	22.0	1,426.0	710
	内 存 留 員	22.0	22.0	27.0	21
	小 計	102.0	10.0	222.0	123
	計	402.0	100.0	7,022.0	2,224
	計	402.0	100.0	7,022.0	2,224

2. 従業員給付

- (1) 毎月定まつて支払われる賃金とは、その月の給与(一時計算上の金額)であつて、高炉用者の他の都合で現金を支払わなくても、労働したものと記入して下さい。
- (2) 賞与、退職金などは、労働給付の範囲外と見做り、記入されず。
- (3) その他(1)に、年末手当、賞状賞金(特別賞金)および賞状以外の給付(給付金)等もいれます。なお、年末手当は労働給付上の金額を記入して下さい。
- (4) 平均人員とは、労働者数より、高炉用者を含むいたものの就業日数を日数で除したものです。

8. 臨時労働者賃金 (単位:1,000円)

区分	項目	賃 金 総 額
臨時 用者	既 内 員	
	既 外 員	
計		

備 考

企業名 _____ 所在地(市町村) _____
事業所名 _____ 事業所所在地 _____

調査年月 // 月 // 日 _____
申告義務者の署名および印 _____
作成者の署名および氏名 _____

記載注意事項

一般注意事項

1. 調査の目的および調査票の取扱い

(1) 調査の目的

この調査は統計法による調査結果を調査票に基きつつ整理され、調査結果の概要を明らかにすることを目的とします。

(2) 調査の取扱い

この調査の取扱いについては、統計法に基づいて、その結果は公開され、統計上の目的以外の使用が制限されています。利用されることはありません。

(3) 申告義務および罰則

申告義務者が申告しない場合、および虚偽の申告をした場合は、統計法に基づいて罰せられることがあります。

2. 調査対象

この調査は、調査対象となる事業所を対象とし、事業所の管理責任者が調査票についての責任を負います。なお、事業所が廃止、閉鎖、転居等をした場合は、その廃止、その事業所および年月日を報告して下さい。ただし、その、別添等の場合でも、空欄を引継ぎるとき、および右記(取扱い)が知られるまでは、調査票を提出して下さい。

3. 調査期間

調査期間は、毎月1日より前月の1日より前月間について記載するものとします。原則として、毎月1日、2日、3日、4日、5日、6日、7日、8日、9日、10日、11日、12日、13日、14日、15日、16日、17日、18日、19日、20日、21日、22日、23日、24日、25日、26日、27日、28日、29日、30日、31日、のいずれかの日を調査日として申告する必要があります。その場合は、必ず、調査票にその日をはっきり記載するとともに、Aがりに記載しないように記載して下さい。ただし、調査対象となる調査項目によっては調査期間を異にすることはして下さい。

4. 調査票の提出回数、提出期限および提出先

調査票は1回提出し、調査票提出期限まで翌月の5日までに、必ず送付して下さい。

5. 調査結果の公表

提出された調査票は、本調査事業所および調査票統計部(取扱い)で集計し、「石炭統計年報」として翌年度の5月までに公表します。

6. 記載注意

(1) 調査票は所定の分類、単位および項目にしたがい正確に入力して下さい。

(2) 数字はすべて算用数字を用い、単位は単位を明記して下さい。

(3) 単位以上の記入はなるべく避け、ゼロを数字「0」により記入する場合は、横線を指定方法で明記して下さい。

(4) 記入事項に誤りがあった場合は、その結果誤りがないように修正して下さい。

西定統計月報
様式第一二-C

通商産業省労働統計調査
石炭月報(労務二)
昭和40年 月 日

調査先 通商産業省
調査期日 昭和40年 月 日
調査回数 3 回

8. 別業者就業状況

別業者別	調査項目	期 間			計
		高 峰	高 峰 外	(内2ヶ月前)	
炭業	既 内 員	6,772	909	172	6,621
	既 外 員	6,042	1,666	227	5,125
	計	12,814	2,575	399	12,789
鉱業	既 内 員				
	既 外 員				
	計				
雑業	既 内 員	691			691
	既 外 員	321			321
	計	1,012			1,012

記入注意

1. 常勤就業状況
 - (1) 基準職業者は、調査日に在る本労働者一方として計算し、記入して下さい。ただし、企業の出発に代り休業となるときは、その期間労働者、本労働者のみは、基準労働者に記入して下さい。なお、転勤、短期、留職、欠勤、転職、合併退職、転勤をその場合は含めて下さい。
 - (2) 基準労働者数は、平日、夜間、季節および臨時の雇用間を事業所(炭鉱)ごとに就業者数として記入して下さい。

7. 従業員給与 (単位:1,000円)

別業者別	調査項目	期 間			その 他	計	平均人員
		高 峰	高 峰 外	計			
炭 業	既 内 員	4,122	1,027	2,776	2,776	2,776	2,776
	既 外 員	4,022	2,221	1,700	1,700	1,700	1,700
	計	8,144	3,248	4,476	4,476	4,476	4,476
鉱 業	既 内 員	1,420	221	1,761	1,761	1,761	1,761
	既 外 員	221	221	221	221	221	221
	計	1,641	442	2,002	2,002	2,002	2,002
雑 業	既 内 員	221		221	221	221	221
	既 外 員	221		221	221	221	221
	計	442		442	442	442	442
合 計	既 内 員	5,763	1,248	4,517	4,517	4,517	4,517
	既 外 員	4,465	2,663	2,842	2,842	2,842	2,842
	計	10,228	3,911	7,359	7,359	7,359	7,359
備 考	既 内 員	221		221	221	221	221
	既 外 員	221		221	221	221	221
	計	442		442	442	442	442
具 合 計	既 内 員	6,426	1,477	5,276	5,276	5,276	5,276
	既 外 員	5,149	2,884	3,764	3,764	3,764	3,764
	計	11,575	4,361	9,040	9,040	9,040	9,040

3. 従業員手

- (1) 毎月定まつて支払われる賃金は、その月に支払うべき額以上の金額であつて、差額その他の都合で現金を支払ふことも、差出したものと記入して下さい。
- (2) 差額、基準額の区別は、労働契約書ないし就業規則などで、定められたものの上で下さい。
- (3) 本労働者は、既内員、既外員(特別手当)および賃金以外の給与(特別手当)等があります。なお、原本手当は労働契約書上の金額を記入して下さい。
- (4) 平均人員とは、基準職種より、長期欠業者を除いたものの就業日別数を就業日数で除したものです。

B. 職種別別業賃金 (単位:1,000円)

区分	項目		金額
	既 内 員	既 外 員	
職種			
職業			
職業			
	計		

備 考

企業名	本社または本所の所在地
事業所名	事業所所在地
昭和40年10月19日現在	申告調査者の職名および姓
	有価証券の職名および氏名

記載注意事項

一般注意事項

1. 調査の目的および調査票の取扱い

(1) 調査の目的

この調査は統計法による産物産業者の産物産統計調査法に基づいて実施され、石炭調査の発展を期しにすることを目的とします。

(2) 取寄の取扱い

この調査の取寄内容については、統計法に基づいて、その取寄は保護され、統計上の目的以外の利用を制限され、使用されることはありません。

(3) 申告義務および罰則

申告義務を怠る場合、および虚偽の申告をした場合は、統計法に基づいて罰せられることがあります。

2. 調査対象

この調査対象は、石炭を採掘する事業者を対象とし、事業者の業種調査が調査票についての調査を指します。なお、事業者が採石、採砂、石炭、石炭質とした場合は、その数量、その申告および申告方法を報告して下さい。ただし、申告、採掘等の場合で、採掘量が変動するときは、および採掘（採石）が採掘されるまでは、調査票を提出して下さい。

3. 調査期間

調査期間は、毎月1日より末日の1か月間について実施するものとします。原則により調査期間は、毎月1日、25日など、事業者における採掘開始の日等を基準とする1か月間をもち、報告の期間として指定されていますが、その場合は、必ず、採掘開始のその日を報告することにより、みだりに変更しないように注意して下さい。ただし、調査対象または調査対象によって報告期間を異にするものはありません。

4. 調査票の提出回数、提出期間および提出先

調査票は1回提出し、所定調査結果発表まで毎月1日までに、必要とするよう提出して下さい。

5. 調査結果の公表

採掘された調査票は、各産物産業者の石炭産物産統計部（石炭統計調査部）で集計し、「石炭統計年報」として毎月1日までに公表します。

6. 記載注意

(1) 調査票は採掘の全額、単位および単位にたいして正確に記入して下さい。

(2) 数字はすべて算用数字を用い、漢字の単位は必ず併記して下さい。

(3) 採掘による採入はなるべく細けい、また採掘子集計により記入する場合は、採掘量と採入方法を併記して下さい。

(4) 記入事項に誤りがあった場合は、その程度速やかに報告して下さい。

通商産業省労働統計調査
石炭月報(労務二)
昭和40年8月分

6. 労働者就業状況

業種区分	調査項目	期 間			計
		基 準	基 準 外	(内訳別)	
製造業	採 内 員	6,743	264	267	6,974
	採 外 員	6,048	186	220	6,264
	計	12,791	450	487	13,448
採掘業	採 内 員				
	採 外 員				
	計				
建設業	採 内 員	701			701
	採 外 員	196			196
	計	897			897

記入注意

1. 労働者就業状況

- (1) 基準時労働者、調査日に在りる本労働者として行跡を記入して下さい。ただし、基準時労働者であるにもかかわらず、企業に在りながら、本労働者には、基準時外に記入して下さい。なお、短期、臨時、契約、嘱託、兼業、その他労働者は、この表に記入してはいけません。
- (2) 基準時労働者は、早退、遅退および欠勤等の理由を就業簿(表紙)背面の就業履歴欄に記入して下さい。

7. 従業員給与 (単位:1,000円)

業種区分	調査項目	期 間			平均人員		
		期 間	期 間	期 間			
製造業	採 内 員	4,660	1,013	5,728	5,735	14,711	279
	採 外 員	341	327	1,678	2,090	3,768	71
	計	5,001	1,340	7,406	7,825	18,479	350
採掘業	採 内 員	1,852	207	1,759	1,112	2,971	96
	採 外 員	401	468	1,261	619	1,780	62
	計	2,253	675	3,020	1,731	4,751	158
建設業	採 内 員	2,227	208	2,222	2,032	4,764	121
	採 外 員	2,212	1,020	2,732	2,860	1,7682	232
	計	4,439	1,228	4,954	4,892	6,526	353
運輸業	採 内 員	1,642	127	2,332	2,609	6,448	122
	採 外 員	852	207	1,529	1,146	2,306	101
	計	2,494	334	3,861	3,755	8,754	223
サービス業	採 内 員	443	222	608	1,331	2,016	21
	採 外 員	1,080	440	1,526	3,296	4,821	27
	計	1,523	662	2,134	4,627	6,837	48
合計	15,944	710	22,044	23,168	58,438	1,021	

8. 従業員給与

- (1) 毎月給与を支払わぬ労働者は、その月に支払われない分の給与を全額として、企業に在りながら、本労働者には、基準時外に記入して下さい。なお、短期、臨時、契約、嘱託、兼業、その他労働者は、この表に記入してはいけません。
- (2) 基準、標準の区分は、労働者のあるいは労働時間など、定められたものによつて下さい。
- (3) 本表とは、資本系、非資本系(採掘業)および非資本系以外の給与(臨時)等を含みます。なお、資本系以外の労働者以上の金額を記入してはいけません。
- (4) 平均人員は、労務調査より、賃金調査より算出されたものと一致しない場合があります。

8. 臨時労働者賃金 (単位:1,000円)

区分	項目	賃 金 総 額	
		期 間	期 間
製造業	採 内 員		
	採 外 員		
採掘業	採 内 員		
	採 外 員		
建設業	採 内 員		
	採 外 員		
運輸業	採 内 員		
	採 外 員		
サービス業	採 内 員		
	採 外 員		
合計	計		

企業名	本社または本店所在地
従業員名	事業所所在地

昭和40年8月10日現在	労働者の総数および平均
	労働者の給与総額および平均

石炭月報 (別冊二)
記 載 注 意 事 項

一 一般注意事項

1. 調査の目的および調査票の取扱い

(1) 調査の目的

この調査は統計法による経済調査の動態統計調査法の一として実施され、石炭調査の発展を期することを目的とします。

(2) 回答の依頼

この調査の成果内容については、統計法に基づいて、その結果は保護され、統計上の目的以外に使用されることは決してありません。

(3) 非回答および罰則

非回答者が少ない場合、および意図的な非回答をした場合は、統計法に基づいて罰せられることがあります。

2. 調査対象

この調査は、石炭を採掘する事業所を対象とし、事業所の管理責任者が採掘場についての調査を行います。ただし、事業所が採石、製鉄、製鋼、石炭販売をした場合は、その際、その事業所の採石場を報告して下さい。ただし、採石、製鉄等の場合でも、採石場の採石量があるとき、および製鉄 (製鋼) が実施されるまでは、調査票を提出して下さい。

3. 調査期間

調査票は、毎年1月より先月のうち1か月間について記載するものとします。原則として、報告は、毎月の中旬、25日など、事業所における経営管理日等を最終日とする1か月間をもって、事業所単位として提出する必要がありますが、その場合は、必ず、報告期にその旨を明記するとともに、ふだりに変更しないように注意して下さい。ただし、調査事項または調査票等によって報告期間を異にすることは許して下さい。

4. 調査票の提供期間、採石期間および採石税

調査票は1冊作成し、所管官庁産業課長まで提出するまでに、必ず行うようにして下さい。

5. 調査結果の公表

採石量の調査結果は、本調査事業所より調査統計部 (石炭統計課) で開示し、「石炭統計月報」として毎月発行の資料で公表します。

6. 記載注意

(1) 調査票は内訳の全部、単位および単位にしたがって正確に記入して下さい。

(2) 数字はすべて算用数字を用い、小数の単位未満は四捨五入して下さい。

(3) 採石量に記入する際は、採石場単位で記入し、採石場単位に複数採石場を明記して下さい。

(4) 記入事項に誤りがあった場合は、その修正速やかに報告して下さい。

石炭月報(労働二)

昭和40年 〇月 〇日

6. 労働者就業状況

業種区分	調査対象	期 間			計
		高 峰	高 峰 外	(内自給用)	
常務	社内員	7187	1168	380	8366
	社外員	6727	2218	228	7242
臨時	計	13,914	3383	628	16,297
臨時	社内員				
	社外員				
非常	計				
計	社内員	649			649
	社外員	334			334
計	計	983			983

記入注意

1. 労働者就業状況
 - (i) 基準雇用形態は、就業日に於ける本方勤務者一方として計算し、記入して下さい。ただし、女性日当勤者に代わらず本方として、会社勤務者等も、本方の会社は、基地方向に記入して下さい。なお、自給、研修、研修、退席、転任、分限、分限、生活などの区分は含みません。
 - (ii) 基準雇用形態には、中退、退席、退職および休職等の区分別と事業所(施設)所定の就業期間で除したものを記入して下さい。

7. 従業員給与 (単位:1,000円)

業種区分	調査対象	期 間			平均月員
		前月定まつて支払われる賃金	その他	計	
常務	社内員	6100	1620	2780	2750
	社外員	1018	1198	2166	262
臨時	社内員	360	178	538	34
	社外員	1378	1328	2706	109
非常	社内員	750	282	1032	36
	社外員	212	24	236	10
計	社内員	8240	2122	10360	102
	社外員	2668	1528	4196	61
常務	社内員	624	178	802	71
	社外員	1413	670	2083	102
臨時	社内員	3549	214	3763	132
	社外員	8266	1866	10130	1018
非常	社内員	1002	168	1170	126
	社外員	282	227	509	110
計	社内員	2782	1002	3784	141
	社外員	11287	3866	15153	698
臨時	社内員	276	169	445	62
	社外員	1186	473	1659	37
非常	社内員	70	24	94	4
	社外員	1205	478	1683	41
計	社内員	642	224	866	63
	社外員				

8. 従業員給与

- (i) 給与定まつて支払われる賃金は、その月に支払うべき賃金の合計であり、退職金のほか、賞与や退職金を支払うことも、変動したものととして記入して下さい。
- (ii) 給与、賞与等の区分は、労働契約あるいは労働関係などで、認められたものによつて下さい。
- (iii) その他は、前月平均、専任賃金(特別賞)および賞金以外の給与(特別賞)等を含みます。なお、前月平均は20日以上の出勤を記入して下さい。
- (iv) 平均月員とは、労務管理上、長期労働者ではないものの就業日数を就業日数で除したものです。

8. 臨時労働者賃金 (単位:1,000円)

区分	期 間		賃金総額
	高 峰	高 峰 外	
臨時			
非常			
計			

備考

会社名	本社または本店所在地
事業所名	事業所所在地

昭和40年 〇月 〇日 提出	申告義務者の署名および印 作成者の署名および氏名
----------------	-----------------------------

記載注意事項

一般注意事項

1. 調査の目的および調査票の取扱い

10 調査の目的

この調査は統計法による経済産業省労働統計調査規則に基づいて実施され、労務調査の成果を明らかにすることを目的とします。

11 調査の取扱い

この調査の記載内容については、統計法に基づいて、その取扱いは保護され、統計上の目的以外の提供や開示には決して、活用されることはありません。

12 労務調査員より質問

労務調査員が不明な点、および調査の準備が整った場合は、統計法に基づいて質問される場合があります。

2. 調査対象

この調査は、石炭を採掘する事業所を対象とし、事業所の管理責任者が調査票についての説明を行います。なお、事業所が学校、病院、教会、労働組合など場合は、その場合は、その事業所より年月日を報告して下さい。ただし、休業、閉業等の場合でも、労働者がいるときは、日よび労働者数(CR2)を報告されるまでは、調査票を返して下さい。

3. 調査期間

調査期間は、毎月1日より月報(1)～(5)の期間について記載するのを原則とします。原則より遅い場合は、毎月の2、3日など、事業所における総務課の日等を最終日とする1ヵ月期間をもち、報告の期間としても差支ありません。その場合は、必ず、備考欄(その他)を明記するとともに、Aダグリに記入しないように注意して下さい。ただし、調査年度または調査項目によって報告期間を異にする場合があります。

4. 調査票の提出回数、提出期限および提出先

調査票は3回提出し、所管官庁産業局長まで提出する必要があります。

5. 調査結果の公表

採掘された調査票は、各都道府県単位より調査本部(CR統計調査部)で集計し、「石炭月報」として毎月第4号まで公表します。

6. 記載注意

- (1) 調査票と規定の封筒、早送りおよび項目シートが、不明明瞭に記入して下さい。
- (2) 数字はすべて算用数字を用い、規定の単位を誤りなく記入して下さい。
- (3) 横断による記入はなるべく避け、平均と標準偏差より記入する場合は、備考欄に測定方法を明記して下さい。
- (4) 記入事項に誤りがあった場合は、その修正簿を早急に提出して下さい。

通商産業省労働統計調査
石 炭 月 報 (勞 務 二)
昭和 40 年 6 月 分

6 労働者就業状況

雇用区分	調査項目	種 別			計
		基 準	基 準 外	計 (内企業内労働者)	
地方	既 内 員	2,057	923	3,223	9,070
	既 外 員	4,973	1,933	2,13	6,926
国 有	計	11,080	2,916	446	12,996
民間	既 内 員				
	既 外 員				
計					
地方	既 内 員	623			623
	既 外 員	320			320
計		943			943

記入注意

- 労働者就業状況
 - 基準就業者は、就業前における本方法調査一つとして計算し、記入して下さい。ただし、2年度連続雇用を代用するときは、高年次調査から、本方法調査の、高年次調査に記入して下さい。なお、本報、年報、月報、国報、国勢、年報、年報、年報、年報などの調査は含まれていません。
 - 基準内職内労働とは、早退、出勤および出勤の時間外を作業員 (労働) 以外の就業時間として記入したものを記入して下さい。

7 従業員給与 (単位:1,000円)

雇用区分	調査項目	前 年 同 期			平均月給
		基 準	基 準 外	計	
全 体	既 内 員	4,737	1,039	5,276	4,276
	既 外 員	3,013	902	1,905	1,895
	計	11,850	1,941	2,981	2,981
	小 計	1,180	1,180	2,266	2,266
民間	既 内 員	1,000	78	2,058	2,058
	既 外 員	421	413	1,106	1,106
	計	1,261	591	1,852	1,852
	小 計	1,261	591	1,852	1,852
国 有	既 内 員	2,057	266	3,223	3,223
	既 外 員	1,992	1,450	2,941	2,941
	計	4,049	2,916	4,178	4,178
	小 計	4,049	2,916	4,178	4,178
地 方	既 内 員	2,057	923	3,223	3,223
	既 外 員	1,992	1,450	2,941	2,941
	計	4,049	2,916	4,178	4,178
	小 計	4,049	2,916	4,178	4,178
国 有	既 内 員	2,057	923	3,223	3,223
	既 外 員	1,992	1,450	2,941	2,941
	計	4,049	2,916	4,178	4,178
	小 計	4,049	2,916	4,178	4,178
地 方	既 内 員	2,057	923	3,223	3,223
	既 外 員	1,992	1,450	2,941	2,941
	計	4,049	2,916	4,178	4,178
	小 計	4,049	2,916	4,178	4,178
全 体	既 内 員	4,737	1,039	5,276	4,276
	既 外 員	3,013	902	1,905	1,895
	計	11,850	1,941	2,981	2,981
	小 計	1,180	1,180	2,266	2,266

2 従業員給与

- 基準給与は、就業前における本方法調査一つとして計算し、記入して下さい。ただし、2年度連続雇用を代用するときは、高年次調査から、本方法調査の、高年次調査に記入して下さい。なお、本報、年報、月報、国報、国勢、年報、年報、年報、年報などの調査は含まれていません。
- 基準、基準外の区分は、労働時間のある日給本賃金などで、定められたものによって下さい。
- その他とは、標準平均、支払賃金 (労務) 以外の給与 (労務) 等を含みます。なお、期末手当は労務項目上の金額を記入して下さい。
- 平均月給とは、労務調査より、労働時間調査を併用したものであるため、労務調査項目を労務項目で出したものです。

8 臨時労働者賃金 (単位:1,000円)

区分	項目	賃 金 総 額
臨時労働者	既 内 員	
	既 外 員	
計		

備 考

会社名	本社または本店所在地
所属産業	事業所所在地

昭和 40 年 7 月 日 提出	報告義務者の署名および印
	作成者の署名および氏名

石炭月報 (第五二)
記載注意事項

一般注意事項

1. 調査の目的および調査票の範囲

(1) 調査の目的

この調査は統計法による生産業者生産動向統計調査範囲に基づいて実施され、石炭産業の発展を促すことを目的とします。

(2) 調査の保護

この調査の記載内容については、統計法に基づいて、その取扱いが保護され、統計上の目的以外の使用が禁ぜられて、提供されることはありません。

(3) 申告義務および罰則

申告義務が存しない場合、および虚偽の申告をした場合は、統計法に基づいて罰せられることがあります。

2. 調査対象

この調査対象は、調査を依頼する事業者を限るとし、事業者の管理責任者が調査票についての責任を負います。なお、事業者の法人、個人、若しくは法人でない場合、その他、その事業および年次を報告して下さい。ただし、今は、同業者の場合でも、申告者が所属するときは、および取組 (取組) が提供されるまでは、調査票を提出して下さい。

3. 調査期間

調査票は、毎月1日より前記の通り1か月間について記載するを原則とします。原則より前記の場合は、毎月2日、25日など、事業者における郵便締切等の都合とすも1か月間をもち、報告の範囲として1次記入ありませんが、その場合は、必ず、調査票にそのことを明記するとともに、みだりに変更しないように注意して下さい。ただし、調査票または調査票のうえに報告期間を明記することは許されていません。

4. 調査票の提出回数、提出期限および提出先

調査票より報告書は、所定調査年度毎年度毎月1日までに、必ずしもより提出して下さい。

5. 調査結果の公表

調査された調査票は、各調査年度毎の調査結果 (調査統計調査) で報告し、「調査結果発表」として毎月1日までに公表します。

6. 記載注意

(1) 調査票は所定の表紙、巻末および裏面にしるべき事項に記入して下さい。

(2) 数字はすべて算用数字を用い、年度の単位は必ず記入して下さい。

(3) 欄外に記入はなるべく避け、やむを得ず欄外に記入する場合は、欄外に横線を引いて明記して下さい。

(4) 記入事項に誤りがあった場合は、その都度速やかに報告して下さい。

石炭月報(勞務二)

昭和40年6月号

8. 労働者就業状況

業種区分	調査対象	期 間			計
		高	前 月	前 年	
業種別	炭 内 炭	7,880	1,198	242	2,198
	炭 外 炭	6,684	2,164	246	7,736
	計	14,564	3,362	488	16,934
職業別	炭 内 炭				
	炭 外 炭				
	計				
計	炭 内 炭	3,02			3,02
	炭 外 炭	2,24			2,24
	計	6,27			6,27

記入注意

1. 労働者就業状況

- 基準就業率は、就業率における半日労働者一方として計算し、記入して下さい。ただし、3日未満者には、別を記入し、その就業率も、半日労働者の就業率に記入して下さい。なお、先給、特給、給当、手当、札賃、給一引当額、全額などの別を記入しないで下さい。
- 基準労働者数には、学徒、修業、退勤および自給自足の期間を作業所(設局)定足の就業時間内に入したものも記入して下さい。

7. 従業員給与 (単位:1,000円)

業種区分	調査対象	期 間			平均月給
		高	高 年 外	計	
業種別	炭 内 炭	6,427	2,228	7,655	7,655
	炭 外 炭	2,211	2,161	4,372	4,372
	計	8,638	4,389	12,027	12,027
職業別	炭 内 炭	7,222	2,612	9,834	9,834
	炭 外 炭	2,211	2,161	4,372	4,372
	計	9,433	4,773	14,206	14,206
計	炭 内 炭	6,427	2,228	7,655	7,655
	炭 外 炭	2,211	2,161	4,372	4,372
	計	8,638	4,389	12,027	12,027

2. 従業員給与

- 毎月定額を支払われる賃金とし、そのうち定額より少額以上の金額を定めて、金額の多い部分で労働者を支払うことも、記録したものとして記入して下さい。
- 賞金、賞状の項目は、労働契約のある労働者間などで、定められたものによりして下さい。
- その他とは、年末手当、家族手当(特別手当)および賞金以外の給与(特別賞)等をいいます。なお、年末手当は労働統計上の金額を記入して下さい。
- 平均月給とは、労務月報より、長期労働者を除いたものの就業率調整を反映させた数値です。

9. 臨時労務者賃金 (単位:1,000円)

区分	賃 金 総 額	
	炭 内	炭 外
臨時		
作業		
者		
計		

会社名	本炭または本設局所在地
作業所名	事業所所在地
	賃金()

昭和40年6月11日提出	申告義務者の署名および押印
	作成者の署名および氏名

記載注意事項

一般注意事項

1. 調査の目的および調査の趣旨

(1) 調査の目的

この調査は統計法による経済調査の調査態様設計標準原則に基づいて実施され、行政立案の前提を明らかにすることを目的とします。

(2) 調査の範囲

この調査の記載内容については、統計法に基づいて、その範囲は限定され、統計上の目的以外の情報や資料には依拠して、使用されることはありません。

(3) 調査対象と非対象

調査対象が特定しない場合、および調査の特色とした場合は、統計法に基づいて別記される場合があります。

2. 調査対象

この調査は、二次と調査する事業所を対象とし、事業所の管理責任者が調査員に対しての回答を行います。なお、事業所の休泊、閉鎖、転居、名称変更した場合は、その都度、その事後の1ヶ月を目途に報告して下さい。ただし、合併、分割等の場合でも、回答者が継続しているとき、および別添(別紙)が貼付されるまでは、調査票を提出して下さい。

3. 調査期間

調査票は、毎月1日より月初にいたる1ヶ月間について記載するのを原則とします。原則により例外の場合は、報告時日、期日など、事業所に付与の経済統計帳簿を参照する1ヶ月間をもつて、報告の期間としてご記入ありませんが、その場合は、必ず、備考欄にその理由を明記するとともに、A用紙に同意したいように記載して下さい。ただし、調査年度または調査項目目上によって報告期間を異にすることはなりません。

4. 調査票の送付回数、送付期間および遅延

調査票より遅延し、調査年度年度末まで翌月1日までに、必要するよう期日して下さい。

5. 調査結果の公表

取りまとめられた調査票は、各調査年度毎の1月調査統計部(経済統計調査課)で集計し、「各調査統計表」として毎月1日を目途に公表します。

6. 記載注意

(1) 調査票は年度毎の分類、単位および項目にわたって正確明瞭に記入して下さい。

(2) 数字はすべて黒鉛筆を用い、規定の単位未満は四捨五入して下さい。

(3) 規定による記入はなるべく避け、そのとずれ原因より記入する場合は、備考欄に理由を明記して下さい。

(4) 記入事項に誤りがあった場合は、その程度までかき消して下さい。

形 式 計 画 第 1 号
様 式 第 一 号 - C

通商産業省労働統計調査
石炭月報 (労務二)
昭和 40 年 4 月分

報告月 通商産業局長
報告期間 昭和 40 年 3 月 30 日
報告所数 3 所

6. 労務省放棄状況

調査項目	種 別			計
	基 準	基 準 外	(内 以 外 自 動)	
採 取 区 分	採 取 内 外 共	7609	1099	8708
	採 取 外 共	6966	1900	8866
計	13644	2997	496	16641
種 別	採 取 内 外 共			
	採 取 外 共			
計				
種 別	採 取 内 外 共	734		734
	採 取 外 共	336		336
計	1069			1069

記入注意

- 労務省放棄状況
 - 基準外放棄は、採取日における本日の勤労を一方として計算し記入して下さい。ただし、採取日直前の日付を記入するときは、山林労働者等、本方会の基準外数として取扱って下さい。
なお、労働、結婚、退職、転勤、カペル、病休、怪我等の理由は含めずして下さい。
 - 基準外数合計は、平日、夜間、通勤より以外の日数を除いた事業所数(採取)の採取期間で除したものを記入して下さい。

7. 従業員給与 (単位:1,000円)

調査項目	給 与 額				計	平均人員
	毎月定率で支払われる賃金		その他			
採 取 区 分	基 準	基 準 外	計	計		
採 取 区 分	採 取 内 外 共	7,020	1,169	8,189	2,002	164
	採 取 外 共	1,020	1,100	2,120	2,022	27
計	8,040	2,269	10,309	4,024	191	
種 別	採 取 内 外 共	2,020	200	2,220	2,272	36
	採 取 外 共	470	400	870	1,750	64
計	2,490	600	3,090	4,022	100	
種 別	採 取 内 外 共	3,020	769	3,789	2,204	224
	採 取 外 共	1,020	1,000	2,020	2,020	141
計	4,040	1,769	5,809	4,224	365	
種 別	採 取 内 外 共	4,020	200	4,220	2,204	224
	採 取 外 共	1,020	1,000	2,020	2,020	141
計	5,040	1,200	6,240	4,224	365	
種 別	採 取 内 外 共	4,020	200	4,220	4,220	19
	採 取 外 共	1,020	1,000	2,020	2,020	27
計	5,040	1,200	6,240	6,240	46	
計	10,309	2,269	12,578	12,578	41	

8. 臨時賞金 (単位:1,000円)

採 取 区 分	賞 金 総 額	
	採 取 内	採 取 外
計		

2. 従業員給与

- 毎月定率で支払われる賃金とは、その月に支払うべき計算上の金額であつて、金繰りの都合上、現金が支払われなくても記入して下さい。
- 夏季、夏季休暇の区は労働協約の通りです。
- その他は、給与手帳、福利厚生(退職金)賞金以外の給与等と見做す。なお、関係手帳は、採取日以上の金額を記入して下さい。
- 平均人員とは、電算機による、採取期間を平均したものの採取日数を採取日数で除したものです。

採 取 区 分	本所または本店所在地
採 取 区 分	採 取 区 分 採 取 区 分

昭和 40 年 4 月 20 日現在	申告義務者の記入および印刷
	作成者の署名および氏名

訂 正 目 録 (別巻二)
記 載 注 意 事 項

一 説 注 意 事 項

1. 調査の目的および調査の取組

(1) 調査の目的

この調査は設計および運用調査等の活動設計調査活動に基づいて実施され、調査結果の取組を明らかにすることを目的とします。

(2) 取組の取組

この調査の取組の内については、継続的に基づいて、その取組が評価され、設計上の目的以外の取組の取組には従って、使用されることはありません。

(3) 本調査結果および取組

本調査結果が等しい場合、および調査の結果をした場合は、設計上の取組について開示される場合があります。

2. 調査対象

この調査は、対象とする事業等を対象とし、事業所の管理責任者が調査対象についての責任を負います。なお、事業所の体制、組織、組織変更をした場合は、その状況、その事業および年月日を報告して下さい。ただし、その、取組等の場合でも、年内から取組があるとき、および取組【取組】が取得されるまでは、調査対象と開示して下さい。

3. 調査期間

調査は、報告日より開始した日から開始して実施するのを原則とします。原則として、報告日より、報告日より、事業所における取組の取組を継続する。3か月間をもって、報告の取組として実施とありますが、その場合は、必ず、報告にその理由を記載するとともに、必ずしも実施しないように記載して下さい。ただし、調査結果または調査結果に基づいて報告期間を異にする場合があります。

4. 調査票の提出回数、提出期限および提出先

調査票は1回提出し、調査結果を提出するまで30日までに、必要とするよう提出して下さい。

5. 調査結果の公表

調査された調査結果は、本調査結果および調査結果【本調査結果】として開示し、【本調査結果】として開示されることとなります。

6. 記載注意

(1) 調査票上の記載の各数、単位および取組にしたがって正確に記入して下さい。

(2) 数字はすべて半角数字を用い、単位は申告書表の取組を記入して下さい。

(3) 取組による記入はなるべく避け、必ず半角数字の取組により記入する場合は、調査票上の取組を明記して下さい。

(4) 記入事項に誤りがあった場合は、その結果を必ず報告して下さい。

石炭月報(労務二)

昭和40年3月分

調査統計部1号
様式ニ一上-C

調査月 通商産業局長
調査期間 昭和40年3月分
調査回数 3 回

6. 労働者就業状況

調査項目	職 業 別			計
	基 準	基準外 〔内勤外労働〕		
就業区分				
既 門 次	7520	997	219	8736
既 外 次	2570	2226	236	5032
計	10090	2223	454	12767
新 門 次				
新 外 次				
計				
既 門 次	684			684
既 外 次	330			330
計	1014			1014

記入注意

- 労働者就業状況
 - 労働者就業状況は、調査日に於けるその労働者一人として計算し記入して下さい。ただし、労務活動中に氏名を身元とすば、労務活動が中断し、本方台のみ基準労働者として数えして下さい。
 - なお、有給、欠勤、休憩、災害、転入、看護、産前などの理由により欠勤して下さい。
 - 基準労働者数とは、早退、就業、退職および労務活動の中断等を事発生(回数)別記の就業時間内で働いたものを記入して下さい。

7. 従業員給与 (単位:1,000円)

調査項目	給 与 額			平均人員
	毎月定まって支払われる賃金	その他	計	
就業区分				
既 門 次	7280	1260	8540	262.2
既 外 次	2846	1221	4067	80.2
計	10126	2481	12607	116.5
新 門 次	2129	179	2308	36.3
新 外 次	522	441	963	14.2
計	2651	620	3271	100.5
既 門 次	2479	1438	3917	129.1
既 外 次	1922	665	2587	122.2
計	4401	2103	6504	266.3
計 合 計	14527	4584	19111	123.7
既 門 次	3922	329	4251	67.1
既 外 次	57	22	79	1.1
計	3979	351	4330	68.2

8. 臨時賃金 (単位:1,000円)

項目	賃 金 額
既 門 次	
既 外 次	
計	

9. 従業員給与

- 毎月定まって支払われる賃金とは、その月に支払うべき計算上の金額であつて、金銭上の現金と、現金が支払われなくて記入して下さい。
- 基準、基準外の区分は労働協約の通りです。
- その他とは、既得手当、福利資金(健康増進)資金以外の給与をいはず、なお、既得手当は労務活動上の金額を記入して下さい。
- 平均人員とは、就業時間数より、長期欠勤者を差し引いたものの就業日数と既得手当日数で算したものです。

企業名	本社または本店所在地
事業内容	事業内容()

昭和 年 月 日発表	申告調査の記名および印
	作成者の職名および氏名

炭 灰 科

石 貝 月 報 (別表二)
記 載 注 意 事 項

一 般 注 意 事 項

1. 調査の目的および調査票の取扱い

(a) 調査の目的

この調査は統計法による通信業業務の調査統計調査票の取扱いに実施され、その調査の取扱いと関係することをお断りいたします。

(b) 取寄の保護

この調査の取寄内容については、統計法に基づいて、その取寄は保護され、統計上の目的以外の使用を禁ずるに決まっております。

(c) 非公開取寄および匿名

非公開取寄が等しい場合、および匿名の場合には、統計法に基づいて取寄られることがあります。

2. 調査対象

この調査対象は、調査を実施する事業等を対象とし、事業所の管理責任者が調査票について責任を負います。なお、事業所が法人、団体、組織、組織変更した場合は、その組織、その事業および科目等を報告して下さい。ただし、法人、団体、組織等の場合でも、担当を不明瞭にするとき、および匿名（行先）を保護されるまでは、調査票を提出して下さい。

3. 調査期間

調査期間は、毎月1日より前月の1ヶ月間について記載するものとします。原則として毎月1日、毎月15日、毎月25日、毎月31日、事業所における業務終了後等とすべく1ヶ月間を以て、報告の期間としても考えませんが、その場合は、必ず、前年報にその心を明記するとともに、十分に実況しないように記載して下さい。ただし、調査票または調査票に基いて報告期間を異にすることは許していません。

4. 調査票の提出回数、提出期間および提出先

調査票は3回提出し、初年度調査票は提出後2週間以内、必ず提出して下さい。

5. 調査結果の公表

調査票は公表され、本調査事業および調査統計法（統計法）に基づいて、調査結果として「全国統計年報」に掲載されることがあります。

6. 記載注意

- (1) 調査票の宛先を明記し、お名前および科目にしたがって調査票に記入して下さい。
- (2) 数字はすべて算用数字を用い、規定の単位を明記しお名前に入れて下さい。
- (3) 単位より記入はなるべく避け、やむを得ず調査票より記入する場合は、備考欄に単位方法を明記して下さい。
- (4) 記入事項に誤りがあった場合は、その都度速やかに報告して下さい。

調査統計第11号
様式：資-2-C

期 日 先 送付請求月
提出期間 翌月15日
提出回数 3 部

6. 労働者就業状況

調査項目	期 別 方 数			計
	基 準	基 準 外	(内会社従業員)	
常 勤 労働者	既 内 外	1,017	1,042	2,059
	既 外 外	6,666	1,196	7,862
	計	7,683	2,238	9,921
時 間 労働者	既 内 外			
	既 外 外			
	計			
兼 業 労働者	既 内 外	724		724
	既 外 外	755		755
	計	1,479		1,479

記入注意

1. 労働者就業状況
 - (1) 基準外労働者は、標準日における本労働者一方として計算し記入して下さい。ただし、労務日誌勤務交代簿を以て代り又は、労務日誌勤務表中、本労働者の基準外労働者として取扱いして下さい。
なお、通勤、転勤、出張、災害、転居、介介、看護、療養その他の理由を以てしない下さい。
 - (2) 兼業主業労働者には、原則、既業、通勤および労務日誌の両方の事業所(既業)両方の就業期間で算したものを記入して下さい。

7. 従業員給与 (単位:1,000円)

調査項目	給 与 額				平均人員
	毎月定まつて支払われる賃金			その他	
	基 準	基 準 外	計		
常 勤 労働者	既 内 外	1,100.0	1,100.0	2,200.0	270
	既 外 外	1,100.0	1,100.0	2,200.0	63
	既 外 外	200.0	200.0	400.0	66
	小 計	1,400.0	1,400.0	2,800.0	118
	計	2,600.0	2,600.0	5,200.0	288
時 間 労働者	既 内 外	1,200.0	1,200.0	2,400.0	82
	既 外 外	200.0	200.0	400.0	64
	既 外 外	200.0	200.0	400.0	79
	小 計	1,400.0	1,400.0	2,800.0	148
	計	3,800.0	3,800.0	7,600.0	236
兼 業 労働者	既 内 外	1,100.0	1,100.0	2,200.0	362
	既 外 外	1,200.0	1,200.0	2,400.0	147
	既 外 外	200.0	200.0	400.0	119
	小 計	2,500.0	2,500.0	5,000.0	268
	計	4,700.0	4,700.0	9,400.0	413
合 計	既 内 外	3,300.0	3,300.0	6,600.0	478
	既 外 外	3,500.0	3,500.0	7,000.0	294
	既 外 外	600.0	600.0	1,200.0	214
	小 計	7,400.0	7,400.0	14,800.0	986
	計	14,800.0	14,800.0	29,600.0	1,282

8. 臨時次賃金 (単位:1,000円)

区分	賃 金 額	
	期 間	期 間
既 内		
既 外		
計		

9. 就業変動

- (1) 毎月定まつて支払われる賃金とは、その月に支払うべき計算上の金額であつて、金庫りの繰上、繰下が反映されなくても記入して下さい。
- (2) 基準、基準外区分は労働者の区分です。
- (3) その他とは、前年同月、同月同業、同月同業(標準賃金)賃金以外の給与をいへます。なお、同業同業は労務日誌上の賃金を記入して下さい。
- (4) 平均人員とは、常勤労働者より、且勤労働者を除いたもの就業人員数と兼業主業労働者数で算したものです。

企業名	本社または本店所在地
事業所名	事業所所在地

昭和40年 6月 10日 提出	申告職務者の記名および印印
	申告者の職名および氏名

若 良 月 報 (第 四 二)
記 載 注 意 事 項

一 般 注 意 事 項

1. 調査の目的および調査票の用途

(1) 調査の目的

この調査は統計法による国産農業従事者動態統計調査資料の一つとして実施され、国産農業の発展を明らかにすることを目的としています。

(2) 情報の保護

この調査の調査内容については、統計法に基づいて、その結果は保護され、統計上の目的以外の用途を許すことは決してありません。

(3) 申告義務および罰則

申告義務者が申告しない場合、および虚偽の申告をした場合は、統計法に基づいて罰せられることがあります。

2. 調査対象

この調査は、定住と出張する農業従事者を対象とし、事業所の所在地が調査対象についての要件となります。なお、事業所が学校、病院、福祉、高齢施設とした場合は、その施設、その事業および年月日を報告して下さい。ただし、学校、病院等の場合でも、出張者がいるときは、および出張（訪問）が恒常的であると見なされ、調査の対象として下さい。

3. 調査期間

調査期は、毎月1日より月報の1から1か月間について記載するものと原則として、原則として期（場合）は、毎月1日、5日など、事業所における標準時日等を原則とする1か月間をもって、調査の期間として下さい。また、その場合、必ず、調査期にその日を含む期間とする必要があり、必要に応じて変更して下さい。ただし、調査事業または調査項目によって調査期間を異にする場合はお知らせ下さい。

4. 調査票の提出回数、提出期間および提出先

調査票より提出し、申告書は調査票とあわせて毎月1日までに、必ず送付して下さい。

5. 調査結果の公表

調査された調査票は、本誌掲載資料および調査統計書（国産統計調査）で発表し、「国産統計月報」として毎月1日までに公表します。

6. 記載注意

- (1) 調査票は記載の全部、単位および項目に十分、正確明確に記入して下さい。
- (2) 文字はすべて算用数字とし、単位は単位を正確に併記して下さい。
- (3) 単位による記入はなるべく避けて、単位を併記して記入する場合は、備考欄に単位方法を併記して下さい。
- (4) 記入単位に誤りがあった場合は、その調査票がかり取りして下さい。

石炭月報(労務二)

昭和40年 / 月分

歴史統計第11号
様式1炭-2-C

報告月 通商産業局長
提出期間 毎月30日
報告页数 2 部

6. 労働者就業状況

調査項目	期 間			計
	基 準	基 準 月	(内臨時労働者)	
炭 坑	坑内共	12.7	460	7740
	坑外共	12.6	412	7338
	計	12.7	872	15078
採 炭	坑内共			
	坑外共			
	計			
製 炭	坑内共			
	坑外共			
	計			

記入注意

- 労働者就業状況
- 基準就業数は、調査月における本邦労働者一斉として計算し記入して下さい。ただし、山林日労働者に代わり記入したときは、山林日労働者数や、本邦労働者数を記入して下さい。
- なお、自給、給食、宿舎、共済、給費、給金、給費、給金などの身体給は含めないで下さい。
- 基準月就業数には、自給、給食、宿舎および山林日労働者の給付額と事業所(採炭)所定の就業時間を超えたものを記入して下さい。

7. 従業員給与 (単位:1,000円)

調査項目	給 付 額				計	平均人員
	毎月定まって支払われる賃金			その他		
調査項目	基 準	基 準 月	計			
炭 坑	坑内共	12.6	7,772		7,772	148
	坑外共	12.5	2,850		2,850	56
	計	12.6	10,622		10,622	204
採 炭	坑内共	12.6	2,562		2,562	43
	坑外共	12.5	1,622		1,622	32
	計	12.6	4,184		4,184	75
製 炭	坑内共	12.6	2,562		2,562	43
	坑外共	12.5	1,622		1,622	32
	計	12.6	4,184		4,184	75
合 計	坑内共	12.6	12,896		12,896	234
	坑外共	12.5	6,094		6,094	121
	計	12.6	18,990		18,990	355
職 員	坑内共	12.6	4,184		4,184	75
	坑外共	12.5	2,562		2,562	51
	計	12.6	6,746		6,746	126

8. 臨時支賃金 (単位:1,000円)

区分	項目	賃 金 総 額
炭 坑	坑内	
	坑外	
計		

2. 従業員給与

- 従業員定めて支払われる賃金とは、その月に支払うべき計算上の金額であつて、金締りの都合上、現金で支払ひぬくても記入して下さい。
- 基準、基準月の区分は労働協約の通りです。
- その他には、就業手帳、扶養手当(厚生手当)賃金以外の給与等もいります。なお、臨時手帳は日当計算上の金額を記入して下さい。
- 平均人員とは、通常労働者より、長期欠勤者を差し引いたもの(就業日割増と換算日割増したものです)。

企業名	本社または本店所在地
事業所名	事業所所在地

昭和 年 月 日 製日	労働協約の記号および印刷 労務者の職名および氏名
-------------	-----------------------------

石炭月報 (第2号)
記 載 注 意 事 項

一 般 注 意 事 項

1. 調査の目的および調査部の取扱い

(1) 調査の目的

この調査は統計法による調査事業の進捗態様が調査目的に基づいて実施され、石炭産業の発展を明らかにすることを目的とします。

(2) 調査の段階

この調査の企画内容については、統計法に基づいて、その進捗に留意され、統計上の目的以外の用途や弊害には供して、使用されることはありません。

(3) 調査対象および質問

調査対象者が多岐にわたる場合、および調査の都合とした場合は、統計法に基づいて選ばれることがあります。

2. 調査対象

この調査対象は、石炭を採掘する事業所を対象とし、事業所の管理責任者が調査部に対しての責任を負います。ただし、事業所が休む、閉鎖、転居、事業廃止した場合は、その結果、その事業および年月日を報告して下さい。ただし、その、採掘等の場合でも、閉鎖が再開されるとき、および復帰(再開)が実施されるまでは、調査を中止して下さい。

3. 調査期間

調査開始は、毎月1日より毎月15日までの1か月間として実施されます。原則として、毎月1日、5日、10日、15日、20日、25日、30日、31日、事業所における労働時間の日等を基準日とする1か月を定め、報告の期間としても定められますが、その場合は、必ず、採掘にその日を含む期間とするに、入らざるに留意して下さい。ただし、調査事業または調査事業によって調査期間を異にするものは許して下さい。

4. 調査票の提出期限、提出期限および提出先

調査票は提出後、所定調査事業終了まで提出が完了し、必要とする提出して下さい。

5. 調査結果の公表

調査された調査結果は、本調査事業の進捗態様(石炭統計調査)で報告し、「石炭統計月報」として毎月15日までに公表します。

6. 記載注意

- (1) 調査票に不備の分、速に訂正し提出し、訂正後に記入して下さい。
- (2) 数字はすべて算術記号を用い、規定の単位を明確に記入して下さい。
- (3) 規定による記入はならぬ(超)や、中を符号規定により記入する場合は、備考欄に規定方法を明記して下さい。
- (4) 記入事項に誤りがある場合は、その都度速やかに報告して下さい。

調査統計第11号
形式:炭-2-C

調査月: 通商産業統計
調査期間: 昭和39年12月分
調査回数: 1回

6. 労務者就業状況

調査項目	職 業 別 数			
	基 準	基 準 外 (内勤半日数)	計	
炭 坑 区 分				
炭 坑 区 内	7,854	11,723	302	2,826
炭 坑 区 外	8,899	2,124	289	8,703
計	16,753	13,847	591	17,429
製 鉄 区 分				
製 鉄 区 内				
製 鉄 区 外				
計				
採 石 区 分				
採 石 区 内				
採 石 区 外				
計				

記入注意

- 労務者就業状況
 - 標準就業状況は、調査票に打ける基本労働1人として計算し記入して下さい。ただし、身体日誌等に代替を打たれた場合は、身体日誌記載中、基本労働のみ標準労働として取扱して下さい。
 - なお、有給、休暇、退職、欠勤、出勤、欠勤、出勤、休職などの請求額は含めずして下さい。
 - 標準労働時間については、平日、残業、通勤および休日半日勤務を標準労働時間として算入して下さい。

7. 従業員給与 (単位:1,000円)

調査項目	結 算 額				平均人員		
	毎月定まつて支払われる賃金			その他			
炭 坑 区 分	基 準	基 準 外	計				
製 鉄 区 分	炭 坑 区 内	7,124	10,970	20,094	2,222	16,221	167
	炭 坑 区 外	1,296	1,229	2,525	2,329	2,704	27
	保 険 証 文	300	150	450	70	1,210	32
	小 計	8,720	12,349	21,069	3,021	5,924	119
	計	8,420	12,199	20,619	3,091	5,714	101
採 石 区 分	炭 坑 区 内	2,225	2,225	4,450	1,225	2,975	66
	炭 坑 区 外	2,225	2,225	4,450	2,225	1,440	83
	保 険 証 文	2,225	2,225	4,450	2,225	2,225	109
	小 計	4,450	4,450	8,900	4,450	4,165	149
	計	4,450	4,450	8,900	4,450	4,165	160
製 鉄 区 分	炭 坑 区 内	2,225	1,225	3,450	2,225	2,225	160
	炭 坑 区 外	2,225	1,225	3,450	2,225	2,225	160
	保 険 証 文	2,225	1,225	3,450	2,225	2,225	116
	小 計	4,450	2,450	6,900	4,450	4,450	276
	計	4,450	2,450	6,900	4,450	4,450	276
採 石 区 分	炭 坑 区 内	2,225	1,225	3,450	2,225	2,225	17
	炭 坑 区 外	2,225	1,225	3,450	2,225	2,225	21
	保 険 証 文	2,225	1,225	3,450	2,225	2,225	6
	小 計	4,450	2,450	6,900	4,450	4,450	24
	計	4,450	2,450	6,900	4,450	4,450	24

8. 臨時給付金 (単位:1,000円)

区分	項目	賃 金 総 額
炭 坑 区 分	炭 坑 区 内	
	炭 坑 区 外	
製 鉄 区 分	計	

9. 従業員給与

- 毎月定まつて支払われる賃金は、その月に支払うべき計算上の金額であつて、金締りの都合上、現金が支払われないことも記入して下さい。
- 基準、基準外の区分は労働協約の通りです。
- その他には、基本手当、扶養手当(標準通勤) 賃金以外の給与等があります。なお、基本手当は日額計算上の金額を記入して下さい。
- 平均人員とは、標準労働者より、長欠労働者を選別したものの標準労働者標準日数で換したものです。

企業名	本または本支店別
事業所名	事業所別(期) 項目()

昭和39年 月 日調査	所在職場の名称および印刷 作成者の署名および氏名
-------------	-----------------------------

石炭月報 (巻二)
記 載 注 意 事 項

一 般 注 意 事 項

1. 調査の目的および調査の範囲

(1) 調査の目的

この調査は統計法による直接産業別生産動態統計調査目的に基づいて実施され、当該産業の発展と関係することを目的とします。

(2) 調査の範囲

この調査の範囲内については、統計法に基づいて、その範囲は明確とされ、統計上の目的以外の他の事情等には従って、変更されることありません。

(3) 調査対象および対象

調査対象者が特定しない場合、および調査の対象とした場合は、統計法に基づいて変更される場合があります。

2. 調査対象

この調査は、必要と判断する事業所を対象とし、事業所の管理責任者が調査対象としての責任を負います。なお、事業所の休泊、閉鎖、転移、名義変更をした場合は、その変更、その事由および年月日を報告して下さい。ただし、休泊、閉鎖等の場合でも、営業を再開するときは、および転移 (移転) が行われるまでは、調査対象と見做して下さい。

3. 調査期間

調査期間は、毎年1日より開始といたる1ヵ月間について記載するのを原則とします。原則により他(場合は、毎月20日、25日など、事業所における帳簿簿記台等と同等の日とする)の日間をもって、報告の期間としても変更ありませんが、その場合は、必ず、帳簿簿記そのものを提出するとともに、ふだうに変更しないように注意して下さい。ただし、調査期間または調査事由によって報告期間と異にすることは許して下さい。

4. 調査所の経営振数、経営関係および関係先

調査所より報告し、所管官廳に提出する報告書までに、必要とする資料して下さい。

5. 調査結果の公表

調査された調査結果は、必要と判断する調査結果 (目的統計調査結果) で報告し、上記統計結果として発表するの旨といたることを要します。

6. 記載注意

(1) 調査結果は所定の形式、単位および項目にしたがい、正確明瞭に記入して下さい。

(2) 数字はすべて算列数字を用い、漢字の単位は必ず併記して下さい。

(3) 小数点以下は記入したるべし、切り、半切りや四捨五入により記入する場合は、備考欄に理由を併記して下さい。

(4) 記入事項に誤りがあった場合は、その原因調査から報告して下さい。

石炭月報(労務二)

昭和39年11月分

労務統計第11号

様式1表-2-C

調査先 通商産業局長
調査機関 年月 日
調査回数 3 第

6. 労働者就業状況

調査項目	職 種 別			計
	基 準	基 準 外	(内山林労働)	
雇 用 区 分				
雇 用 区 分	2,930	2,266	406	5,602
雇 用 区 分	6,480	2,223	260	7,963
計	12,610	4,478	666	17,754
雇 用 区 分				
雇 用 区 分				
計				
雇 用 区 分				
雇 用 区 分				
計				

記入注意

- 労働者就業状況
 - 基準就業数、基準外に於ける本労働者数と一致して計上し記入して下さい。ただし、山林労働者に代用を号入した場合は、山林労働者数中、本労働者の基準労働者として取扱って下さい。
 - 女性、有給、短勤、退職、欠勤、転入、転出、在職、休職などの諸事項は自記して下さい。
 - 基準外就業数には、早出、既出、通勤および山林労働の臨時労働者(仮雇)も決定の就業時間終了後しものを記入して下さい。

7. 従業員給与 (単位:1,000円)

調査項目	月 給			その他	計	平均人員
	毎月定まつて支払われる賃金	基 準	基 準 外			
雇 用 区 分						
雇 用 区 分	2,308	1,127	7,442		7,002	147
雇 用 区 分	1,058	1,198	2,293		2,258	37
雇 用 区 分	312	208	520		520	31
計	1,278	1,403	2,773		2,773	118
雇 用 区 分	7,678	2,540	10,215		10,215	367
雇 用 区 分	2,178	242	2,421		2,421	102
雇 用 区 分	220	327	1,069		1,069	64
計	648	227	877		877	82
雇 用 区 分	1,248	328	1,576		1,576	106
計	4,847	320	4,377		4,377	248
雇 用 区 分	2,424	1,378	3,803		3,803	361
雇 用 区 分	1,778	1,444	3,222		3,222	151
雇 用 区 分	460	447	1,407		1,407	113
計	2,722	1,971	4,729		4,729	264
計	11,222	3,270	14,922		14,922	116
雇 用 区 分	448	202	608		608	17
雇 用 区 分	308	28	120		120	22
雇 用 区 分	34	22	110		110	6
計	590	252	1,330		1,330	37
計	14,232	3,520	19,222		19,222	64

8. 臨時実賃金 (単位:1,000円)

調査項目	賃 金 額
雇 用 区 分	
雇 用 区 分	
雇 用 区 分	
計	

2. 従業員給与

- 毎月定まつて支払われる賃金とは、その月に定額らうべき賃金の金額であつて、金銭以外の給付、現金を支拂はれなくても記入して下さい。
- 基本、標準の区分は労働協約の通りです。
- その他には、期末手当、退職金(賞与)以外の給与等とします。なお、期末手当は労務統計上の金額を記入して下さい。
- 平均人員とは、労務統計表より、長期労働者を除いたもの(臨時労働者を含む)を算出して下さい。

企業名	本村または本炭鉱名称
事業所名	事業所名称

昭和 年 月 日 調査日	労働協約者の署名および押印
	作成者の署名および氏名

記 載 注 意 事 項

一 般 注 意 事 項

1. 調査の目的および調査票の取扱い

(1) 調査の目的

この調査は統計法による経済実況調査制度創設計調査規則に基づいて実施され、当該調査の実態を明らかにすることを目的とします。

(2) 調査の性質

この調査の記述内容については、統計法に基づいて、その内容が保護され、統計上の目的以外の利用を禁じられて、使用されることはありません。

(3) 調査費用および返却

調査費用が掛らない場合、および返却の申出をした場合は、統計法に基づいて返却される場合があります。

2. 調査対象

この調査対象は、当該調査票を配布する事業所を対象とし、事業所の管理責任者が調査票についての責任を負います。なお、事業所の名称、住所、郵便番号等は、その構成、その事業および月日を報告して下さい。ただし、住所、調査等の場合でも、当該事業が縮小しているとき、および当該（調査）が実施されるまでは、調査票を提出して下さい。

3. 調査期間

調査期間は、毎月1日より月末の1日までの月間について記載するものとします。原則として毎月1日、毎月末日、翌日など、事業所における経済活動日等を原則とする1か月間をもって、報告の期間としてご記入をいただきます。その場合は、必ず、備考欄にその旨を記載するものとし、本通りに記載しないように注意して下さい。ただし、調査事業または調査項目によって報告期間を異にする場合はお知らせ下さい。

4. 調査票の返却期限・提出期間および提出先

調査票は1部を返却し、その返却期限を定めて毎月1日までに、必ず送付して下さい。

5. 調査結果の公表

調査票として調査票は、本調査制度の目的および調査規則第（調査結果の公表）に基づいて、了後調査報告書として報告書が作成されます。

6. 記 載 注 意 事 項

(1) 調査票に所定の名称、および項目にしっかりと正確な内容で記入して下さい。

(2) 数字にすべて算術記号を用い、規定の単位未満は四捨五入して下さい。

(3) 指定による記入はなるべく避け、やむを得ず指定による記入する場合は、備考欄に指定理由を明記して下さい。

(4) 記入事項に誤りがある場合は、その都度速やかに報告して下さい。

石炭月報(労務二)

昭和39年10月分

標準統計帳目号
様式：炭一2-C

採出先 産出産業別
採出期間 第 5 期 日
採出回数 3 回

6. 労働者就業状況

調査項目	雇 用 方 数			計
	基 準	基準外	(内分母変動)	
採出先				
採内先	7670	1626	209	9505
採外先	1461	1392	218	3461
計	9131	3018	627	12769
採出先				
採内先				
採外先				
計				

記入注意

1. 労働者就業状況
 - (i) 基準就業状況は、採出先における本採出期を一方として計算し記入して下さい。ただし、採出先回数の内分母を考えたときは、採出回数計算中、本方分の人基準人数として数値して下さい。
 - (ii) なお、有給、缺勤、退職、欠勤、世帯、生保などの採出数は含めずして下さい。
 - (iii) 基準外就業状況には、早退、残業の上り分は採出数の採出回数等実数(採出)採出の就業時間等としたものを記入して下さい。

7. 従業員給与 (単位:1,000円)

調査項目	給 与 額				平均人員
	毎月定まつて支払われる賃金			その他	
採出先	基 準	基準外	計		
採出先					
採内先	4593	1007	7690		1467
採外先	1461	1392	2853		87
採内先	3647	176	4413		31
採外先	1082	1007	2089		118
計	5729	2775	8504		363
採出先					
採内先	4593	1007	5600		1467
採外先	1461	1392	2853		87
採内先	3647	176	4413		31
採外先	1082	1007	2089		118
計	5729	2775	8504		363
採出先					
採内先	4593	1007	5600		1467
採外先	1461	1392	2853		87
採内先	3647	176	4413		31
採外先	1082	1007	2089		118
計	5729	2775	8504		363
採出先					
採内先	4593	1007	5600		1467
採外先	1461	1392	2853		87
採内先	3647	176	4413		31
採外先	1082	1007	2089		118
計	5729	2775	8504		363
採出先					
採内先	4593	1007	5600		1467
採外先	1461	1392	2853		87
採内先	3647	176	4413		31
採外先	1082	1007	2089		118
計	5729	2775	8504		363
採出先					
採内先	4593	1007	5600		1467
採外先	1461	1392	2853		87
採内先	3647	176	4413		31
採外先	1082	1007	2089		118
計	5729	2775	8504		363

8. 臨時火賃金 (単位:1,000円)

採出先	項目	賃 金 額
採内先		
採外先		
計		

9. 従業員給与

- (i) 毎月定まつて支払われる賃金とは、その月に支払うべき計算上の金額であつて、金庫りの都合上、現金が支給されなくても記入して下さい。
- (ii) 基準、基準外の区分は労働契約の通りです。
- (iii) その他とは、期末手当、退職金(特種退職)賃金以外の給与等です。なお、期末手当は日回計上上の金額を記入して下さい。
- (iv) 平均人員とは、賃金計算より、長期欠勤者を差し引いたの採出人員数を採出回数で除したものであります。

採出先	本社または本採出先
採出先	事業所所在地

採出先	採出先が記名の上の採出先
採出先	作成者の職名および氏名

新 興 月 報 (第 四 二)
記 載 注 意 事 項

一 般 注 意 事 項

1. 調査の目的および調査票の取扱い

(1) 調査の目的

この調査は統計法による消費者生活意識調査に際して実施され、消費者の意識を明らかにすることを目的とします。

(2) 調査の保密

この調査の調査内容については、統計法に基づいて、その秘密が保護され、統計上の目的以外の用途の提供には供して、使用されることはありません。

(3) 個人情報の取り扱い

個人情報を取り扱わない場合、および調査の結果を公表する場合は、統計法に基づいて行われることがあります。

2. 調査対象

この調査は、調査を実施する事業所を対象とし、事業所の経営責任者の調査票についての内容を扱います。なお、事業所の住所、経営、組織、組織変更（合併）などの事項、その事業および年月日と報告して下さい。ただし、住所、組織の場合で、変更が行われるとき、および組織（変更）が変更されるまでは、調査票を提出して下さい。

3. 調査期間

調査は、毎月1日より月末の1か月の期間について記載することを原則とします。原則より前、後、翌年、翌月など、事業所における経理年度と異なる1か月の期間として、報告の期間としてご記入を承ります。その場合は、必ず、報告欄にその旨を明記するとともに、みだりに変更しないように記載して下さい。ただし、調査事項または調査項目によって報告期間を異にするものとさせていただきます。

4. 調査票の発行回数、発行期間および発行先

調査票は1回発行され、所管官庁宛事業所まで毎月1日までに、送達するよう提出して下さい。

5. 調査結果の公表

調査された調査票は、各調査官宛に毎月調査報告（各調査項目別）で集約し、「消費者生活」に入して調査結果の公表を行います。

6. 記載注意

(1) 調査票の所定の枠外、空白および項目に十分な余裕を確保して記入して下さい。

(2) 数字はすべて漢字数字とし、規定の単位を誤らぬよう記入して下さい。

(3) 概数による記入はなるべく避け、その旨を特記欄に明記する場合は、報告欄に調査方法を明記して下さい。

(4) 記入事項に誤りがあった場合は、その都度速やかに修正して下さい。

調査月	道南産業省
調査期間	昭和39年
調査回数	第 3 号

調査統計第11号
種別: 炭一三-C

6. 勞務者就業状況

調査項目	種別別			計
	基 準	基準外 (内山林労働)		
現業員全				
炭内共	7694	2246	334	8274
炭外共	4202	2066	267	6535
計	11896	4312	601	17009
炭内共				
炭外共				
計				
炭内共				
炭外共				
計				

記入注意

1. 労務者就業状況
 - 10 標準就業数は、標準員に付く基本労働額を一つとして計算し記入して下さい。ただし、基本労働額に付く基本員を一つとし、標準労働員数中、基本員のみ標準労働員として記載して下さい。
なお、有給、休暇、疾病、災害、転勤、引へん、労務、生活などの理由による欠勤は含んで下さい。
 - 11 標準労働員数は、早朝、夜勤、通勤および休日労働の総時間と標準労働員(人数)の積算労働時間で除したものを記入して下さい。

7. 従業員給与(単位:1,000円)

調査項目	種別別				計	平均人員
	毎月定まりて支給される賃金			その他		
	基 準	基準外				
現業員全						
炭内共	44000	21000	10000		75000	280
炭外共	20000	10000	5000		35000	89
計	64000	31000	15000		110000	369
炭内共						
炭外共						
計						
炭内共						
炭外共						
計						
炭内共						
炭外共						
計						
炭内共						
炭外共						
計						

8. 臨時実賃金(単位:1,000円)

区分	項目		賃金総額
	炭内	炭外	
炭内共			
炭外共			
計			

9. 従業員給与

- 10 毎月定まりて支給される賃金とは、その月に支払うべき賃金上の金額であって、金庫りの都合上、賃金が支払われなくても記入して下さい。
- 11 早朝、夜勤等の区分は労働協約の通り下さい。
- 12 その他は、期末手厚、退職金(特種退職)賃金以外の給与等について、なお、職手手厚は労務統計上の金額を記入して下さい。
- 13 平均人員とは、発給労働者より、長期欠勤者を除いたもの(標準員数)を標準労働員数で除したものです。

企業名	本社または本店所在地
事業所名	事業所所在地

昭和39年10月10日現在	申告労働者の総名および所属 労務者の職名および氏名
---------------	------------------------------

石 炭 月 報 (第 九 二 号)
記 載 注 意 事 項

一 般 注 意 事 項

1. 調査の目的および調査全部の取扱い

(1) 調査の目的

この調査は統計法による通商産業省の労働統計調査制度に基づいて実施され、その結果の公表を明らかにすることを目的とします。

(2) 回答の保護

この調査の結果内部については、統計法に基づいて、その結果は公開され、統計上の秘密以外の労働事情等には決して、公表されることはありません。

(3) 匿名調査および匿名

匿名調査が実施されない場合、および匿名の場合には、統計法に基づいて罰せられることがあります。

2. 調査対象

この調査は、調査を推進する事業主を対象とし、事業所の責任者が調査員からの質問に答えます。なお、事業所の代表、関係、転勤、転居等をした場合は、その結果、その事業所よりその月を無効して下さい。ただし、転居、転勤等の場合でも、労務管理が継続しているとき、および転居（転勤）が確認されるまでは、調査員を無効して下さい。

3. 調査期間

調査期間は、毎月1日より前月の15日までの期間について実施するものとします。原則として、毎月1日、毎月15日、毎月20日、事業所における総務課長が調査員とすべし、毎月1日を以て、調査の期間としてお考えとありませんが、その場合は、必ず、調査員にその旨を通知することとし、ふだうに変更しないように注意して下さい。ただし、調査事業または調査対象によって調査期間を異にすることは許して下さい。

4. 調査票の提出回数、提出期間および提出先

調査票は1部を作成し、所定調査結果表とあわせて毎月15日までに、送達するよう提出して下さい。

5. 調査結果の公表

調査票は調査結果は、所定調査結果および調査票（労務管理調査票）を以て、下記の調査結果として毎月15日までに公表されます。

6. 記載方法

(1) 調査票上の所定の枠、単位および項目にしたがって正確に記入して下さい。

(2) 数字はすべて黒色文字を用い、規定の単位を明記して記入して下さい。

(3) 原則として記入はなるべく横書き、やむを得ず縦書きより記入する場合、縦書きに慣れた方法を原則として下さい。

(4) 記入事項に誤りがあった場合は、その修正箇所を明記して下さい。

通商産業省労働統計調査

石炭月報(労務二)

昭和29年8月分

調査統計部 調査
編 号: 炭-2-C

採 掘 区 区 別 集 計
採 掘 区 別 集 計 日 数
採 掘 区 別 集 計 3 区

6. 労働者就業状況

調査項目	採 掘 区 別			計
	高 部	高 部 外	(内山井田数)	
就業状況				
採 掘 区 別				
採 掘 区 別	2,493	1,018	409	4,920
採 掘 区 別	2,603	1,000	219	5,506
計	5,096	2,018	628	7,742
採 掘 区 別	2,849	218	66	3,133
採 掘 区 別	2,873	268	184	3,325
計	5,722	1,082	219	7,023
採 掘 区 別				
採 掘 区 別				
計				

記入注意

- 労働者就業状況
 - 労働者就業状況は、採掘区における実働者として計算し記入して下さい。ただし、採掘区以外に代用者を入るときは、必ず就業状況中、実働者のみ実働者として数計して下さい。
なお、本給、給食、給服、賃金、給水、給電、給熱などの関係者は含めずして下さい。
 - 高部外就業状況は、採掘、高部、高部外及び山井田の総計と事業所(坑口)毎の実働者内数とを記入して下さい。

7. 従業員給与 (単位:1,000円)

採掘区分	調査項目	給 与 額			計	平均月給
		毎月定まつて支払われる賃金	その他	計		
高 部	採 掘 区 別					
	採 掘 区 別	5,000	1,000	7,000	5,000	1,000
	採 掘 区 別	1,000	1,000	2,000	1,000	1,000
	採 掘 区 別	2,000	2,000	4,000	2,000	2,000
	計	8,000	4,000	12,000	8,000	4,000
高 部 外	採 掘 区 別	1,000	1,000	2,000	1,000	1,000
	採 掘 区 別	2,000	2,000	4,000	2,000	2,000
	採 掘 区 別	3,000	3,000	6,000	3,000	3,000
	採 掘 区 別	4,000	4,000	8,000	4,000	4,000
	計	10,000	10,000	20,000	10,000	10,000
山 井 田	採 掘 区 別	1,000	1,000	2,000	1,000	1,000
	採 掘 区 別	2,000	2,000	4,000	2,000	2,000
	採 掘 区 別	3,000	3,000	6,000	3,000	3,000
	採 掘 区 別	4,000	4,000	8,000	4,000	4,000
	計	10,000	10,000	20,000	10,000	10,000
合 計	採 掘 区 別	1,000	1,000	2,000	1,000	1,000
	採 掘 区 別	2,000	2,000	4,000	2,000	2,000
	採 掘 区 別	3,000	3,000	6,000	3,000	3,000
	採 掘 区 別	4,000	4,000	8,000	4,000	4,000
	計	10,000	10,000	20,000	10,000	10,000

8. 臨時労働者 (単位:1,000円)

採掘区分	項目	賃 金 総 額
高 部	採 掘 区 別	
	採 掘 区 別	
高 部 外	採 掘 区 別	
	採 掘 区 別	
山 井 田	採 掘 区 別	
	採 掘 区 別	
合 計	採 掘 区 別	
	採 掘 区 別	

9. 従業員給与

- 毎月定まつて支払われる賃金は、その月に支払うべき計算上の金額であつて、金繰りの都合上、現金が支払われなくても記入して下さい。
- 遺棄、遺棄者の区は労働者の区です。
- その他は、臨時労働者(臨時労働者)賃金以外の給与等とします。なお、臨時労働者は1000円計算上の金額を記入して下さい。
- 平均月給とは、賃金総額を労働者数で除したものである。

企業名	本社または本支所名称
事業所名称	事業所名称

採掘区分	採掘区別	申告労働者の記入および印
採掘区分	採掘区別	作成者の署名および氏名

通商産業省(石炭統計調査部) (炭採番号第○○○号)

記載注意事項

一般注意事項

1. 調査の目的および調査票の取扱い

(1) 調査の目的

この調査は統計法による経済調査の発展と調査機関と密接して実施され、調査結果の活用を明らかにすることを目的とします。

(2) 調査の保護

この調査の成果については、統計法に基づいて、その秘密が保護され、統計法以外の関係の法律には従って、使用されることはありません。

(3) 申告義務および罰則

申告義務者が申告しない場合、統計法に違反した罰則は、統計法に基づいて課せられることがあります。

2. 調査対象

この調査は、調査を実施する事業所を対象とし、事業所の管理責任者が調査票についての責任を負います。なお、事業所が単独、共同、転売、転借等をした場合は、その形態、その事業および年月日を報告して下さい。ただし、転売、転借等の場合でも、型番などが同じなときは、および転売(行商)が実施される場合は、調査票を提出して下さい。

3. 調査期間

調査は、毎月1日より1日以内(ただし1ヶ月間)について実施するのを原則とします。原則として毎月1日、5日、10日、15日、20日、25日、30日、31日、事業所における経済活動の状況を把握し、その1ヶ月間を以て、報告の期間としても考えられますが、その場合は、必ず、報告時にそのことを併記するとともに、ふだうに実施しているように記載して下さい。ただし、調査事業または調査票の提出によって報告期間を異にすることは許していません。

4. 調査票の提出回数、提出期間および提出先

調査票は1回提出し、西宮経済産業局まで送付するまでに、必ず送付して下さい。

5. 調査結果の公表

調査結果の調査票は、西宮経済産業局および調査統計部(西宮統計調査課)で集計し、「西宮統計月報」として毎月15日頃までに公表します。

6. 記載注意

(1) 調査票は半定形の表で、単位および単位にしたがい、正確に記入して下さい。

(2) 赤字はすべて黒字に書き換えて、修正の単位未満は四捨五入して下さい。

(3) 推定による記入はなるべく避けて、せむしや推定より記入する場合は、備考欄に理由を明記して下さい。

(4) 記入単位に誤りがあった場合は、その事業所まで報告して下さい。

労務統計第1号
様式1(第一号)C

調査方法 逐月調査方式
調査期間 毎月10日
発行回数 3部

6. 男性者就業状況

調査項目	就業状況			
	基年	基準外	(内臨時労働者)	計
就業状況				
就労者				
就労者	8628	248	248	8876
就労者	2941	1469	1469	4410
計	8628	248	248	8876
就労者	2027	182	182	2209
就労者	2270	99	99	2369
計	6307	282	282	6589
就労者				
就労者				
計				

記入注意

1. 就業状況
 - (1) 基準外労働者は、就業状況における本労働者として計算し記入して下さい。ただし、臨時労働者に代わり存在した場合は、就業状況のうち、本労働者の基準外労働者として記載して下さい。
 - (2) 臨時労働者とは、専ら、他家、建設および土木建設の臨時労働者業務(建設)専らに従事し続けたものを記入して下さい。

7. 従業員給与 (単位:1,000円)

調査項目	区分	給与			平均	平均人員
		給与				
		基年	基準外	計		
就労者	就労者	7029	1421	8450	8450	270
	就労者	2447	1266	3713	3713	91
	就労者	427	212	639	639	33
	就労者	1874	1472	3346	3346	126
	計	24613	2599	27212	27212	296
労働者	労働者	2147	216	2363	2363	98
	労働者	699	305	1004	1004	64
	労働者	208	276	484	484	23
	労働者	1444	684	2128	2128	137
	計	4661	500	5161	5161	234
労働者	労働者	2126	1627	3753	3753	368
	労働者	1946	1474	3420	3420	146
	労働者	1022	424	1446	1446	216
	労働者	2978	2662	5640	5640	262
	計	12184	2849	15033	15033	130
労働者	労働者	216	224	440	440	27
	労働者	926	243	1169	1169	36
	労働者	76	20	96	96	6
	労働者	1020	362	1382	1382	40
	計	1418	667	2085	2085	67

8. 臨時実賃金 (単位:1,000円)

区分	項目	
	賃金	期間
臨時実賃金		
臨時実賃金		
計		

9. 従業員給与

- (1) 毎月定額で支払われる賃金は、その月に支払うべき計算上の金額であって、金銭の贈与、賞金が支払われなくても記入して下さい。
- (2) 基準、基準外の区分は労働者の区分です。
- (3) その他には、臨時労働者、臨時労働者(臨時労働者)賃金以外の給与等があります。なお、臨時労働者は労働統計上の金額を記入して下さい。
- (4) 平均人員とは、労務統計より、就業状況より算出したものを記入して下さい。

企業名	本邦または本邦内企業
事業所名	事業所名称

昭和29年 8月10日発表	労働者の記入および労務 作成者の署名および氏名
---------------	----------------------------

若 良 月 報 (第 二 号)
記 載 注 意 事 項

一 般 注 意 事 項

1. 調査の目的および調査票の取扱い

(1) 調査の目的

この調査は統計法による経済産業省生産動向統計調査規則に基づいて実施され、当該調査の成果を明らかにすることを目的とします。

(2) 結果の保護

この調査の成果については、統計法に基づいて、その結果は公開され、統計上の秘密の保持が義務づけられており、開示されることはありません。

(3) 申告義務および罰則

申告義務者が申告しない場合、および虚偽の申告をした場合は、統計法に基づいて罰せられることがあります。

2. 調査対象

この調査は、当該産業に属する事業所を対象とし、事業所の管理責任者が調査票についての責任を負います。なお、事業所が個人、学校、宗教、学術機関とした場合は、その所属、その事業およびその目的を報告して下さい。ただし、特殊な理由で、申告が困難なときは、および生業（労務）が従事されるまでは、調査票を提出して下さい。

3. 調査期間

調査票は、毎月1日より発表の1か月間について記載するものを提出します。原則として、毎月1日より、毎月20日、25日など、事業所における事務終了の翌日とすべし1か月間として、申告が困難として申告を中止する場合は、その場合は、必ず、調査票にその旨を記載するとともに、ふだうに実施しないよう注意して下さい。ただし、調査事業または調査事項によって調査期間を異にするものは許して下さい。

4. 調査票の提出回数、提出期限および経路

調査票は1回提出し、申告義務者または調査員が必ず、必ずやるよう提出して下さい。

5. 調査結果の公表

提出された調査票は、各産業別事業所および調査統計部（生産統計調査部）で集計し、「若良月報」として毎月10日までに公表します。

6. 記載注意

- (1) 調査票は平定の場合、申告および項目にしたがって正確に記入して下さい。
- (2) 数字はすべて数字で記入し、規定の単位を明記して記入して下さい。
- (3) 単位による記入となるべく記入し、単位を明示により記入する場合は、備考欄に単位を明記して下さい。
- (4) 記入事項に誤りがある場合は、その都度速やかに報告して下さい。

設定統計第11号
様式：農-2-C

通商産業省労働統計調査
石炭月報(労務二)
昭和39年6月分

採目先 通商産業局長
報告期間 昭和39年6月
採目産業 3 部

6. 労働者就業状況

調査項目	期 間 別 数			
	基 年	基 年 外	計	
採目先別	採目先	2,207	1,111	3,318
	採目先外	2,763	1,554	4,317
計	7,970	2,665	10,635	
性別別	男性	1,676	2,047	3,723
	女性	3,066	2,017	5,083
計	4,742	4,164	8,906	

記入注意

- 労働者就業状況
 - 基準就業数は、調査日に付ける本調査対象の一次として計上し記入して下さい。ただし、労務日誌等に代用番号または、労務日誌等中、本調査の基準就業として取扱い下さい。
 - なお、補助、臨時、派遣、派遣、分限、看護、代理などの身分は含めて下さい。
 - 基準外就業数には、早退、残業、通勤および労務日誌記載時間外作業所(出張)作業の就業時間終了しを記入して下さい。

7. 従業員給与 (単位:1,000円)

調査項目	給 付 額			平均人員
	基 年	基 年 外	計	
採目先別	採目先	2,207	1,111	3,318
	採目先外	2,763	1,554	4,317
	計	7,970	2,665	10,635
	男性	1,676	2,047	3,723
	女性	3,066	2,017	5,083
性別別	男性	1,676	2,047	3,723
	女性	3,066	2,017	5,083
	計	7,970	2,665	10,635
	男性	1,676	2,047	3,723
	女性	3,066	2,017	5,083
年齢別	15歳以下	1,676	2,047	3,723
	16歳以上	3,066	2,017	5,083
	計	7,970	2,665	10,635
	男性	1,676	2,047	3,723
	女性	3,066	2,017	5,083
職別	役員	1,676	2,047	3,723
	主任	3,066	2,017	5,083
	係長	7,970	2,665	10,635
	作業員	1,676	2,047	3,723
	その他	3,066	2,017	5,083

8. 臨時共済金 (単位:1,000円)

調査項目	金 額
採目先	
採目先外	
計	

9. 従業員給与

- 毎月定額で支払われる賃金は、その月に支給する賃金として計上し記入して下さい。
- 賞与が支給の月として記入して下さい。
- 賞与、退職金の区分は労務日誌の趣意です。
- その他には、期前給与、保証金(精算金)賃金以外の給与等と見做します。G、H、I、J、K、L、M、N、O、P、Q、R、S、T、U、V、W、X、Y、Z、AA、AB、AC、AD、AE、AF、AG、AH、AI、AJ、AK、AL、AM、AN、AO、AP、AQ、AR、AS、AT、AU、AV、AW、AX、AY、AZ、BA、BB、BC、BD、BE、BF、BG、BH、BI、BJ、BK、BL、BM、BN、BO、BP、BQ、BR、BS、BT、BU、BV、BW、BX、BY、BZ、CA、CB、CC、CD、CE、CF、CG、CH、CI、CJ、CK、CL、CM、CN、CO、CP、CQ、CR、CS、CT、CU、CV、CW、CX、CY、CZ、DA、DB、DC、DD、DE、DF、DG、DH、DI、DJ、DK、DL、DM、DN、DO、DP、DQ、DR、DS、DT、DU、DV、DW、DX、DY、DZ、EA、EB、EC、ED、EE、EF、EG、EH、EI、EJ、EK、EL、EM、EN、EO、EP、EQ、ER、ES、ET、EU、EV、EW、EX、EY、EZ、FA、FB、FC、FD、FE、FF、FG、FH、FI、FJ、FK、FL、FM、FN、FO、FP、FQ、FR、FS、FT、FU、FV、FW、FX、FY、FZ、GA、GB、GC、GD、GE、GF、GG、GH、GI、GJ、GK、GL、GM、GN、GO、GP、GQ、GR、GS、GT、GU、GV、GW、GX、GY、GZ、HA、HB、HC、HD、HE、HF、HG、HH、HI、HJ、HK、HL、HM、HN、HO、HP、HQ、HR、HS、HT、HU、HV、HW、HX、HY、HZ、IA、IB、IC、ID、IE、IF、IG、IH、II、IJ、IK、IL、IM、IN、IO、IP、IQ、IR、IS、IT、IU、IV、IW、IX、IY、IZ、JA、JB、JC、JD、JE、JF、JG、JH、JI、JJ、JK、JL、JM、JN、JO、JP、JQ、JR、JS、JT、JU、JV、JW、JX、JY、JZ、KA、KB、KC、KD、KE、KF、KG、KH、KI、KJ、KK、KL、KM、KN、KO、KP、KQ、KR、KS、KT、KU、KV、KW、KX、KY、KZ、LA、LB、LC、LD、LE、LF、LG、LH、LI、LJ、LK、LL、LM、LN、LO、LP、LQ、LR、LS、LT、LU、LV、LW、LX、LY、LZ、MA、MB、MC、MD、ME、MF、MG、MH、MI、MJ、MK、ML、MM、MN、MO、MP、MQ、MR、MS、MT、MU、MV、MW、MX、MY、MZ、NA、NB、NC、ND、NE、NF、NG、NH、NI、NJ、NK、NL、NM、NN、NO、NP、NQ、NR、NS、NT、NU、NV、NW、NX、NY、NZ、OA、OB、OC、OD、OE、OF、OG、OH、OI、OJ、OK、OL、OM、ON、OO、OP、OQ、OR、OS、OT、OU、OV、OW、OX、OY、OZ、PA、PB、PC、PD、PE、PF、PG、PH、PI、PJ、PK、PL、PM、PN、PO、PP、PQ、PR、PS、PT、PU、PV、PW、PX、PY、PZ、QA、QB、QC、QD、QE、QF、QG、QH、QI、QJ、QK、QL、QM、QN、QO、QP、QQ、QR、QS、QT、QU、QV、QW、QX、QY、QZ、RA、RB、RC、RD、RE、RF、RG、RH、RI、RJ、RK、RL、RM、RN、RO、RP、RQ、RR、RS、RT、RU、RV、RW、RX、RY、RZ、SA、SB、SC、SD、SE、SF、SG、SH、SI、SJ、SK、SL、SM、SN、SO、SP、SQ、SR、SS、ST、SU、SV、SW、SX、SY、SZ、TA、TB、TC、TD、TE、TF、TG、TH、TI、TJ、TK、TL、TM、TN、TO、TP、TQ、TR、TS、TT、TU、TV、TW、TX、TY、TZ、UA、UB、UC、UD、UE、UF、UG、UH、UI、UJ、UK、UL、UM、UN、UO、UP、UQ、UR、US、UT、UU、UV、UW、UX、UY、UZ、VA、VB、VC、VD、VE、VF、VG、VH、VI、VJ、VK、VL、VM、VN、VO、VP、VQ、VR、VS、VT、VU、VV、VW、VX、VY、VZ、WA、WB、WC、WD、WE、WF、WG、WH、WI、WJ、WK、WL、WM、WN、WO、WP、WQ、WR、WS、WT、WU、WV、WW、WX、WY、WZ、XA、XB、XC、XD、XE、XF、XG、XH、XI、XJ、XK、XL、XM、XN、XO、XP、XQ、XR、XS、XT、XU、XV、XW、XX、XY、XZ、YA、YB、YC、YD、YE、YF、YG、YH、YI、YJ、YK、YL、YM、YN、YO、YP、YQ、YR、YS、YT、YU、YV、YW、YX、YY、YZ、ZA、ZB、ZC、ZD、ZE、ZF、ZG、ZH、ZI、ZJ、ZK、ZL、ZM、ZN、ZO、ZP、ZQ、ZR、ZS、ZT、ZU、ZV、ZW、ZX、ZY、ZZ

企業名	本村または事業所名称
事業所名	事業所所在地 電話()

昭和39年 7月 20日現在	申告義務者の記入および印 作成者の署名および氏名
----------------	-----------------------------

訂 正 月 報 (特 殊 二)
記 載 注 意 事 項

一 般 注 意 事 項

1. 調査の目的および調査等の取扱い

(1) 調査の目的

この調査は統計法による調査事業者の活動態様が調査統計の基となって実施され、調査結果の公表と利用にすることを目的とします。

(2) 調査の公表

この調査の広域内容については、統計法に基づいて、元の態様と異なる態様で、統計上の目的以外の用途等利用に供して、使用されることはありません。

(3) 調査結果および資料

調査結果資料等が個人を特定し得る場合、および調査の結果とした場合は、統計法に基づいて隠ぺいされる場合があります。

2. 調査対象

この調査対象は、調査を実施する事業所を対象とし、事業所の管理責任者が調査対象についての責任を負います。なお、事業所が合併、分割、転売、名義変更をした場合は、その期間、その事業および年月日を転換して下さい。ただし、合併、分割等の場合でも、意思の疎通が保たれる限り、および転換（合併）が実施されるまでは、調査が継続して行われます。

3. 調査期間

調査年度は、通常1月より翌年12月31日まで期間として記載するものとしますが、原則として調査年度は、毎月1日、末日など、事業所における標準時等の標準日とする1ヶ月間をもって、報告の期間として記入する必要があります。その場合は、必ず、標準時とその心算を明記するとともに、入りに変更しないように記載して下さい。ただし、調査年度とは調査対象によって報告期間と異なすることは許して下さい。

4. 調査等の実施形態、統計法関係および調査先

調査先より報告形式、調査実施形態等について記入のうえに、必要するよう報告して下さい。

5. 調査結果の公表

報告された調査結果は、各調査事業所および調査統計部（総務課調査課）で統計し、「訂正月報」として翌々月15日頃までに公表します。

6. 記載注意

(1) 調査年度に準ずる記載。単におよび年度にしかかへず厳格に記入して下さい。

(2) 必ずすべて筆跡が読み取れるよう、規定の単位を正確に記入して下さい。

(3) 規定による記入はなごりで行わず、やむを得ず規定により記入する場合は、備考欄に理由を明記して下さい。

(4) 記入事項に誤りがある場合は、その記載箇所を修正して下さい。

労務統計第1号
様式1(表)1-C

発行元 通商産業省
発行時期 毎月10日
発行部数 3部

6. 男 務 者 就 業 状 況

調査項目	就 業 状 況			計
	基 準	基 準 外	(内訳別)	
雇 員 区 分				
雇 内 外	2,226	242	269	2,737
雇 外 外	2,493	253	267	2,756
計	4,719	495	536	5,214
種 別 区 分				
雇 内 外	1,422	172	64	1,658
雇 外 外	1,924	241	144	2,309
計	3,346	413	208	3,759
業 種 区 分				
雇 内 外				
計				

記 入 注 意

1. 出賃従業員
2. 標準就業率は、標準日における本労働者として計算し記入して下さい。ただし、出賃従業員に代用されたときは、出賃労働者数中、本労働者の標準労働者として算入して下さい。
なお、有給、休暇、退職、災害、転勤、欠勤、出張、出張中の労働者は含みません。
3. 標準労働者数には、休日、残業、通勤および休日の労働者(標準労働者)の算入が除外されたものを除いたものを記入して下さい。

7. 従 業 員 給 与 (単位:1,000円)

業 種 区 分	業 務 区 分	給 与 額				平均人員	
		毎月定まって支払われる賃金			その他		
		基 準	基 準 外	計			
電 力	雇 内 外	2,112	1,091	3,203	214	3,417	264
	雇 内 外	2,047	1,066	3,113	84	3,197	90
	雇 外 外	226	125	353	26	379	21
	大 小 計	2,273	1,191	3,464	110	3,574	111
	計	2,499	1,316	3,815	220	4,035	276
製 鉄	雇 内 外	1,422	152	1,574	46	1,620	20
	雇 内 外	1,391	150	1,541	37	1,578	22
	雇 外 外	631	270	901	41	942	24
	大 小 計	2,022	420	2,442	78	2,520	46
	計	2,723	572	3,295	124	3,419	66
金 融	雇 内 外	2,623	126	2,749	270	3,019	354
	雇 内 外	2,642	146	2,788	221	3,009	327
	雇 外 外	229	80	309	49	358	27
	大 小 計	2,871	226	3,097	270	3,367	354
	計	3,100	306	3,406	490	3,896	381
商 業	雇 内 外	2,427	122	2,549	220	2,769	17
	雇 内 外	2,422	121	2,543	219	2,762	16
	雇 外 外	24	1	25	1	26	1
	大 小 計	2,451	122	2,573	220	2,793	17
	計	2,475	123	2,598	221	2,819	18

8. 臨時従業員 (単位:1,000円)

業 種 区 分	業 務 区 分	賃 金 総 額	
		基 準	基 準 外
雇 内 外	計		
雇 外 外	計		
大 小 計	計		

2. 従業員給与

- 1) 毎月定まって支払われる賃金は、その月に支払うべき計算上の金額であつて、金銭以外の給与、現金が支払われても記入して下さい。
- 2) 標準、標準外区分は労働者の通りです。
- 3) その他には、賞与、退職金(標準外) 賞金以外の給与等もいゝます。なお、賞与等は1000円以上の金額を記入して下さい。
- 4) 平均人員は、定員数より、長期労働者と短期労働者の標準労働者日数で算出したもので、

企 業 名	本社または本店所在地
事業 代 名	事業 別 業 種 業 務 区 分

記 入 年 月 日 業 種	申告義務者の署名および印
	作成者の署名および氏名

記 載 注 意 事 項

一 般 注 意 事 項

1. 調査の目的および調査票の取扱い

(1) 調査の目的

この調査は統計法による経済産業省の調査制度に基づいて実施され、高次産業の発展を促すことを目的とします。

(2) 結果の公表

この調査の結果については、統計法に基づいて、その結果は公表され、統計上の秘密以外の資料を公開しては決して、使用されることはありません。

(3) 非公開および密閉

非公開調査が対象でない場合、および密閉の調査とした場合は、統計法に基づいて開示される場合があります。

2. 調査対象

この調査の対象は、高次産業を創出する事業所を対象とし、事業所の管理責任者が調査票についての調査を行います。なお、事業所が法人、個人、数社、複数事業所とした場合は、その形態、その事業所および事業所を調査して下さい。ただし、法人、個人等の場合でも、調査票が作成されるべき、および伝票(請求)が送達されるまでは、調査票を提出して下さい。

3. 調査期間

調査期間は、毎月1日および毎月15日までの2ヶ月間について記載するものと原則とします。原則として、毎月20日、25日など、事業所における経理関係の事務終了とすべしと見做して、報告の期間としてご記入をお願いします。その他、必ず、調査票にその旨を明記するとともに、入りに変更しないように配慮して下さい。ただし、調査事業または調査項目によっては報告期間を短縮することは許して下さい。

4. 調査票の提出回数、提出期間および提出先

調査票は1回提出し、非公開調査事業所は毎月14日までに、必ず送付して下さい。

5. 調査結果の公表

調査された調査票は、高次産業関係のよび調査統計部(産業統計調査室)で集計し、「高次産業関係」として毎月15日頃までに公表します。

6. 記載注意

- (1) 調査票は内容の正確、率直および項目にたいして正確に記入して下さい。
- (2) 数字はすべて数字数字で記入し、規定の単位未満は四捨五入して下さい。
- (3) 単位による記入はなるべく避け、必ず単位を明記により記入して下さい。単位は、標準単位に規定方法を明記して下さい。
- (4) 記入事項に誤りがあった場合は、その程度までやり直しして下さい。

調査統計第11号
様式：第-2-C

調査年度 道南産業省
調査期間 4月16日
調査回数 1 回

6. 労働者就業状況

調査項目	就業人数			計
	常勤	非常勤	(内臨時労働者)	
道南地区	4638	221	238	4897
道西地区	2898	200	151	3249
計	7536	421	389	8246
臨時労働者	1676	161	54	1791
計	3194	267	20	3481
道南地区	4749	260	127	5136
道西地区				
計				

記入注意

1. 労働者就業状況
 - (i) 就業人数は、就業日における本法適用を一方として計算し記入して下さい。ただし、自任日勤労働者に代用を与えたりは、自任日勤労働者の、本方分のみ基準労働数として取扱いして下さい。
 - (ii) なお、有給、給付、定額、災害、転勤、分限、看護、療養などの請求額に含めて下さい。
 - (iii) 基準労働数については、原則、労働者2人以上の日勤労働者を基準労働者(1名)として就業時間として記入して下さい。

7. 従業員給与 (単位:1,000円)

調査項目	給与				計	平均人員
	毎月定額	毎月変動	その他	その他		
道南地区	4769	940	7707		7707	167
道西地区	1107	1108	2245		2245	74
計	2988	2048	4492		4492	121
臨時労働者	1204	1249	2453		2453	76
計	5172	2229	10401		10401	203
道南地区	1549	161	1740		1740	50
道西地区	408	249	812		812	25
計	1232	441	1674		1674	51
臨時労働者	2792	602	3394		3394	111
計	2326	1101	3427		3427	123
道南地区	1710	1877	3107		3107	104
道西地区	928	223	1211		1211	57
計	2638	1780	4318		4318	161
臨時労働者	1046	221	1267		1267	43
計	1395	423	1791		1791	64

8. 臨時共済金 (単位:1,000円)

調査項目	共済金額
道南地区	
道西地区	
計	

7. 従業員給与

1. 従業員給与
 - (i) 毎月定額として支払われる賃金とは、その月に支払うべき計算上の金額であって、金庫の剰余金、高金の支払のみならずも記入して下さい。
 - (ii) 臨時、基準労働者には労働協約の通りです。
 - (iii) その他には、取戻手当、退職共済金(積立金)賃金以外の給与等も含まれます。なお、臨時手当は当該計算上の金額を記入して下さい。
 - (iv) 平均人員とは、契約労働者より、長期労働者を差し引いたもの標準日量課税課税日数で除したものであります。

企業名	本社または支店名称
事業所名	事業所所在地 郵便()

調査年度	申告労働者の総数および所収
調査期間	申告労働者の職名および氏名

石炭月報(特報二)
記載注意事項

一般注意事項

1. 調査の目的および調査票の取扱い

(1) 調査の目的

この調査は統計による経済産業省の集計調査統計調査規則に基づいて実施され、行政調査の役割を明らかにすることを目的とします。

(2) 回答の強制

この調査の定第六條については、統計法に基づいて、その実施は強制され、統計上の目的以外の用途や開示については、実施されることはありません。

(3) 申告義務および罰則

申告義務者が申告しない場合、および虚偽の申告をした場合は、統計法に基づいて罰せられることがあります。

2. 調査対象

この調査対象は、対象を排除する事業所を除外とし、事業所の管理責任者が調査票についての報告をいたします。また、事業所が休業、閉鎖、転換、合併等をした場合は、その程度、その事由および年月日を報告して下さい。ただし、休業、閉鎖等の場合でも、関係者が組織あるときは、および仮設(仮設)が採用されるまでは、調査票を提出して下さい。

3. 調査期間

調査票は、毎月1日より前月の1日から前月間について記載するものとします。原則により、場合は、毎季(1、2、3)ごと、事業所における総労働日数を前月比とする1か月間をもって、報告の期間としてご記入あるべきですが、その場合は、必ず、前月比の率を併記することとし、ふだんに変更しないように注意して下さい。ただし、調査対象または調査票の日によって報告期間を異にすることは許していません。

4. 調査票の提出回数、提出期間および提出先

調査票は3回提出し、本調査事業開始後毎月15日までに、必ず送付して下さい。

5. 調査結果の公表

調査された調査票は、本調査事業開始後より調査統計部(石炭統計課)で集計し、「石炭統計年報」として翌々年10月までに公表します。

6. 記載注意

- (1) 調査票は所定の枚数、単位および項目に十分な採録用紙を記入して下さい。
- (2) 数字はすべて算用数字を用い、規定の単位未満は四捨五入して下さい。
- (3) 単位は必ず記入はなすべく、単位を併記する場合は、備考欄に単位方法を併記して下さい。
- (4) 記入事項に誤りがある場合は、その程度まで修正を報告して下さい。

遼寧省農業生產動態統計調查
石 農 月 報 (勞 務 二)
期 報 39年 3月 分

調查統計報表號
種 式 一 第 一 號

報 表 編 號
報 表 日 期 3月 13日
報 表 頁 數 3 張

6. 勞務老就農狀況

報 表 分 類	報 表 項 目	報 表 內 容					合 計	占 總 勞 務 數	占 總 勞 務 數 平 均
		勞 務 老 就 農 人 數	中 年 勞 務 人 數	勞 務 老 就 農 人 數 占 總 勞 務 數 的 百 分 之 比	中 年 勞 務 人 數 占 總 勞 務 數 的 百 分 之 比	中 年 勞 務 人 數 占 勞 務 老 就 農 人 數 的 百 分 之 比			
勞 務 老 就 農 人 數 (按 勞 務 老 就 農 人 數 分 類)	內 地 勞 務	1,200	1,200	100%	100%	1,200	100%	100%	
	外 地 勞 務	1,200	1,200	100%	100%	1,200	100%	100%	
	合 計	2,400	2,400	100%	100%	2,400	100%	100%	
	內 地 勞 務	1,200	1,200	100%	100%	1,200	100%	100%	
	外 地 勞 務	1,200	1,200	100%	100%	1,200	100%	100%	
	合 計	2,400	2,400	100%	100%	2,400	100%	100%	
	內 地 勞 務	1,200	1,200	100%	100%	1,200	100%	100%	
	外 地 勞 務	1,200	1,200	100%	100%	1,200	100%	100%	
	合 計	2,400	2,400	100%	100%	2,400	100%	100%	
	內 地 勞 務	1,200	1,200	100%	100%	1,200	100%	100%	
外 地 勞 務	1,200	1,200	100%	100%	1,200	100%	100%		
合 計	2,400	2,400	100%	100%	2,400	100%	100%		

7. 從業員結算狀況 (單位: 1,000元)

報 表 分 類	報 表 項 目	報 表 內 容				合 計	平 均 人 員
		報 表 內 容	報 表 內 容	報 表 內 容	報 表 內 容		
勞 務 老 就 農 人 數 (按 勞 務 老 就 農 人 數 分 類)	內 地 勞 務	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
	外 地 勞 務	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
	合 計	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400
	內 地 勞 務	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
	外 地 勞 務	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
	合 計	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400
	內 地 勞 務	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
	外 地 勞 務	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
	合 計	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400
	內 地 勞 務	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
外 地 勞 務	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	
合 計	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400	

8. 總計表結算狀況 (單位: 1,000元)

報 表 分 類	報 表 項 目	報 表 內 容	報 表 內 容
勞 務 老 就 農 人 數	內 地 勞 務	1,200	1,200
	外 地 勞 務	1,200	1,200
合 計		2,400	2,400

石炭月報(労働二)記載注意

一般注意事項

- 調査の目的及び調査季の取扱いについて
 - 調査の目的 この調査は、統計上にもとづく炭山の生産動態並びに調査炭山の定めるところによつて、生産動態統計を作成し、炭鉱従業員等の状況を明らかにすることを目的とします。
 - 調査の取扱い この調査の取扱いは前記に留意され、統計上の目的以外の業務等事には決して利用されることではありません。
 - 申告義務および罰則 申告義務が非含有の場合および虚偽の申告をした場合は罰則規定にもついて罰せられることがあります。
- 調査対象について この調査対象は、石炭を採掘する事業所(石炭鉱)を対象とし、事業所の管理責任者が調査票についての責任を負います。
- 採出、開採、転換、炭質変更について 炭質変更規則により、事業所が採出、開採、転換、炭質変更した場合は、その都度その申告および年、月、日を報告して下さい。なお、採出、開採等の場合も認可が到着する前はこの調査票を提出して下さい。
- 調査期間について 調査票は毎月1日および月末にいたる1ヶ月間について記載するを原則とします。原則により無い場合は毎月10日、20日など事業所における採出開始日等を採算日とする1ヶ月間をもって報告の期間としても可であり、その場合は必ず採算日とその日を明記するとともに、みだりに変更しないよう注意して下さい。ただし、調査開始日について報告義務を免除することはできません。
- 記載事項
 - 調査票の構成、単位および単位にしない、正確明確に記入して下さい。
 - 数字はすべて算用数字を用い、単位未満は四捨五入して下さい。
 - 初めに記入はなるべく、やむを得ず確定により記入する場合は、調査票にその確定方法を明記して下さい。
 - 記入事項に誤りがあった場合は、その都度速やかに報告して下さい。
- 調査票の送附時期、送附票および見直しについて 調査票は毎月15日、15日以前に送附するものと定められております。送附票は毎月15日まででなければなりません。
- 調査結果の公表
 - 提出された調査票は各産地産業局および調査統計課(石炭統計調査部)で集計し「石炭統計月報」として毎月10日頃までに公表します。

各種注意事項

- 採算日数について 採算日数は採算規定の採算日数をいいます。従つて採算日は含まれません。なお、炭質規定の採算日に「ストライク」があった場合は採算日とします。
- 従業員数取扱いについて
 - 炭鉱従業員とは炭質規定の採算日における労働者を算出したものを記入して下さい。
 - 炭質規定者が交代をうけた場合その交代日における労働者数に記入して下さい。
 - 「ストライク」により休業した場合は記入しません。
 - 有給休暇も記入します。
 - 労働者数は炭質規定の労働者数を、また休業した者とを問わず労働した人数を記入して下さい。(労働者一人とします)。
- 総労働時間について
 - 炭質規定労働時間とは、採算日に指定の炭質規定行において実際に働いた時間を算出したものをいいます(労働時間を含む)。
 - 炭質規定労働時間とは、炭質規定、採算規定労働時間を算出したものをいいます。
- 労働者の算出方法の通り

$$\frac{\text{炭質規定労働時間} \times 100}{\text{炭質規定労働時間} \times \text{炭質規定労働人数}} = \text{労働率}$$
 (ただし、労働時間20日以下は四捨五入し、労働率第一位まで記入のこと)
- 資金について
 - 資金総額は借付による資金およびその他の給付を含み、1,000円単位で記入して下さい。
 - 基本資金と炭質外資金との区分は任意の通りであります。
 - 資金以外の給付とは炭質による炭質、炭質外資金に属さないもので、たとえば借入金、住宅手当、教育手当、遺族手当等であります。
 - 「指定して支払われる資金」とはその月の支払うべき計算上の金額であつて、金額の都合上現金が支払われなくてもこの額に記入して下さい。「繰上資金」とはたとえば借付が返済の滞りがある月までかかるとは認められることと決定し、その月からの金額が一括または分割して支給された場合の金額をいいます。
 - 平均人員とは、炭質規定人員を採算日数で除したものであります。

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100

調查表第 第 日
格式：表-2-C

通商職業生勞動統計調查
石炭月報(勞務二)
昭和 39 年 2 月分

調査先 通商職業組合
調査期日 2 月 1 日
調査回数 3 回

6. 労働者就業状況

就業状況	調査項目	労働者数(人)	労働者数(人)	労働者数(人)		労働者数(人)	労働者数(人)
				労働者数(人)	労働者数(人)		
労働者数	計	2,222	2,222	2,222	2,222	2,222	2,222
	男性	1,222	1,222	1,222	1,222	1,222	1,222
	女性	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
	計	2,222	2,222	2,222	2,222	2,222	2,222
	臨時労働者	1,222	1,222	1,222	1,222	1,222	1,222
	正社員	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
	計	2,222	2,222	2,222	2,222	2,222	2,222
	計	2,222	2,222	2,222	2,222	2,222	2,222
	計	2,222	2,222	2,222	2,222	2,222	2,222
	計	2,222	2,222	2,222	2,222	2,222	2,222

7. 従業員給与状況

従業員数	調査項目	給与		賞与		計	平均(円)
		給与	賞与	賞与	計		
従業員数	計	2,222	2,222	2,222	2,222	2,222	2,222
	男性	1,222	1,222	1,222	1,222	1,222	1,222
	女性	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
	計	2,222	2,222	2,222	2,222	2,222	2,222
	臨時労働者	1,222	1,222	1,222	1,222	1,222	1,222
	正社員	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
	計	2,222	2,222	2,222	2,222	2,222	2,222
	計	2,222	2,222	2,222	2,222	2,222	2,222
	計	2,222	2,222	2,222	2,222	2,222	2,222
	計	2,222	2,222	2,222	2,222	2,222	2,222

8. 出勤状況

項目	計	合計	計
出勤	2,222	2,222	2,222
欠勤	0	0	0
計	2,222	2,222	2,222

調査先 石炭月報(労務二)
調査期日 昭和 39 年 2 月分
調査回数 3 回

石炭月報(勞務二)記載注意

一般注意事項

- 調査の目的および調査票の取扱いについて
40 調査の目的 この調査は、統計法にもとづく強制労働者生活調査は調査規則の定めるところによつて、生産労働統計を作成し、炭鉱実業員雇用の状態を明らかにすることを目的とします。
41 調査の範囲 この調査の記載内容に関する資料は厳重に保護され、統計上の目的以外の他種事務等には決して利用されることではありません。
42 申告義務および罰則 申告義務者が申告しない場合および虚偽の申告をした場合は統計法にもとづいて罰せられることがあります。
- 調査方法について
この調査票は、石炭を採掘する事業所(石炭鉱)を対象とし、事業所の労働主任者が調査票についての責任を負います。
- 休日、出勤、転勤、名義変更について
鉱業労働規則により、事業所が休日、出勤、転勤、名義変更した場合は、その都度その申告および年、月、日を報告して下さい。
なお、休日、出勤等の場合も労働者数が増える場合はこの調査票を提出して下さい。
- 調査期間について
調査票は毎月3日より月末にいたる1ヶ月間について記載するのを原則とします。原則により難い場合は毎月20日、25日など事業所における閉鎖時刻等が最終日とする1ヶ月間をもつて報告の期間としても承認ありませんが、その場合は必ず調査票にその旨を明記するとともに、みだりに変更しないよう注意して下さい。ただし、調査事項によつて報告期間を異にすることは許して下さい。
- 記載注意
46 調査票の分類、部位および項目にしがらみ、正確明瞭に記入して下さい。
47 数字はすべて算用数字を用い、単位未満は四捨五入して下さい。
48 指定による記入となるべきは、やむを得ず指定により記入する場合は、備考欄でその指定方法を明記して下さい。
49 記入事項に誤りがあった場合、その他調査票提出後訂正の必要が生じた場合は、その都度速やかに報告して下さい。
- 調査票の提出回数、提出期日および優先について
調査票は3回作成し、労務課労働部長を経て毎月10日までに送達するよう提出して下さい。

各種注意事項

- 標準日数について
標準日数は労働所定の標準日数をいいます。従つて公休日はい含まれません。なお、炭鉱所定の標準日に「ストライキ」があつた場合でも標準日数とします。
- 実業員数に就いて
40 実業員とは炭鉱所定の標準日における実業者を算計したものを記入して下さい。
41 身体障害者が1体をもつて標準日の休日における実業員数に記入して下さい。
42 「ストライキ」による休業した場合も算入します。
43 若狭休職も算入します。
44 労働者本人は就業時間の短縮を問わず、また標準日と否とを問わず実働した人数を記入して下さい。(一方の就業時間が二日わたる場合でも一人とします。)
45 最小標準日数について
46 就業時間内労働時間とは、標準日に実業者が所定の就業時間内において実働した時間を算計したものをいふ休間も含みます。
47 超過労働時間とは身体労働時間標準時間を超したものをいいます。
48 労働時間について
最小標準日数を基礎によつて定められた所定就業時間数で算したものをいいます。
- 労働力の算出方法
労働力 = $\frac{\text{労働力数}}{\text{実業者総人員}} \times 100$ (ただし、小数点第2位以下は四捨五入)
(労働力数とは労働力数に算入された労働者一人ひとりの労働力のこと。)
- 資金について
49 資金総額には借約による資金およびその他の納付を含みます。
50 標準資金と非常標準資金との区分は原則の通りであります。
51 資金以外の納付とは借約による標準、非常標準資金に属さないもので、たとえば労働手当、住宅手当、教育手当、厚生手当等であります。
52 10月分つて支払われる資金とはその月の支払うべき計算上の金額であつて、金融の都合上現金が支払われない場合も納入して下さい。(借入金)とはたとえば給与改訂が延滞のある月よりその分だけ繰り上げで適用されることに決し、その月からの金庫が一括または分けて支払われた場合の金額をいいます。
53 平均人員とは、実業者総人員を標準日数で除したものであります。

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50

通商産業省労働部統計課

石炭月報(労働)二

昭和 29 年 / 月 分

調査統計第 113 号
様式 第 2-C

調査先 通商産業省
調査期日 昭和 29 年 1 月 1 日
調査回数 3 回

1. 労働者就業状況

燃料区分	調査項目	調査期間	労働者数(人)		労働時間(時間)			労働力指数	労働率
			労働者数(人)	労働者数(人)	労働時間(時間)	労働時間(時間)	労働時間(時間)		
石炭	常勤労働者	既内天	2,244	2,244	34,466	6,657	29,254	97.5	92.4
		(既内天)	(2,244)	(2,244)	(34,466)	(6,657)	(29,254)	(97.5)	(92.4)
		既外天	2,067	2,067	22,114	12,804	11,122	23.1	126.1
		計	4,311	4,311	56,580	19,461	40,376	100.0	92.5
石油	常勤労働者	既内天	3,222	3,222	17,982	1,228	19,722	100.0	121.1
		(既内天)	(3,222)	(3,222)	(17,982)	(1,228)	(19,722)	(100.0)	(121.1)
		既外天	3,182	3,182	22,223	6,731	20,162	27.9	124.8
		計	6,404	6,404	40,205	7,959	39,822	100.0	122.9
合計	常勤労働者	既内天	5,466	5,466	52,448	7,885	62,056	97.5	106.1
		(既内天)	(5,466)	(5,466)	(52,448)	(7,885)	(62,056)	(97.5)	(106.1)
		既外天	5,249	5,249	44,337	19,535	34,802	23.0	125.9
		計	10,715	10,715	96,785	27,420	96,858	100.0	112.0
臨時労働者	既内天								
		既外天							
		計							
		既内天							

2. 従業員給与状況

燃料区分	調査項目	調査期間	賃金(円)			平均月給
			基本賃金	手当	合計	
石炭	常勤労働者	既内天	2,244	122.2	611.6	411.6
		(既内天)	(2,244)	(122.2)	(611.6)	(411.6)
		既外天	2,067	111.2	277.6	277.6
		計	4,311	233.4	889.2	489.2
石油	常勤労働者	既内天	3,222	128.1	283.2	283.2
		(既内天)	(3,222)	(128.1)	(283.2)	(283.2)
		既外天	3,182	127.7	72.6	72.6
		計	6,404	255.8	355.8	355.8
合計	常勤労働者	既内天	5,466	250.3	894.8	894.8
		(既内天)	(5,466)	(250.3)	(894.8)	(894.8)
		既外天	5,249	138.9	250.2	250.2
		計	10,715	389.2	1,145.0	1,145.0
臨時労働者	既内天					
		既外天				
		計				
		既内天				

3. 燃料供給状況

調査先	調査期日	調査回数
既内天	既外天	計

(調査対象 177 社)

企業名	燃料消費量(トン)	(電) (熱) (石)
企業名	企業消費量	(電) (熱) (石)

石炭月報(勞務二)記載注意

一般注意事項

- 調査の目的および調査票の取扱いについて
 - 調査の目的 この調査は、統計法にもとづく調査事業を労働統計法に基いて定めるところによつて、生産労働統計を作成し、炭鉱産業活動の実際を明らかにすることを目的とします。
 - 調査の範囲 この調査は鉱山内容に関する情報は産業に採集され、統計上の目的以外の業務を専らには決して取用されることはありません。
 - 申告義務および罰則 申告義務者が申告しない場合および虚偽の申告をした場合は統計法にもとづいて罰せられることがあります。
- 調査対象について この調査票は、石炭を採掘する事業所(石炭鉱)を対象とし、事業所の管理責任者が調査票についての責任を負います。
- 休日、閉山、転換、名義変更について 鉱業法施行規則により、事業所は休日、閉山、転換、名義変更した場合は、その都度その事由および期、月、日を報告して下さい。なお、休山、閉山等の場合も閉山労働者に関するこの調査票を提出して下さい。
- 調査期間について 調査票は毎月1日より前月のいたるヶ月間について記載するを原則とします。原則により無い場合は毎月30日、20日など事業所における閉山閉山日等を最終日とする1ヶ月間をもって報告の期間としても差支ありません。その場合は必ず備考欄にそのことを明記するとともに、みだりに変更しないよう注意して下さい。ただし、調査事項によつて調査期間を変更することは可能です。
- 記載要領
 - 調査票の印刷の分冊、単位および項目にしたがい、正確明瞭に記入して下さい。
 - 数字はすべて算用数字を用い、単位は簡便に四捨五入して下さい。
 - 単位による記入はなるべく避け、むむを得ず単位をよみ記入する場合は、備考欄にその確定方法を明記して下さい。
 - 記入事項に誤りがあった場合は、その他調査票提出修正の必要が生じた場合は、その都度速やかに報告して下さい。
- 調査票の提出回数、提出票および戻り票について 調査票は3回提出し、所管道産局長を経て翌月10日までに必要とするよう提出して下さい。

各種注意事項

- 就業日数について 就業日数は炭鉱所定の就業日を含みます。従つて公休日含まれません。なお、炭鉱所定の作業自由(ストライク)があつた場合でも就業日とします。
- 実働者数取扱いについて
 - 実働者数とは炭鉱所定の就業日における実働者を累計したものを記入して下さい。
 - 負傷欠勤者が代休をとつた場合その代休日における実働者数に算入して下さい。
 - (ストライク)により休業した場合は算入しません。
 - 有給休暇も算入します。
 - 心療科等による就業時間の志向を問わず、また就業日と否とを問わず実際に出勤した人数を記入して下さい。(一方の所定時間外に2日わたる場合も一入とします。)
 - 産休・育児休業期間について
 - 産休・育児休業期間とは、就業日に実働者が所定の就業時間内において実際に出勤した時間を累計したものをいひ休業期間を含みます。但し、産休・育児休業期間とは公休日等休業期間を累計したものをいひません。
 - 労働時間について 総労働時間を算出するに定められた所定就業時間数を除いたものをいひます。
- 労働者の平均は次の通り

$$\text{労働者一人当り労働時間} \times 100 \left[\frac{\text{総労働時間}}{\text{労働者総人数}} \right]$$
- 資金について
 - 資金総額には原則による資金およびその他の給付を含みます。
 - 基本資金と基本外資金との区分は原則の通りであります。
 - 基本外給付とは協約による基本、高学外資金に属さないもので、たとえば退職金、葬儀手当、教育手当、慰労金手当等であります。
 - 「毎月定つて支払れる資金」とはその月の支払うべき計算上の金額であつて、金額の都合上現金が支払れなくとも社の帳面に記入して下さい。『繰上資金』とはその月の給付金訂立済みのある日までの支払の滞りによる滞り金に発生し、その月からの金額が一旦支払は分りて支給された場合の金額をいひます。
 - 平均人員とは、実働者総人数を就業日数で除したものであります。

通商産業省労働統計課
石炭月報(労働部)
昭和25年 2月分

調査統計第11号
様式 第2-C

調査先 通商産業省
調査期日 昭和25年2月
調査回数 3編

E 勞務者就業状況

調査項目	調査項目		調査項目			調査項目	
	労働者人口	労働者人口	調査項目	調査項目	調査項目	調査項目	
前期平均	男性	4,674	4,674	7,277	2,202	6,222	99.4
	女性	1,212	1,212	1,212	1,212	1,212	100.0
	計	5,886	5,886	8,489	3,414	7,434	99.9
	計	5,886	5,886	8,489	3,414	7,434	99.9
後期平均	男性	4,902	4,902	7,277	2,202	6,222	99.4
	女性	1,212	1,212	1,212	1,212	1,212	100.0
	計	6,114	6,114	8,489	3,414	7,434	99.9
	計	6,114	6,114	8,489	3,414	7,434	99.9
計	男性	4,788	4,788	7,277	2,202	6,222	99.4
	女性	1,212	1,212	1,212	1,212	1,212	100.0
	計	5,999	5,999	8,489	3,414	7,434	99.9
	計	5,999	5,999	8,489	3,414	7,434	99.9

F 就業員給与状況

調査項目	調査項目		調査項目		平均人口	
	調査項目	調査項目	調査項目	調査項目		
前期平均	男性	4,674	4,674	4,674	4,674	100.0
	女性	1,212	1,212	1,212	1,212	100.0
	計	5,886	5,886	5,886	5,886	100.0
	計	5,886	5,886	5,886	5,886	100.0
後期平均	男性	4,902	4,902	4,902	4,902	100.0
	女性	1,212	1,212	1,212	1,212	100.0
	計	6,114	6,114	6,114	6,114	100.0
	計	6,114	6,114	6,114	6,114	100.0
計	男性	4,788	4,788	4,788	4,788	100.0
	女性	1,212	1,212	1,212	1,212	100.0
	計	5,999	5,999	5,999	5,999	100.0
	計	5,999	5,999	5,999	5,999	100.0

F 労働員給与状況

調査項目	調査項目	調査項目
調査項目	調査項目	調査項目
調査項目	調査項目	調査項目

石炭月報（労務二）記載注意

一般注意事項

- 調査の目的および調査書の取扱いについて
 - 調査の目的 この調査は、統計法にもとづく調査結果を労働統計調査規則の定めるところによつて、生産動態統計を作成し、統計定率員権限の取扱いを明らかにすることを目的とします。
 - 調査の位置 この調査は労働内容に関する統計は従来と異なされ、統計上の別個の労働事項等は決して別記されることはありません。
 - 申告義務および罰則 申告義務者が申告しない場合はその申告をした場合は統計法にもとづいて罰せられることがあります。
 - 調査対象について この調査対象は、石炭を採掘する事業所（石炭坑）を対象とし、事業所の管理責任者が調査票についての責任を負います。
- 休日、閉坑、転換、転業変更について 鉱業法施行規則により、事業所の休日、閉坑、転換、転業変更した場合は、その都度その申告および年、月、日を報告して下さい。なお、休日、閉坑等の場合も引き続き労働書がある場合はこの調査票を提出して下さい。
- 調査期間について 調査票は毎月1日より10日以内の1ヶ月間について記載するのを原則とします。原則により無い場合は毎月20日、20日など事業所における労働時間と労働者数とを1ヶ月間をもつて報告の期間としても変更ありませんが、その場合は必ず労働簿にその日を明記するとともに、あらかじめ変更しないように注意して下さい。ただし、調査事項によつて報告期間を異にすることは許して下さい。
- 記載方法
 - 調査票の区分、単位および項目に於いては、正確明瞭に記入して下さい。
 - 数字はすべて算用数字を用い、単位も漏れなく併記して下さい。
 - 赤字による記入はできませんが、やむを得ず確定により記入する場合は、備考欄にその記入方法を明記して下さい。
 - 記入事項に誤りがあった場合、その後調査票規則改正の必要が生じた場合は、その都度速やかに報告して下さい。
- 調査票の提出回数、提出期日および提出先について 調査票は3回作成し、所管産商課長に毎月10日までに必ず届するよう提出して下さい。

各種注意事項

- 従業員数について 従業員数とは所定所定の従業員をいいます。死つて休日は含まれません。なお、所定所定の従業員に「ストライキ」があった場合でも従業員数とします。
- 従業員就業状況について
 - 労働者総人員とは所定の就業日における労働者を算出したものを記入して下さい。
 - 公休出勤者が代休をとつた場合その代休日における労働者総人員に算入して下さい。
 - 「ストライキ」により休業した場合も算入します。
 - 有休休暇も算入します。
 - 労働者総人員は就業時間の如何を問はず、また従業員数と区別を問はず実際に出勤した人数を記入して下さい。（一方の所定所要が二日にわたる場合でも一人とします。）
 - 給付期間について
 - 所定所定の労働時間とは、従業員に労働者が所定の就業時間内において実際に労働した時間を算出したものをいいます。
 - 超過労働時間とは公休出勤率超過労働時間を算出したものをいいます。
 - 労働時間について 給付労働時間を算出によつて定められた所定就業時間数で算出したものをいいます。
- 労働率の算出は次の通り

$$\text{労働率} = \frac{\text{労働時間}}{\text{労働者総人員}} \times 100$$
 （労働時間：労働者総人員以下は四捨五入）
 労働者総人員：労働者総人員以下は四捨五入
- 賃金について
 - 賃金総額は労務所による賃金およびその他の給付を含みます。
 - 基本賃金と非常時賃金とは区分は法的な通りであります。
 - 賃金以外の給付とは賃金による基本、非常時賃金に属しないもので、たとえば手当金、住宅手当、教育手当、労務手当等であります。
 - 「毎月定額で支給する賃金」とはその月の支払いに計算上の金額であつて、金額の都合上金額が変動しなくとも他の欄に記入して下さい。（「支払賃金」とはたとえ給付が過給のある月とできかのばつて算出されることに依り、その月からの金額が一括または分割して支給された場合の金額をいいます。）
 - 平均人員とは、労働者総人員を従業員数で除したものとあります。

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50

通商省生産動態統計調査

石炭月報(勞務二)

昭和 38 年 11 月分

調査月別 第 11 号
様式：炭-2-C

電力先 通商省産品
調査期 昭和 38 年 11 月分
調査回数 3 編

6. 労務者就業状況

経済区分	調査項目	労働者総人数		常勤労働者		労働力指数	
		人数	指数	人数	指数	対前月	対前年
全労務者	男性	6,662	67.7	4,170	62.6	62.4	70.2
	女性	2,425	167.2	1,110	122.0	149.4	167.7
	合計	9,087	107.5	5,280	100.0	100.0	100.0
	合計	12,082	106.1	7,390	100.0	100.0	100.0
炭鉱労働者	男性	2,413	62.0	2,270	107.6	107.6	107.6
	女性	1,004	94.9	632	122.3	122.3	122.3
	合計	3,417	88.5	2,902	100.0	100.0	100.0
	合計	4,417	100.0	4,417	100.0	100.0	100.0
製鉄労働者	男性	10,062	102.7	6,242	100.0	100.0	100.0
	女性	13,063	100.2	7,990	100.0	100.0	100.0
	合計	23,125	101.5	14,232	100.0	100.0	100.0
	合計	36,187	100.0	36,187	100.0	100.0	100.0

7. 従業員給与状況

経済区分	調査項目	月平均給与(円)		給与総額(万円)		平均月給
		実数	指数	実数	指数	
全従業員	男性	6,210	116.6	7,784	116.6	116.6
	女性	2,000	100.0	2,000	100.0	100.0
	合計	8,210	108.3	9,784	108.3	108.3
	合計	10,210	100.0	10,210	100.0	100.0
炭鉱労働者	男性	2,000	100.0	2,000	100.0	100.0
	女性	1,110	100.0	1,110	100.0	100.0
	合計	3,110	100.0	3,110	100.0	100.0
	合計	4,220	100.0	4,220	100.0	100.0
製鉄労働者	男性	8,210	100.0	5,784	100.0	100.0
	女性	8,900	100.0	8,900	100.0	100.0
	合計	17,110	100.0	14,684	100.0	100.0
	合計	24,320	100.0	24,320	100.0	100.0

8. 燃料供給状況

燃料	供給量	供給指数
石炭	100	100
石油	100	100
合計	100	100

調査機関 通商省 調査員 吉田 謙一
調査日 昭和 38 年 11 月 1 日

石炭月報(勞務二)記載注意

一般 記載事項

- 調査の目的および調査員の取扱いについて
 - 調査の目的 この調査は、統計法にもとづく通商産業省生産動態統計調査機関の定めるところによつて、生産動態統計を作成し、炭鉱従業員数の実態を明らかにすることを目的とします。
 - 調査の範囲 この調査は炭鉱内部に関する統計は炭鉱に限定され、統計上の目的以外の業務事務等は決して利用されることはありません。
 - 申告義務および罰則 申告義務者が申告しない場合および虚偽の申告をした場合は統計法にもとづいて罰せられることがあります。
- 調査対象について
この調査対象は、石炭を採掘する事業所(石炭鉱)を対象とし、事業所の管理責任者が調査員についての責任を負います。
- 休日、閉鎖、転換、名義変更について
鉱業法施行規則により、事業所が休日、閉鎖、転換、名義変更した場合は、その前後の申告および年、月、日を報告して下さい。
なお、休山、閉鎖等の場合も引継ぎ申告者がいる場合はこの調査票を提出して下さい。
- 調査期間について
調査票は毎月1日より月末にいたる1ヶ月間について記載するを原則とします。原則より短い場合は毎月20日、25日など事業所における振替締め日等から前倒しとする1ヶ月間をもつて報告の期間としても支障ありませんが、その場合は必ず調査票にその旨を明記するとともに、みだりに変更しないよう注意して下さい。ただし、調査事項によつて報告期間を変更することはできます。
- 記載注意
 - 調査票の分類、単位および項目に注意し、正確明瞭に記入して下さい。
 - 数字はすべて算用数字を用い、単位未満は四捨五入して下さい。
 - 単位による記入はなるべく避け、やむを得ず単位により記入する場合は、備考欄にその換算方法を明記して下さい。
 - 記入事項に誤りがあった場合、その他調査票別紙訂正の必要が生じた場合は、その都度速やかで報告して下さい。
- 調査票の提出期日、提出日および提出先について
調査票は3期別出し、所管通商産業局長まで毎月10日までが必要とする方法として下さい。

各種 記載事項

- 休業日数について
休業日数は炭鉱所定の休業日をいいます。従つて公休日とは含まれません。なお、炭鉱所定の休業日に「ストライキ」があつた場合でも休業日とします。
- 従業員就業状況について
 - 実働者総人員とは炭鉱所定の休業日における実働者を算出したものを記入して下さい。
 - 公休は労働者が休めをとつた場合その代休日における実働者総人員に算入して下さい。
 - 「ストライキ」により休業した場合も算入します。
 - 有給休暇も算入します。
 - 労働者総人員は就業時間の如何を問わず、また休業日たとふとを問わず実働に動出した人数を記入して下さい。(一方の所定時間が二日以内となる場合でも一人とします。)
- 就業時間関係について
 - 所定労働時間は労働時間とは、就業日に労働者が所定の就業時間において実際に労働した時間を算出したものをいいます(休憩時間を含めます)。
 - 規定労働時間数は就業日の標準労働時間数を算出したものをいいます。
 - 労働時間数について
規定労働時間数を基礎として定められた所定就業時間数で出したものをいいます。
- 労働率の算出は次の通り
労働率 = $\frac{\text{労働時間数}}{\text{規定労働時間数}} \times 100$ (ただし、労働時間2日以下は四捨五入し労働者総人員一位まで記入のこと。)
- 資金について
 - 資金総額には協約による資金およびその他の給付を含めます。
 - 基本資金と基本外資金との区分は協約の通りであります。
 - 資金以外の給付とは協約による奉与、基本外資金に属さないもので、たとえば通勤手当、住宅手当、教育手当、療養手当等であります。
 - 「毎月定つて支払はる資金」とはその月の支払うべき計算上の金額であつて、金庫の都合上現金が支払はれなくとも他の種に記入して下さい。「繰上資金」とはたとえば給与控当り金などの月々支払はるものであつて適用されることに決定し、その月からの金庫が一位または分けて支払はれた場合の金額をいいます。
 - 平均人員とは、実働者総人員を就業日数で除したものであります。

通商産業省生産動態統計調査

石炭月報(勞務二)

昭和 28 年 10 月分

調査統計部 11 号
様式 一 第 2-C

調査先 通商産業省長
報告月日 10 月 10 日
調査回数 3 回

6. 労働者就業状況

都府県区分	調査項目	労働者総人員	労働者総人員	勤 小 働 時 間 数			勤 小 働 時 間 数	勤 小 働 時 間 数	勤 小 働 時 間 数
				所定労働時間	所定労働時間	所定労働時間			
全国	男性	6,577,0	6,577,0	461,288	7,127	4,307,2	6,127	29,6	
	(内 職 業)	(2,227)	(2,227)	(1,222)	(76)	(1,222)	(1,227)	(267)	
	女性	2,227	2,227	2,227	1,227	2,227	2,227	2,227	
	計	8,804	8,804	6,804	8,354	6,534	8,354	5,227	
北海道	男性	2,227	2,227	2,227	2,227	2,227	2,227	2,227	
	(内 職 業)	(2,227)	(2,227)	(2,227)	(2,227)	(2,227)	(2,227)	(2,227)	
	女性	2,227	2,227	2,227	2,227	2,227	2,227	2,227	
	計	4,454	4,454	4,454	4,454	4,454	4,454	4,454	
東北	男性	2,227	2,227	2,227	2,227	2,227	2,227	2,227	
	(内 職 業)	(2,227)	(2,227)	(2,227)	(2,227)	(2,227)	(2,227)	(2,227)	
	女性	2,227	2,227	2,227	2,227	2,227	2,227	2,227	
	計	4,454	4,454	4,454	4,454	4,454	4,454	4,454	
関東	男性	2,227	2,227	2,227	2,227	2,227	2,227	2,227	
	(内 職 業)	(2,227)	(2,227)	(2,227)	(2,227)	(2,227)	(2,227)	(2,227)	
	女性	2,227	2,227	2,227	2,227	2,227	2,227	2,227	
	計	4,454	4,454	4,454	4,454	4,454	4,454	4,454	
中部	男性	2,227	2,227	2,227	2,227	2,227	2,227	2,227	
	(内 職 業)	(2,227)	(2,227)	(2,227)	(2,227)	(2,227)	(2,227)	(2,227)	
	女性	2,227	2,227	2,227	2,227	2,227	2,227	2,227	
	計	4,454	4,454	4,454	4,454	4,454	4,454	4,454	
関西	男性	2,227	2,227	2,227	2,227	2,227	2,227	2,227	
	(内 職 業)	(2,227)	(2,227)	(2,227)	(2,227)	(2,227)	(2,227)	(2,227)	
	女性	2,227	2,227	2,227	2,227	2,227	2,227	2,227	
	計	4,454	4,454	4,454	4,454	4,454	4,454	4,454	
中国	男性	2,227	2,227	2,227	2,227	2,227	2,227	2,227	
	(内 職 業)	(2,227)	(2,227)	(2,227)	(2,227)	(2,227)	(2,227)	(2,227)	
	女性	2,227	2,227	2,227	2,227	2,227	2,227	2,227	
	計	4,454	4,454	4,454	4,454	4,454	4,454	4,454	
四国	男性	2,227	2,227	2,227	2,227	2,227	2,227	2,227	
	(内 職 業)	(2,227)	(2,227)	(2,227)	(2,227)	(2,227)	(2,227)	(2,227)	
	女性	2,227	2,227	2,227	2,227	2,227	2,227	2,227	
	計	4,454	4,454	4,454	4,454	4,454	4,454	4,454	
九州	男性	2,227	2,227	2,227	2,227	2,227	2,227	2,227	
	(内 職 業)	(2,227)	(2,227)	(2,227)	(2,227)	(2,227)	(2,227)	(2,227)	
	女性	2,227	2,227	2,227	2,227	2,227	2,227	2,227	
	計	4,454	4,454	4,454	4,454	4,454	4,454	4,454	

7. 従業員給与状況

都府県区分	調査項目	賃 金		賞 与		計	平均人員
		月	年	額	額		
全国	男性	4,454	4,454	4,454	4,454	4,454	4,454
	(内 職 業)	(2,227)	(2,227)	(2,227)	(2,227)	(2,227)	(2,227)
	女性	2,227	2,227	2,227	2,227	2,227	2,227
	計	6,681	6,681	6,681	6,681	6,681	6,681
北海道	男性	2,227	2,227	2,227	2,227	2,227	2,227
	(内 職 業)	(2,227)	(2,227)	(2,227)	(2,227)	(2,227)	(2,227)
	女性	2,227	2,227	2,227	2,227	2,227	2,227
	計	4,454	4,454	4,454	4,454	4,454	4,454
東北	男性	2,227	2,227	2,227	2,227	2,227	2,227
	(内 職 業)	(2,227)	(2,227)	(2,227)	(2,227)	(2,227)	(2,227)
	女性	2,227	2,227	2,227	2,227	2,227	2,227
	計	4,454	4,454	4,454	4,454	4,454	4,454
関東	男性	2,227	2,227	2,227	2,227	2,227	2,227
	(内 職 業)	(2,227)	(2,227)	(2,227)	(2,227)	(2,227)	(2,227)
	女性	2,227	2,227	2,227	2,227	2,227	2,227
	計	4,454	4,454	4,454	4,454	4,454	4,454
中部	男性	2,227	2,227	2,227	2,227	2,227	2,227
	(内 職 業)	(2,227)	(2,227)	(2,227)	(2,227)	(2,227)	(2,227)
	女性	2,227	2,227	2,227	2,227	2,227	2,227
	計	4,454	4,454	4,454	4,454	4,454	4,454
関西	男性	2,227	2,227	2,227	2,227	2,227	2,227
	(内 職 業)	(2,227)	(2,227)	(2,227)	(2,227)	(2,227)	(2,227)
	女性	2,227	2,227	2,227	2,227	2,227	2,227
	計	4,454	4,454	4,454	4,454	4,454	4,454
中国	男性	2,227	2,227	2,227	2,227	2,227	2,227
	(内 職 業)	(2,227)	(2,227)	(2,227)	(2,227)	(2,227)	(2,227)
	女性	2,227	2,227	2,227	2,227	2,227	2,227
	計	4,454	4,454	4,454	4,454	4,454	4,454
四国	男性	2,227	2,227	2,227	2,227	2,227	2,227
	(内 職 業)	(2,227)	(2,227)	(2,227)	(2,227)	(2,227)	(2,227)
	女性	2,227	2,227	2,227	2,227	2,227	2,227
	計	4,454	4,454	4,454	4,454	4,454	4,454
九州	男性	2,227	2,227	2,227	2,227	2,227	2,227
	(内 職 業)	(2,227)	(2,227)	(2,227)	(2,227)	(2,227)	(2,227)
	女性	2,227	2,227	2,227	2,227	2,227	2,227
	計	4,454	4,454	4,454	4,454	4,454	4,454

8. 臨時労働者状況

都府県区分	調査項目	賃 金		賞 与	計
		月	年		
全国	男性	2,227	2,227	2,227	2,227
	女性	2,227	2,227	2,227	2,227
調査先 通商産業省長 報告月日 10 月 10 日 調査回数 3 回 調査項目 臨時労働者給与 調査先住所 福岡県福岡市博多区 調査員氏名 藤田 隆夫 調査員住所 福岡県福岡市博多区 調査員電話番号 2267 調査員住所番号 2267 調査員住所番号 2267					

調査番号 (4010)

通商産業省

石炭月報 (労務二) 記載注意

一般注意事項

- 調査の目的および調査態の取扱いについて
 - 調査の目的 この調査は、統計法にもとづく調査産業者生産動態統計調査制度の定めるところによって、生産動態計を作成し、採炭産業従属月の実態を明らかにすることを目的とします。
 - 調査の保護 この調査に法的拘束力に関する規定は産業に保護され、統計上の目的以外の職務事務等には決して利用されることはありません。
 - 報告義務および罰則 採炭産業者が申告しない場合および虚偽の申告をした場合は統計法にもとづいて罰せられることがあります。
- 調査対象について

この調査は、石炭を採掘する事業所(石炭鉱)を対象とし、事業所の管理責任者が調査員についての責任を負います。
- 採出、製錬、転輸、炭炭炭更について

鉱業法施行規則による、事業所が採出、採出、製錬、炭炭炭更の場合は、その都度その事業所および年、月、日を報告して下さい。なお、採出、採出等の場合も引継ぎ関係がある場合はこの調査票を提出して下さい。
- 調査期間について

調査票は毎月1日より月末のいたるヶ月間について記載するを原則とします。原則にともない場合は毎月20日、25日など事業所における船舶締切日等が締切日とするヶ月間をもって報告の期間としても差し支えありませんが、その場合は必ず備考欄にその理由を明記するともに、みだりに変更しないようご注意ください。ただし、調査事項または調査品目によって報告期間を異にすることはあります。
- 記載注意
 - 調査票指定の分類、単位および項目にしたがい、正確確実に記入して下さい。
 - 数字はすべて算用数字を用い、単位未満は四捨五入して下さい。
 - 推定による記入はなるべく、かつ必ず推定による記入する場合は、備考欄にその推定方法を明記して下さい。
 - 記入事項に誤りがあった場合、その修正箇所を訂正訂正の必要が生じた場合は、その都度速やかに報告して下さい。
- 調査票の提出回数、提出期日および提出先について

調査票は1回作成し、所管調査産業局長まで毎月15日までに必ず送付して下さい。

各欄記載事項

- 採炭日数について

採炭日数は炭鉱規定の採炭日をいいます。従って公休日は含まれません。なお、炭鉱規定の休業日「ストライク」があった場合でも休業日とします。
- 従業員数について
 - 従業員数とは炭鉱規定における実働数を算出したものを記入して下さい。
 - 公休日勤務が休むようになった場合その日数における実働従業員に算入して下さい。
 - 「ストライク」により休業した場合も算入します。
 - 有給休暇も算入します。
 - 労働者は炭鉱規定の全期を問わず、また採炭日たと否とを問わず実働に就業した人数を記入して下さい。(一方の労務時間がない日を含む場合でも一人とします。)
 - 薪を焼く期間について
 - 労務時間と実働時間とは、採炭日に実働者が規定の炭鉱期間において実働に就業した時間を算出したものをいいます。
 - 炭鉱期間時間とは公休日勤務が実働時間数を算出したものをいいます。
 - 労働力数について

薪を焼く期間を労働力によって定められた労務期間で除したものをいいます。
- 労働率の算出は次の通り

$$\text{労働率} = \frac{\text{労働力数}}{\text{従業員数}} \times 100 \quad (\text{ただし、小数点第2位以下は四捨五入し、小数点第1位まで記入のこと。})$$
- 資金について
 - 資金総額には借付による資金およびその他の繰り込みを含みます。
 - 実務資金と非実務資金との区分は借付の繰り込みです。
 - 資金以外の繰入とは借付による借入、非実務資金に属さないもので、たとえば運動資金、住宅資金、教育資金、厚生手当等であります。
 - 「毎月定額で支払われる借入」とはその月の支払うべき計算上の金額であつて、金庫の借入金と現金が支払われなくても此の欄に記入して下さい。「借入金」としてたとえば繰上返済が返済のある月までその分だけ繰上返済されることに決定し、その月からの借入金一括または分割して支払われた場合の金額をいいます。
 - 平均人員とは、実働者総人員を採炭日数で除したものであります。

固定統計第11号
様式：第一-C

調査年度 昭和28年度
調査期日 9月10日
報告形態 3報

6. 労働者就業状況

雇用区分	調査項目	労働者数(千人)					
		労働者総人員	中絶者総人員	新卒自給自足労働者	新卒自給自足労働者(小計)	合計	労働者数
国内労働者 (内 労働者総人員)	男性	6,476	6,232	10,239	2,760	4,244	6,664
	(内 煤炭)	(4,660)	(4,320)	(7,271)	(2,127)	(3,244)	(4,877)
	女性	2,228	2,238	1,721	10,711	2,664	4,227
	計	8,704	8,470	11,960	23,471	6,908	10,891
	既内失	3,441	3,203	1,176	0,777	1,676	3,277
	(内 煤炭)	(1,837)	(1,740)	(2,268)	(1,238)	(3,486)	(4,227)
	既外失	3,037	3,060	4,637	7,671	3,128	3,276
	計	6,478	6,263	5,813	11,442	4,804	6,553
	合計	9,226	8,981	17,773	12,222	7,032	17,444
	(内 煤炭)	(5,497)	(5,060)	(10,539)	(3,365)	(6,730)	(11,104)
既内失	4,019	3,840	1,402	12,222	6,236	7,972	
既外失	16,246	14,241	10,239	23,222	14,822	17,247	
既内失							
既外失							
計							
既内失							
既外失							
計							

7. 就業異動と状況

雇用区分	調査項目	就業異動(千人)				平均人員
		新卒自給自足労働者	新卒自給自足労働者(小計)	合計	労働者数	
国内労働者 (内 労働者総人員)	男性	1,247,719	1,247,719	1,247,719	1,247,719	1,247,719
	(内 煤炭)	(840,000)	(840,000)	(840,000)	(840,000)	(840,000)
	女性	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
	計	2,247,719	2,247,719	2,247,719	2,247,719	2,247,719
	既内失	1,247,719	1,247,719	1,247,719	1,247,719	1,247,719
	(内 煤炭)	(840,000)	(840,000)	(840,000)	(840,000)	(840,000)
	既外失	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
	計	2,247,719	2,247,719	2,247,719	2,247,719	2,247,719
	合計	2,247,719	2,247,719	2,247,719	2,247,719	2,247,719
	(内 煤炭)	(1,680,000)	(1,680,000)	(1,680,000)	(1,680,000)	(1,680,000)
既内失	1,247,719	1,247,719	1,247,719	1,247,719	1,247,719	
既外失	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	
計	2,247,719	2,247,719	2,247,719	2,247,719	2,247,719	
既内失	1,247,719	1,247,719	1,247,719	1,247,719	1,247,719	
既外失	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	
計	2,247,719	2,247,719	2,247,719	2,247,719	2,247,719	
既内失	1,247,719	1,247,719	1,247,719	1,247,719	1,247,719	
既外失	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	
計	2,247,719	2,247,719	2,247,719	2,247,719	2,247,719	

8. 臨時労働者状況

調査年度	昭和28年度
調査期日	9月10日
報告形態	3報

調査所名 通商産業省 労働局 労働統計課
調査所所在地 東京都千代田区千代田

石炭月報（労務二）記載注意

一般注意事項

- 調査の目的および調査票の取扱いについて
 - 調査の目的 Cの調査は、統計的にもとづく過剰産業生産動態統計調査制度の定めるところによつて、生産動態統計を作成し、炭鉱従業員雇用の実態を明らかにすることを目的とします。
 - 取扱いの注意 Cの調査に記載内容に関する情報は厳重に管理され、統計上の目的以外の他種事務等には決して利用されることはありません。
- 申告義務および罰則 申告義務者が申告しない場合および虚偽の申告をした場合は統計法にもとづいて罰せられることがあります。
- 調査対象について この調査票は、石炭を採掘する事業所（石炭鉱）を対象とし、事業所の管理責任者が調査票についての責任を負います。
- 採出、閉鎖、転換、名義変更について 鉱業法施行規則により、事業所が採出、閉鎖、転換、名義変更した場合は、その都度その事由および年、月、日を報告して下さい。なお、採出、閉鎖等の場合も引継ぎ等義務がある場合はこの調査票を提出して下さい。
- 調査期間について 調査票は毎月1日より月末にわたる1ヶ月間について記載するものを原則とします。原則より短い場合は毎月20日、25日など事業所における労働日以外等を除き毎月1ヶ月間をもって報告の期間としても差し支えありませんが、その場合は必ず備考欄にその理由を明記するとともに、みづから変更しないよう注意して下さい。ただし、調査事項または調査品目によつて報告期間を変更することはあつて下さい。
- 記載注意
 - 調査票規定の印刷、単位および項目にしたがひ、正確明瞭に記入して下さい。
 - 数字はすべて算目数字を用ひ、単位未記は四捨五入して下さい。
 - 規定による記入はなるべくきつ、やむを得ず法定より記入する場合は、備考欄にその法定方法を明記して下さい。
 - 記入事項に誤りがあつた場合、その他調査票訂正打本の必要が生じた場合は、その都度速やかにか報告して下さい。
- 調査票の提出時期、採出額および提出先について 調査票は各労働所、所管連炭産課員まで毎月10日までに必要するよう提出して下さい。

各種注意事項

- 採業日数について 採業日数とは炭鉱所定の就業日数をいいます。従つて公休日を含みません。なお、炭鉱所定の就業日に「ストライキ」があつた場合でも就業日とします。
- 従業員就業時間について
 - 労働者総人員とは就業日における労働者を算出したものを記入して下さい。
 - 公休労働者が交代をかつた場合その交代日における労働者総人員に算入して下さい。
 - 「ストライキ」により休業した場合は算入しません。
 - 有給休暇も算入します。
 - 労働者総人員は就業時間の範囲を問わず、また就業日たと否とを問わず実際に出勤した人数を記入して下さい。（一方の所定時間外に二日におつた場合でも一人とします。）
 - 総労働時間数について
 - 所定時間内労働時間数は、就業日に労働者が所定の就業時間内において実際に労働した時間を算出したものをいひ「労働時間」を含みます。
 - 超過労働時間数はその休日労働時間数を算出したものをいいます。
 - 労働時間率について 総労働時間数を就業日によつて定められた所定就業時間数で除したものをいいます。
- 労働率の算出は次の通り

$$\text{労働率} = \frac{\text{労働時間率} \times 100}{\text{労働者総人員}}$$
 （ただし、小数点第2位以下は四捨五入し、小数点第1位までを記入のこと。）
- 資金について
 - 資金総額は協約による資金およびその他の給与を含みます。
 - 基本給金と給与給金との区分は協約の通りであります。
 - 資金以外の給与とは協約による給与、賞与等給与に属しないもので、たとえば通勤手当、住手当、教育手当、娯楽手当等であります。
 - 「毎月定つて支払れる資金」とはその月の支払うべき計算上の金額であつて、金額の割合と給金が支払わなくても此の欄に記入して下さい。「偶払資金」とはたとえ給与取立が過去のある月までかかつて振り込まれることと決定し、その月からの金額が一戻りまたは分割して支給された場合の金額をいいます。
 - 平均人員とは、労働者総人員を就業日数で除したものであります。

石炭月報（労務二）記載注意

一般注意事項

- 調査の目的および調査票の取扱いについて
 - 調査の目的 この調査は、統計法にもとづく炭産業者生産労働統計調査規則の定めるところによつて、生産労働統計を作成し、炭産従業員労務の実態を明らかにすることを目的とします。
 - 調査の保護 この調査の記載内容に関する情報は厳重に保護され、統計上の目的以外の業務事務等には決して利用されることはありません。
 - 非志願者および不明 非志願者等を申告しない場合および意図的中を申し渡した場合は統計法にもとづいて罰せられることがあります。
- 調査対象について

この調査票は、石炭を採掘する事業所（石炭鉱）を対象とし、事業所の管理担当者や調査員についての責任を負います。
- 休日、閉鎖、転換、名義変更について

鉱業法施行規則により、事業所が休日、閉鎖、転換、名義変更した場合は、その都度その事由および年、月、日を報告して下さい。なお、休日、閉鎖等の場合も引続き管掌者がいる場合はこの調査票を提出して下さい。
- 調査期間について

調査期間は毎年1日より月末にいたる1ヶ月間について記載することを原則とします。原則により無い場合は毎月末日、25日など事業所における閉鎖日切日を初日とする1ヶ月間をもつて報告の期間としても差支ありませんが、その場合は必ず備考欄にその由を明記する必要があります。みだりに変更しないようご注意ください。ただし、調査事項によっては報告期間を変更することはよくして下さい。
- 記載注意
 - 調査票の分類、単位および項目にしたがい、正確詳細に記入して下さい。
 - 数字はすべて常用数字を用い、単位を誤らぬよう記入して下さい。
 - 空白による記入はなるべく避け、やむを得ず空白により記入する場合は、備考欄にその確定方法を明記して下さい。
 - 記入事項に誤りがあった場合、その他調査票提出修正の必要が生じた場合は、その都度速やかに報告して下さい。
- 調査票の提出期限、提出日および提出先について

調査票は3期作成し、所管炭産部長または毎月16日までに必ず届くよう提出して下さい。

各種注意事項

- 休業日数について

休業日数とは炭産所定の休業日を含み、従つて公休日含まれません。なお、炭産所定の休業日に「ストライク」があつた場合でも休業日とします。
- 従業員数等について
 - 労働者総人員とは炭産所定の休業日における労働者を算出したものを記入して下さい。
 - 公休労働者が代休をとつた場合その代休日における労働者総人員に記入して下さい。
 - 「ストライク」により休業した場合は算入しません。
 - 有給休暇も算入します。
 - 労働者総人員は就業時間の総和を問はず、また休業日たとふと問はず実際に出勤した人数を記入して下さい。（一方の所定時間より二日にわたる場合でも一人とします。）
 - 総労働時間等について
 - 所定時間内労働時間とは、休業日に労働者が所定の就業時間内において実際に労働した時間を算出したものをいひ休時間を含みません。
 - 総労働時間等とは公休出勤日を除く労働時間を算出したものをいひます。
 - 労働力指数について

総労働時間を労働力によつて定められた所定就業時間数で除したものをいひます。
- 労働者の賃金は次の通り

労働者総人員 × 300 (ただし、小使点員以下には賃金未入)
(し小使点員第一号まで記入のこと)
- 賃金について
 - 賃金総額には契約による賃金およびその他の給付を含みます。
 - 基本賃金と標準外賃金との区分は契約の通りであります。
 - 賃金のほか給付による賃金、標準外賃金に属さないもので、たとえば通勤手当、住宅手当、教育手当、厚生手当等であります。
 - 1日当りついで支払われる賃金とはその月の支払うべき計算上の金額であつて、後納の場合も支払われなくともこの額に記入して下さい。（「払戻金」とはたとへば給与未払いの金額のある月までさかのぼつて算出されることに注意し、その月からの金額が一額または分割して支給された場合は含みません。）
 - 平均人員とは、労働者総人員を労働日数で除したものであります。

通商産業省労働統計調査

石炭月報(勞務二)

昭和26年7月份

決定統計表口号
様式：採-2-C

調査月 昭和26年7月
調査期日 7月10日
調査回数 3期

5. 勞務者就業状況

業務区分	調査項目	実業者数(人)	小業者数(人)	組合員数(人)			労働方式	労働率		
				新卒者内 組合員数	組合員 数	合計				
業務区分	高炉業務	坑内夫	6,527	6,422	22,660	11,070	60,676	67.1	91.7	
		煤炭夫	(1,345)	(1,077)	(1,822)	(1,817)	(1,222)	(1,227)	(1,227)	(1,227)
		計	5,182	5,345	20,838	9,253	49,454	55.9	89.7	
	選煤業務	坑内夫	2,110	1,827	18,282	10,208	36,490	18.7	38.7	
		煤炭夫	(722)	(622)	(2,222)	(722)	(2,222)	(2,222)	(2,222)	(2,222)
		計	1,388	1,205	16,060	9,486	34,268	16.5	34.4	
	自給業務	坑内夫	6,282	6,282	22,660	11,070	60,676	70.7	91.7	
		煤炭夫	(1,345)	(1,077)	(1,822)	(1,817)	(1,222)	(1,227)	(1,227)	(1,227)
		計	4,937	5,205	20,838	9,253	49,454	59.4	89.7	
	臨時夫	坑内夫								
		煤炭夫								
		計								
自給夫	坑内夫									
	煤炭夫									
	計									

7. 従業員給与状況

調査項目	調査月分	賃金			福利			合計	平均人数
		基本	手当	計	社会保険	厚生年金	計		
業務区分	高炉業務	坑内夫	6,061,940	1,127,220	7,189,160			7,189,160	1,167
		煤炭夫	(1,240,570)	(1,260,820)	(2,501,390)	()	()	(2,501,390)	(227)
		計	4,821,370	2,388,040	7,209,410			7,209,410	1,394
	選煤業務	坑内夫	2,110,000	380,000	2,490,000			2,490,000	360
		煤炭夫	(722,000)	(622,000)	(1,344,000)	()	()	(1,344,000)	(261)
		計	1,388,000	758,000	2,146,000			2,146,000	921
	自給業務	坑内夫	6,282,000	1,127,220	7,409,220			7,409,220	1,167
		煤炭夫	(1,345,000)	(1,077,000)	(2,422,000)	()	()	(2,422,000)	(227)
		計	4,937,000	1,200,220	6,137,220			6,137,220	1,394
	臨時夫	坑内夫							
		煤炭夫							
		計							
自給夫	坑内夫								
	煤炭夫								
	計								

8. 臨時夫給与状況

業務区分	賃金	福利	計	備考
坑内夫				(備考) 27日
煤炭夫				
計				

企業名	共同石炭	日吉炭業所	本社主計課長	石炭月報(勞務二)1805	調査員
事業所名	共同石炭	日吉炭業所	事業所長	昭和26年7月	調査員

石炭月報 (勞務二) 記載注意

一般注意事項

- 調査の目的および調査等の取扱いについて
 - 調査の目的 この調査は、統計法のもとで調査産業省生産動態統計調査規則の定めるところによつて、生産動態統計を構成し、炭鉱産業振興用の資料を明らかにすることを目的とします。
 - 調査の保護 この調査の取扱い内容に関する秘密は厳重に保護され、統計上の目的以外の他種事務等には決して利用されることとはなりません。
- 申告義務および罰則 申告義務者が申告しない場合および虚偽の申告をした場合は統計法にもつて罰せられることがあります。
- 調査対象について この調査者は、石炭を採掘する事業所（以下炭鉱）を対象とし、事業所の管理責任者が調査票についての責任を負います。
- 休日、閉鎖、転移、名称変更について 鉱業法施行規則により、事業所の休日、閉鎖、転移、名称変更した場合は、その構成その申告および年、月、日を報告して下さい。なお、休日、閉鎖等の場合も引續き労働者がいる場合はこの調査票を提出して下さい。
- 調査期間について 調査票は毎月1日より月末にいたる1ヶ月間について記載するものとします。原則により無い場合は毎月20日、炭山など事業所における閉鎖等日等を除き毎月とする1ヶ月間をもつて報告の期間としても変更ありませんが、その場合は必ず備考欄にそのれを明記するとともに、みだりに変更しないよう注意して下さい。ただし、調査事項または調査品目によつて報告期間を異にする場合はお知らせして下さい。
- 記載注意
 - 調査票所定の分類、単位および項目にしたがい、正確明瞭に記入して下さい。
 - 数字はすべて算列数字を用い、単位未満は四捨五入して下さい。
 - 単位による記入はなるべく避け、やむを得ず単位により記入する場合は、備考欄にその換定方法を明記して下さい。
 - 記入事項に誤りがあった場合、その他調査票提出訂正の必要が生じた場合は、その都度速やかに報告して下さい。
- 調査票の提出回数、提出期日および取り扱ひについて 調査票は3回作成し、所管炭産産業局毎に毎月締りまでに必ず送るよう提出して下さい。

各種注意事項

- 採掘口数について 採掘口数とは炭鉱所定の採掘口をいいます。従つて空休日は含まれません。なお、炭鉱所定の採掘口に「ストライク」があった場合でも採掘口とします。
- 従業員就業状況について
 - 労働者総人員とは就業日における労働者を算出したものを記入して下さい。
 - 空休労働者が採掘口を空けた場合その採掘口における労働者総人員に算入して下さい。
 - 「ストライク」により休業した場合は算入しません。
 - 有給休業も算入します。
 - 労働者総人員は就業時間の短縮を問わず、また採掘口たとると異を問わず実際に出勤した人数を記入して下さい。（一方の労務時間為二日にわたる場合でも一人とします。）
 - 雇入労働者数の内訳
 - 所定労働時間外の労働者数は、採掘日に労働者が所定の就業時間内において実際に働いた時間を算出したものをいひ労働時間を含めます。
 - 超過労働時間数は空休労働者数に就業時間数を算出したものをいひます。
 - 労働力数について 雇入労働時間を基礎によつて定められた所定就業時間数で除したものをいひます。
- 労働率の算出は次の通り

$$\text{労働率} = \frac{\text{労働力数}}{\text{労働者総人員}} \times 100$$
 （ただし、小数点第2位以下は四捨五入し、1の整数部一位まで記入のこと。）
- 資金について
 - 資金総額は採掘による資金およびその他の給与を含みます。
 - 採掘資金と採掘外資金との区分は採掘の通りであります。
 - 資金以外の給与とは採掘による給与、高所外資金に属さないもので、たとえば通勤手当、住宅手当、教育手当、療養手当等であります。
 - 「採掘つて支払れる資金」とはその月の支払うべき採掘上の金額であつて、金額の都合上現金が支払ひなくとも此の額に記入して下さい。「採掘資金」とはたとえ採掘外費用の返済のある月まで支払ひつて適用されることに従ひ、その月からの金額が一額または分割して支給された場合の金額をいひます。
 - 平均人員とは、労働者総人員を採掘口数で除したものであります。

通商産業省生産動向統計課表

石炭月報(勞務二)

昭和 25 年 6 月分

報告計 第 11 号
様式 一 報-2-C

採出先 通商産業省
報告月日 報告 10 日
報告年度 3 部

E. 労働者健康状況

採出先	採出区	実働者総人数	小働者総人数	結 核 患 者 数			小働者占率	占 率
				肺結核患者数	肺以外患者数	合 計		
高野川	坑内夫	1,200	600	27	11	38	2.3%	3.6%
	坑外夫	()	()	()	()	()	()	()
	坑内女	1,200	600	27	11	38	2.3%	3.6%
	坑外女	()	()	()	()	()	()	()
高野川(小働者)	坑内夫	1,200	600	27	11	38	2.3%	3.6%
	坑外夫	()	()	()	()	()	()	()
	坑内女	1,200	600	27	11	38	2.3%	3.6%
	坑外女	()	()	()	()	()	()	()
高野川(小働者)	坑内夫	1,200	600	27	11	38	2.3%	3.6%
	坑外夫	()	()	()	()	()	()	()
	坑内女	1,200	600	27	11	38	2.3%	3.6%
	坑外女	()	()	()	()	()	()	()
高野川(小働者)	坑内夫	1,200	600	27	11	38	2.3%	3.6%
	坑外夫	()	()	()	()	()	()	()
	坑内女	1,200	600	27	11	38	2.3%	3.6%
	坑外女	()	()	()	()	()	()	()
高野川(小働者)	坑内夫	1,200	600	27	11	38	2.3%	3.6%
	坑外夫	()	()	()	()	()	()	()
	坑内女	1,200	600	27	11	38	2.3%	3.6%
	坑外女	()	()	()	()	()	()	()
高野川(小働者)	坑内夫	1,200	600	27	11	38	2.3%	3.6%
	坑外夫	()	()	()	()	()	()	()
	坑内女	1,200	600	27	11	38	2.3%	3.6%
	坑外女	()	()	()	()	()	()	()
高野川(小働者)	坑内夫	1,200	600	27	11	38	2.3%	3.6%
	坑外夫	()	()	()	()	()	()	()
	坑内女	1,200	600	27	11	38	2.3%	3.6%
	坑外女	()	()	()	()	()	()	()

F. 従業員給与状況

採出先	採出区	実働者総人数	月 給				合 計	平均月給
			高 率	高 率	低 率	低 率		
高野川	坑内夫	1,200	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
	坑外夫	()	()	()	()	()	()	()
	坑内女	1,200	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
	坑外女	()	()	()	()	()	()	()
高野川(小働者)	坑内夫	1,200	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
	坑外夫	()	()	()	()	()	()	()
	坑内女	1,200	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
	坑外女	()	()	()	()	()	()	()
高野川(小働者)	坑内夫	1,200	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
	坑外夫	()	()	()	()	()	()	()
	坑内女	1,200	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
	坑外女	()	()	()	()	()	()	()
高野川(小働者)	坑内夫	1,200	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
	坑外夫	()	()	()	()	()	()	()
	坑内女	1,200	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
	坑外女	()	()	()	()	()	()	()
高野川(小働者)	坑内夫	1,200	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
	坑外夫	()	()	()	()	()	()	()
	坑内女	1,200	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
	坑外女	()	()	()	()	()	()	()

G. 臨時夫給与状況

採出先	採出区	人数	合計	平均月給
高野川	坑内夫	1,200	100,000	100,000
高野川	坑外夫	()	()	()

調査先 高野川(小働者) 調査員 高野川(小働者) 調査日 昭和25年6月10日

調査先 高野川(小働者) 調査員 高野川(小働者) 調査日 昭和25年6月10日

調査先 高野川(小働者) 調査員 高野川(小働者) 調査日 昭和25年6月10日

石炭月報 (労働二) 記載注意

一般注意事項

1. 調査の目的および調査部の取扱いについて
 - 65 調査の目的 この調査は、統計社にもとづく産業調査部による統計調査機関の定めたところによつて、生産物集計を作成し、採炭産業関係の実態を明らかにすることを目的とします。
 - 66 採炭の保護 この調査に採炭内容に関する情報は保護され、統計上の引当以外の個別事情等には決して開示されることはありません。
 - 67 申告義務の免除 申告義務が免除されない場合および申告の申告をした場合は統計法にもとづいて罰せられることがあります。
2. 調査対象について

この調査は、石炭を採掘する事業所 (石炭鉱) を対象とし、事業所の管理責任者が調査票についての責任を負います。
3. 採出、採送、転換、名義変更について

鉱業法施行規則により、事業所が採出、採送、転換、名義変更した場合は、その変更の事由および年、月、日を報告して下さい。なお、採出、採送等の場合も引継ぎ空欄がある場合はこの調査票を提出して下さい。
4. 調査期間について

調査票は毎月1日より月末にいたる1ヶ月間について記載するのを原則とします。原則により集計は毎月20日、25日など事業所における集計開始日等を原則とする1ヶ月間をもつて集計の範囲としても調査ありませんが、その場合は必ず調査票にその理由を記述することにも、十分に配慮しないよう注意して下さい。ただし、調査票提出された調査票が理由によって報告期間を異にするとはなりません。
5. 記載位置
 - 68 調査票宛先の記載 採出および採送にたいし、正確明確に記入して下さい。
 - 69 数字はすべて算術数字を用い、単位は単位を明記して下さい。
 - 70 規定による記入となるときは、内容を符号規定により記入する場合は、備考欄にその規定方法を明記して下さい。
 - 71 記入事項の無い場合、その他調査票と異なる必要が生じた場合は、その都度速やかに報告して下さい。
6. 調査票の提出期、調査票および採出票について

調査票は3箇月前、所管産業局長あて翌月20日までに必ず送るよう提出して下さい。

各欄記載事項

1. 採炭日数について

採炭日数とは炭鉱所定の稼働日数をいいます。従つて休日は含まれません。なお、炭鉱所定の稼働日に「ストライキ」があった場合でも稼働日とします。
2. 従業員数について
 - 72 実働者総人員とは採炭日における実働者を算出したものを記入して下さい。
 - (1) 休日出勤者が休出となった場合その休出日における実働者総人員に算入して下さい。
 - (2) 「ストライキ」により休業した場合は算入しません。
 - (3) 若狭休業も算入します。
 - 73 実働者総人員は炭鉱所定の範囲を指し、また稼働日とするとを問わず実際に出勤した人数を記入して下さい。(一方の所定時間2日にわたる場合でも一人とします。)
 - 74 採炭時間について
 - (1) 所定時間内労働時間とは、採炭日に実働者が所定の就業時間内において実際に労働した時間を算出したものをいいます。
 - (2) 所定時間外労働とは、採炭日中労働時間外に労働したものをいいます。
 - 75 労働時間について

採炭時間労働時間(74)によつて定められた所定就業時間外に労働したものをいいます。
3. 労働者の数について

労働者数 = $\frac{\text{労働者総人員}}{\text{実働者総人員}} \times 100$ (ただし、労働者総人員がゼロの場合は労働者総人員を1と仮定して算出すること。)
4. 資金について
 - 76 資金総額には法的による資金およびその他の給付を含みます。
 - 77 高率資金と低率外資金との区分は法的の通りであります。
 - 78 資金以外の給付とは法的による高率、高率外資金に属さないもので、たとえば通勤手当、住宅手当、教育手当、厚生手当等であります。
 - 79 毎月定めて支払われる資金とはその月の支払うべき計算上の金額であつて、金融の都合上資金が支払れなくとも法的に記入して下さい。(借入金と見做すこと) 借入金については毎月定めて返済が通水のある月またはそのほかの通水されることになり、その月からの借入が一旦に返済して支払われた場合の金額をいいます。
 - 80 平均人員とは、実働者総人員を稼働日数で除したものであります。

報告統計第11号
形式：表-2-C

通商産業省生産動態統計課長
石炭月報(勞務二)
昭和38年 4月分

報告月 通商産業省
報告期日 4月19日
報告部数 3部

6. 勞務者就業状況

報告区分	調査項目	実働総人員	労働可能人員	勤 務 時 間 数			労働力指数	労働率
				勤務時間総数	標準労働時間数	合計		
常勤労働者	男性	11,720	6,077	22,661	18,479	20,920	100.0	100.0
	女性	1,970	1,000	3,661	2,611	2,660	100.0	100.0
	計	13,690	7,077	26,322	21,090	23,580	100.0	100.0
	平均	13,690	7,077	26,322	21,090	23,580	100.0	100.0
非常勤労働者	男性	1,200	1,270	1,270	1,270	1,270	100.0	100.0
	女性	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	100.0	100.0
	計	2,200	2,270	2,270	2,270	2,270	100.0	100.0
	平均	2,200	2,270	2,270	2,270	2,270	100.0	100.0
合計	男性	12,920	7,347	23,931	22,749	25,190	100.0	100.0
	女性	2,970	2,000	4,661	3,611	3,660	100.0	100.0
	計	15,890	9,347	28,592	26,360	28,850	100.0	100.0
	平均	15,890	9,347	28,592	26,360	28,850	100.0	100.0
臨時労働者	男性	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	100.0	100.0
	女性	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	100.0	100.0
	計	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	100.0	100.0
	平均	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	100.0	100.0

7. 従業員給与状況

報告区分	調査項目	賞 金 給 付 額				平均人員
		賞 金 総 額	賞 金 総 額	賞 金 総 額	賞 金 総 額	
常勤労働者	男性	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	100.0
	女性	500,000	500,000	500,000	500,000	100.0
	計	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	100.0
	平均	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	100.0
非常勤労働者	男性	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	100.0
	女性	500,000	500,000	500,000	500,000	100.0
	計	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	100.0
	平均	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	100.0
合計	男性	2,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000	100.0
	女性	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	100.0
	計	3,000,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000	100.0
	平均	3,000,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000	100.0

8. 福利支給状況

賞 金 給 付 額	日 給
社 内 給 付 額	(数値) 26 (日)
社 外 給 付 額	
計	

企業名 株式会社石炭 通商産業省(東京) 調査所名 通商産業省(東京) 調査員 調査員 調査員

石炭月報(労働二)記載注意

一般注意事項

- 調査の目的および調査者の取扱いについて
 - 調査の目的 この調査は、統計法にもとづく調査標準法を基礎統計調査規則の定めるところによつて、生産調査統計作成し、炭鉱従業員雇用の実態を明らかにすることを目的とす。
 - 調査の範囲 この調査の範囲内容に関する解釈は前記に準拠され、統計上の目的以外の職務等には決して利用されることはありません。
 - 調査義務および罰則 炭鉱事業者が配合しない場合および都合の申立てをした場合は統計法にもとづいて罰せられることがあります。
- 調査方法について
この調査は、石炭を採掘する事業所(石炭鉱)を対象とし、事業者の管理責任者が調査票についての責任を負います。
- 採出、閉山、転換、名称変更について
鉱業法施行規則により、事業所の採出、閉山、転換、名称変更した場合は、その変更の事由および年、月、日を報告して下さい。
なお、採出、閉山等の場合も引継ぎ調整書がある時はこの調査票を提出して下さい。
- 調査期間について
調査票は毎月1日より月末にいたる1ヶ月間について記載するものを原則とします。原則より短い場合は特別期間、閉山など事業所における特別閉山等は翌月日とする1ヶ月間をもつて報告の範囲としても承認ありませんが、その場合は必ず備考欄にその旨を記入するとともに、みだりに変更しないよう注意して下さい。ただし、調査事項または調査員名によつて報告期間を異にすることは許されていません。
- 記載注意
 - 調査票所定の枠、単位および単位にしたがひ、正確明瞭に記入して下さい。
 - 数字はすべて算用数字を用ひ、毎位未満は四捨五入して下さい。
 - 規定による記入はなるべく正確、やむを得ず規定より記入する場合は、備考欄にその理由を明記して下さい。
 - 記入事項に誤りがあった場合、その他調査票訂正後訂正の必要が生じた場合は、その都度速やかに報告して下さい。
- 調査票の提出時期、提出日および期日について
調査票は3部作成し、所管自治体炭鉱課まで翌月期日までに送達するよう提出して下さい。

各欄注意事項

- 従業員数について
従業員数とは炭鉱所定の従業員をいいます。従つて自休日は含まれません。なお、炭鉱所定の従業員に「ストライキ」があった場合は別項として扱います。
- 従業員就業状況について
 - 炭鉱所定人員とは就業日における実態を算出したものを記入して下さい。
 - 自休出勤者の状況をつつた場合その日付における炭鉱所定人員に算入して下さい。
 - 「ストライキ」により休業した場合は算入しません。
 - 有給休暇も算入しません。
 - 労働者個人は就業時間の短縮を問わず、また休業日たとえとも関わらず実際に出勤した人数を記入して下さい。(一方の所定労働日に二日かかる場合でも一人とします。)
 - 雇入・雇出期間について
 - 所定労働日の雇入期間とは、休業日に炭鉱者が所定の就業時間内において実際に出勤した時間を算出したものをいふ雇入期間を含めず、炭鉱所定労働日とは自休出勤中は現実的実数を算出したものをいいます。
 - 雇入期間について
雇入期間を原則として定められた所定就業時間内で終了したものをいいます。
- 労働者の異動は次の通り
 - 労働者の異動は次の通り
労働者数 = 炭鉱所定人員 × 100 $\left(\frac{\text{ただし、労働者数2行以下は四捨五入}}{\text{し労働者数第一まで記入のこ。}} \right)$
- 資金について
 - 資金期間には採出による資金およびその他の給付を含みます。
 - 基本資金と基本外資金との区分は採出の通りであります。
 - 資金以外の給付とは採出による基本、基本外資金に類さないもので、たとえば奨励手当、住宅手帳、教育手当、専任士手当等であります。
 - 「毎月定つて支払われる賃金」とはその月の支払うべき計課上の金額であつて、金額の総額と現金が支払わなくてもこの額に記入して下さい。「臨時賃金」とはたとえ給与決定が過月のある月までその分の給付が通用されることに決定し、その月からの金額が一括支払は行はれて支給された賃金の金額をいいます。
 - 平均人員とは、炭鉱所定人員を就業日数で除したものであります。

通商産業省労働統計調査
石炭月報(勞務二)
昭和 38 年 4 月分

調査統計部資料
様式一表-2-C

調査年度 昭和38年度
調査期日 4月1日
調査回数 1回

6. 外務者就業状況

調査項目	調査項目	実働者数(人)	労働者数(人)	前年同月比		労働者率	労働率	
				前年同月比	前年同月比			
調査区分	在外者数	既内次	6,278	6,278	100.0	100.0	100.0	100.0
		(内訳別)	(2,021)	(2,021)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)
	既外次	既内次	2,267	2,267	100.0	100.0	100.0	100.0
		計	2,267	2,267	100.0	100.0	100.0	100.0
	在外者率	既内次	1,297	1,297	100.0	100.0	100.0	100.0
		(内訳別)	(344)	(344)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)
	既外次	既内次	2,772	2,772	100.0	100.0	100.0	100.0
		計	4,639	4,639	100.0	100.0	100.0	100.0
	合計	既内次	3,177	3,177	100.0	100.0	100.0	100.0
		(内訳別)	(2,021)	(2,021)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)
既外次	既内次	6,241	6,241	100.0	100.0	100.0	100.0	
	計	12,482	12,482	100.0	100.0	100.0	100.0	
臨時次	既内次							
	計							
前年同月比	既内次							
	計							

7. 従業員給与状況

調査項目	調査項目	賃金		労働時間		平均人員	
		高	低	数	率		
調査区分	在外者数	既内次	2,021,000	2,021,000	2,021,000	2,021,000	2,021
		(内訳別)	(678,000)	(678,000)	(678,000)	(678,000)	(678)
	既外次	既内次	2,267,000	2,267,000	2,267,000	2,267,000	2,267
		計	2,267,000	2,267,000	2,267,000	2,267,000	2,267
	在外者率	既内次	1,297,000	1,297,000	1,297,000	1,297,000	1,297
		(内訳別)	(344,000)	(344,000)	(344,000)	(344,000)	(344)
	既外次	既内次	2,772,000	2,772,000	2,772,000	2,772,000	2,772
		計	4,639,000	4,639,000	4,639,000	4,639,000	4,639
	合計	既内次	3,177,000	3,177,000	3,177,000	3,177,000	3,177
		(内訳別)	(2,021,000)	(2,021,000)	(2,021,000)	(2,021,000)	(2,021)
既外次	既内次	6,241,000	6,241,000	6,241,000	6,241,000	6,241	
	計	12,482,000	12,482,000	12,482,000	12,482,000	12,482	
臨時次	既内次						
	計						
前年同月比	既内次						
	計						

8. 臨時失給状況

調査項目	賃金		備考
	高	低	
既内次			(備考) 26 (日)
既外次			
合計			

企業名: 日吉煉炭所
事業所名: 日吉煉炭所
本所または本支所所在地: 福岡県宮田郡宮田町2丁目266
事業所所在地: (電話番号) 266 (番)

調査番号 (4420)

通商産業省

石炭月報(勞務二)記載注意

一般注意事項

- 調査の目的および調査態の取扱いについて
 - 調査の目的 この調査は、統計法のもとで調査産業連立労働統計調査統制の定めるところによつて、生産動態統計を合成し、採炭従業員数等の労働者数ならにすることを目的とします。
 - 調査の範囲 この調査は、採炭に関する採炭は鉱業に限定され、統計上の目的以外の機関等事務等には決して利用されることではありません。
 - 申告義務および罰則 申告義務者が申告しない場合および虚偽の申告をした場合は統計法にもとづいて罰せられることがあります。
- 調査対象について
 この調査対象は、石炭を採掘する事業所(石炭坑)を対象とし、事業所の管理責任者が調査期間についての責任を負います。
- 休日、出勤、転勤、名義変更について
 鉱業は常時稼働により、事業所が休日、出勤、転勤、名義変更した場合は、その都合その理由および年、月、日を報告して下さい。なお、休日、出勤等の場合も引続労働者がある時はこの調査票を提出して下さい。
- 調査期間について
 調査票は毎月1日より月末にいたる1ヶ月間について記載するのを原則とします。原則により無い場合は毎月25日、25日など事業所における稼働終了日等を最終日とする1ヶ月間をもつて報告の期間としても認定されますが、その場合は必ず備考欄にその理由を明記するとともに、みだりに変更しないように出題して下さい。ただし、調査事項または調査項目によつて報告期間を変更することはよくして下さい。
- 記載注意
 - 調査票所定の枠内、扉裏および裏面にしるはり、正誤情報等を記入して下さい。
 - 数字はすべて算用数字を用い、扉裏面は四捨五入して下さい。
 - 年度による記入はなるべく分け、やむを得ず年度により記入する場合は、備考欄にその認定方法を明記して下さい。
 - 記入事項に誤りがあった場合、その修正資料提出後訂正の必要が生じた場合は、その修正票や本に報告して下さい。
- 調査票の送付期間、提出期および提出先について
 調査票は3次作成し、所定調査産業連立表に毎月30日までに送付するよう取扱して下さい。

各欄注意事項

- 採炭日数について
 採炭日数は採炭所定日(採炭日)をいいます。従つて公休日は含まれません。なお、就業所定の休業日に「ストライク」があつた場合でも採炭日とします。
- 従業員数等の取扱いについて
 - 労働者総人員とは採炭日における実働者を業計したものを記入して下さい。
 - 公休日勤務が代休をとつた場合その代休日における労働者総人員に算入して下さい。
 - 「ストライク」等よつて休業した場合は算入しません。
 - 有給休暇も算入します。
 - 労働者総人員は就業時間内を問はず、また採炭日たと否とを問はず実働日に換算した人数を記入して下さい。(一方の所定時間外二日にわたる場合は一人とします。)
 - 給付期間数について
 - 所定時間内労働時間数とは、採炭日に実働者が所定の就業時間内において実働に介した時間を算出したものをいひ休憩時間を含みます。
 - 超過労働時間数とは公休日勤務時間数を算出したものをいひます。
 - 労働日数について
 給付期間数を換算して定められた所定就業時間数で除したものをいひます。
- 労働率の算出は次の通り

$$\text{労働率} = \frac{\text{労働日数}}{\text{労働者総人員}} \times 100 \quad (\text{ただし、労働日数は以下は四捨五入})$$
 (労働日数は労働者総人員を労働者総人員で除したものをいひます)
- 賃金について
 - 賃金総額には賃約による賃金およびその他の給与を含みます。
 - 標準賃金と標準外賃金との区分は原則的の通りであります。
 - 賃金以外の給与とは原則による標準、標準外賃金に属さないもので、たとえば通勤手当、住宅手当、教育手当、寮費手当等であります。
 - 1ヶ月定めて支払はる賃金とはその月の支払うべき計算上の金額であつて、金庫の都合上現金が支払はるなくともこの欄に記入して下さい。(俸給金)とはたとえ給与が支払はる月までかかればつて適用されることに決定し、その月からの金額が前払はるは分割して支給された場合の金額をいひます。
 - 平均人員とは、労働者総人員を採炭日数で除したものであります。